

# 中国の第11次5カ年計画（計画）に関する分析調査

富士通総研・経済研究所

2006年3月

## 要 旨

- ・ 中国経済は10%前後の高い成長を続けているが、社会構造と経済構造の歪みも経済成長とともに拡大している。国民の一部が先に豊かになることを奨励する「先富論」は結果的に所得格差の拡大をもたらした。民主的な選挙が実施されていない中国では、国民の参政権が認められておらず、農民や都市部の弱者層は資源配分において不利な立場に立たされている。経済成長の利益を享受できない弱者層の不満が爆発し、それが政府に向けられ、社会不安をもたらすリスク要因になっている。
- ・ 2006年から始動する第11次5カ年計画（以下、計画とする）はこれまでの5カ年計画と違って、単なる経済成長のスピードと規模の拡大を追及するだけでなく、所得配分の平準化を目指し社会の安定を維持する必要がある。中国では、所得格差の度合いを表わすジニ係数（1に近いほど所得格差が大きいことを表す）はすでに0.5を超えている（国連試算）。所得格差を縮小するために、社会弱者層に傾斜する所得配分の制度的枠組み作りが求められている。
- ・ 第11次5カ年計画では、農民の所得のボトムアップを図ることが中心課題の一つとされている。そのために農業税が廃止され、中央政府から農民に対して支給される補助金は3,400億元（2006年、一人あたり460元）に上る。このことは農民にとって間違いなく朗報であるが、心配もある。中央政府からの補助金が末端の農民の手に平準に行き渡るかどうかである。また、これは単なる一過性の「慈善事業」なのか、それとも恒常的に実施されるかという心配もある。要するに、農村地域における貧困削減は単なる所得移転だけでは、問題の解決にならず、農民の所得増を保障する制度的枠組み作りが求められる。
- ・ 第11次5カ年計画のもう一つの重点は、経済成長方式の転換といわれている。これまでの経済成長は投資主導のものであり、消費が伸び悩むなかで投資主導の経済成長は持続不可能である。言い換えれば、持続可能な経済成長を目指すために、消費振興が必要である。しかし、社会保障制度の整備が遅れている現状において、消費者が安心して消費することはできない。結局のところ、可処分所得の多くは貯蓄に回すしかない。したがって、消費の振興は単なる所得の増加だけではなくて、社会保障制度の整備など生活環境の改善が必要である。
- ・ 「高い貯蓄率→高い投資率→経済の高成長」のモデルでは「社会保障制度の未整備→消費の伸び悩み→デフレ経済（物価の低下）」により在庫の急増がもたらされ、さらに、国際貿易不均衡の原因にもなる。中国政府は再三に亘って重複投資を認めないとアナウンスしているが、企業の投資ビヘイビアを変えることはできない。ここで、金利の引き上げなどの金融政策を調整しないと、企業の投資行動は変わらない。しかし、人民元の切り上げ期待が高まるなかで、利上げは簡単にできない。
- ・ 今後5年間の社会構造と経済構造の変化を考えると、部分的に改善するような制度改革はもはや問題を根本的に解決することができない。ここで重要なのは、市場経済におけ

る国家と市場の役割を定義し、その関係を中国社会と経済において再検討しなければならないことである。

- ・ また、市場経済に適する政治システムの構築も重要である。共産党一党支配の政治体制と市場経済の矛盾はすでに社会及び経済の運営において大きな歪みをもたらしている。資源配分に対する国民の監督・監視機能が働かないこと、企業経営に対するガバナンス機能が欠如していること、国有企業に偏った国有銀行の信用創造が資源配分のミスマッチをもたらしていること、などは経済の非効率性の原因になっている。
- ・ したがって、第 11 次 5 年計画は弱者層に対する生活保障により、不満を抑えるだけでなく、本格的な構造転換が求められている。2008 年の北京オリンピックと 2010 年の上海万国博覧会といった国際的なイベントが予定され、それによる経済成長の牽引効果もあり、経済構造転換の絶好のチャンスといえる。逆に、チャンスを失えば、2010 年以降のオリンピック不況の到来など、深刻な社会問題が発生する恐れがある。

## 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 中国経済の現状と問題点 .....</b>	<b>5</b>
第1節 「改革・開放」政策の内実と問題点 .....	5
第2節 中国経済成長モデルとサステナビリティ .....	9
第3節 投資主導の成長軌道から消費主導への転換 .....	11
<b>第2章 中国における政策課題と経済政策のあり方 .....</b>	<b>14</b>
第1節 税財政政策のあり方 .....	15
第2節 持続可能な経済成長のための人口政策 .....	19
第3節 新発展観及び調和の取れた成長路線の内実 .....	28
第4節 持続可能な経済成長に向けたポリシーミックス .....	33
<b>第3章 中国の産業政策のあり方 .....</b>	<b>38</b>
第1節 国有企業改革と産業構造の高度化 .....	39
第2節 重工業からサービス業への政策重点のシフト .....	42
第3節 知的財産権立国の政策トレンド .....	45
第4節 産業政策の問題点 .....	52
<b>第4章 資源配分の効率化を目指す金融制度改革の課題 .....</b>	<b>58</b>
第1節 中国の金融制度の実態 .....	59
第2節 中国の金融政策のあり方と問題点 .....	61
第3節 金融国際化の流れと国内金融システムの脆弱性 .....	63
第4節 日中金融協力の行方 .....	66
<b>第5章 第11次5カ年計画の目指す新たな国家作りと問題点 .....</b>	<b>73</b>
第1節 中国における国家と市場の役割の再定義 .....	74
第2節 所得格差の縮小を目指す第11次5カ年計画 .....	76
第3節 中国社会の行方 .....	81
第4節 中国経済成長のワナ .....	87
終わりに .....	94
別添資料 中国経済主要指標（1999～2005年） .....	96

## はじめに

中国経済は改革と開放を試みながら、高い経済成長を維持してきた。計画経済から市場経済への制度移行において、決して無理な改革を行うことをせず、市場開放は外貨獲得と技術の習得のためのものと性格づけている。先進国へのキャッチアップを急ぐ途上国は諸条件が整わないにもかかわらず、無理に経済の自由化と市場開放を断行し、「制度疲労」を起こすケースがある。東欧諸国における国営企業の民営化や東南アジア諸国における金融オフショア市場の開放などはその典型例といえる。

中国の「改革・開放」政策について失敗例もある。振り返れば、1985年と1993年、経済の自由化を急ぐあまり、銀行融資が乗数的に膨らみ、採算の合わない投資プロジェクトや投機的な不動産投資を中心に投資の拡大は制御不能となり、悪性インフラがもたらされた。本来、中国の制度改革と市場開放は漸進主義と性格づけられているが、経済のキャッチアップを急ぐ躍進もみられた。

とはいえ、中国は制度改革と市場開放を模索しながら、これまでの20数年間、年平均9.5%の高成長を維持している。中国が経済成長を維持できている背景について制度論的に総括すれば、次の諸点を指摘することができる。

第1に、制度インフラ基盤の整備である。中国の制度移行は、制度面のインフラ基盤が整備されるまでは無理に自由化しないところが特徴的といえる。たとえば、国有企業改革について、1990年代半ばまで生産請負責任制の導入や企業機能と政府機能の分離といった改革が模索されたが、国有企業の民営化については終始慎重な姿勢を崩さなかった。結果的に、国有企業を株式会社に転換させ、その株式を徐々に公開するという方法が採られた。

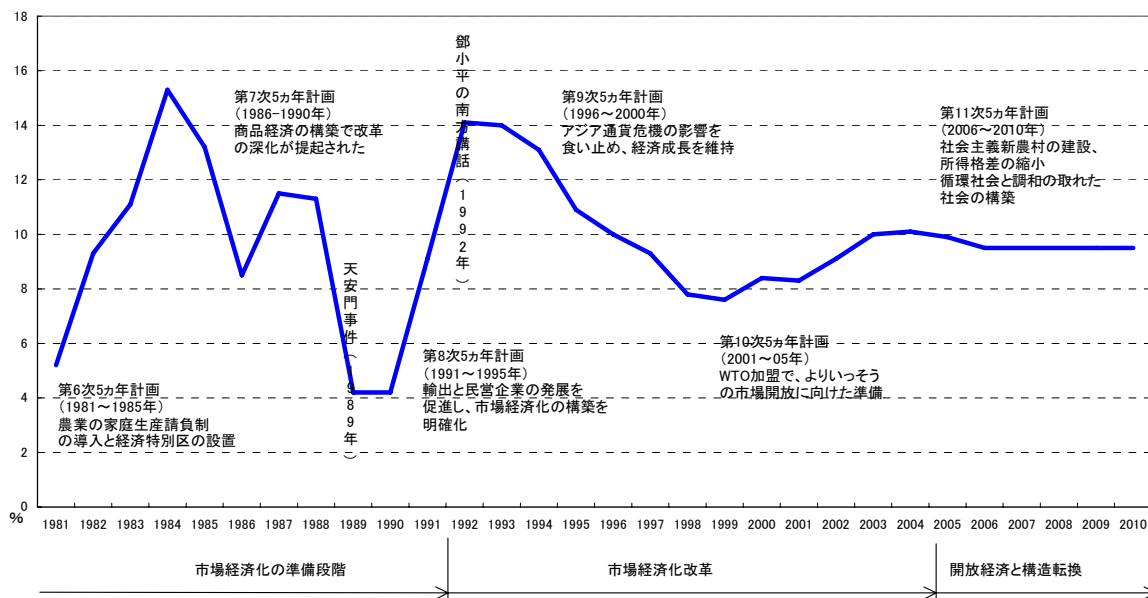
第2に、制度改革と市場開放は一斉に行うことをせず、条件の整った分野の開放から順次実施している。実際の制度改革のsequence（順序付け）をみると、農業→税制→国有企業→金融制度という順番で改革が行われている。このような順序付けがオーソドックスな開発経済論で判断して正しいことかはもはや重要ではない。改革する条件が整ったかどうか、そして、改革して成果を挙げることができるかどうかはその判断の重要な基準になる。

第3に、実体経済面の改革と開放を優先に行い、金融などサービス業の改革と開放を先送りすることである。衣食住は国の安全保障に係る重要な問題であり、そのなかでとくに食に係る改革は重要である。その基本として単なる農業の効率化だけでなく、食料の増産を常に意識しながら、農民にインセンティブ（incrementalism=増量主義）を付与するよ

うにしている。国有企業改革も同じように、いきなり国有企業の解体やリストラを行わず、国有企業の増産にインセンティブを付与していた。実際、国有企業の余剰労働者のリストラを断行したのは、政府の生活保障能力がかなり強化された1998年ごろからだった。一方、金融制度改革について中国政府はいまだに慎重な姿勢を崩していない。エクイティブ・ファイナンスの道を切り開くために、国有銀行は株式の一部を外国の銀行に売却しているが、国があくまでも過半数のシェアを支配する基本方針には変わらない、と金融担当の黄菊副総理は再三に亘って強調している。2006年3月14日、全人代閉幕の記者会見で温家宝総理は、国有銀行の株式の半数以上を外国の銀行に譲渡すると、金融危機とリスクは増えるのみであると応えた。

第4に、市場開放は産業政策に照らして実施されていることである。中国が市場を開放し、外国直接投資を誘致する狙いは、外貨不足を補い、優れた技術を取り入れるためである。とはいえ、国内市場を外資に全般的に開放せず、開放、制限と禁止といったようなカテゴリを設けて市場開放を行った。

図 制度改革と市場経済の進展と5カ年計画の関係



(資料) 中国国家統計局

(注) 2006年以降5年間の各年の経済成長率は社会科学院の予測値(9.5%)に対し、政府の成長目標は7.5と明らかに過小評価されている。

1979年を起点とする「改革・開放」政策はすでに18年の歳月が経過した。この間の制度改革と市場開放は順調に進展してきたわけではなく、大きく二つのフェーズに分けるこ

とができる（図参照）。まずは「改革・開放」初期から1992年までの市場経済化の準備段階である。フェーズ1では、農業改革、税制改革と国有企業改革（企業経営機能と政府行政機能の分離）などが行われた。しかし、これらの改革の方向性は必ずしも明確に市場経済化に向けたものではない。経済制度改革は常に政治のイデオロギーの論争に巻き込まれ、ときにはイデオロギーの論争によって制度改革がスピードダウンすることもあった。たとえば、「改革・開放」は社会主義のものなのか、資本主義のものなのか、といった論争が1989年に起きた天安門事件をきっかけに台頭し、それによって市場経済化の進展が大幅に遅れた。

結局のところ、1992年春、「改革・開放」の失速を懸念した鄧小平の、「改革・開放」の加速を呼びかける「南方講話」によって、市場経済化に向けて「改革・開放」政策は再び動き始めたのである。それ以降、イデオロギーの論争は下火となり、制度改革と市場開放は政治の妨げから脱却し、市場経済に適する制度作りが本格始動した。この間、金融制度改革、財政税制改革（分税制の導入）、国有企業改革（余剰労働力のリストラと中小国有企業の民営化）などかつて考えられなかった大胆な改革が着手された。

もしアジア通貨危機が起きなければ、金融市場の対外開放も急ピッチで進められただろう。1996年、中国は経常収支に関する人民元の自由兌換を実施し、IMF8条国に移行した。しかし、1997年7月、タイバートの暴落を発端とするアジア通貨危機が発生したため、中国も金融市場の対外開放について慎重な姿勢に転じた。

「改革・開放」政策の初期の第6次5カ年計画から第10次5カ年計画までトータルして5つの5カ年計画を実施してきた。これらの5カ年計画の制定はそのときの政治の意図を反映し、経済成長のスピードと方向性を決めていた。2006年から第11次5カ年計画が始動し、その重点は「社会主義新農村の建設」にあるといわれている。しかし実際は、経済成長のスピードと規模の拡大を追及してきた「改革・開放」政策の副産物として所得格差が拡大し、低所得層の不満が増幅する一方である。とくに、7億4,500万人の農民は年平均9.5%もの経済成長の利益を享受できないでいる。それだけでなく、経済開発のために、農民の土地が無断に取り上げられ、土地を失った農民は4,000万人に上るといわれている。農民にとって土地は生活保障そのものであり、土地を失った農民は生きていく手段を失い、地方政府を取り囲み、集団的暴動事件が多発している（2004年7万件、2005年8万7千件）。

結論的にいえば、第11次5カ年計画はこれまでの計画と違って、単なる経済成長と経

済規模の拡大を迫るだけでなく、経済成長の成果を貧困層により多く配分するような制度的枠組み作りが求められている。本調査研究プロジェクトは第11次5カ年計画の背景、内容と課題を解明し、今後の中国経済の行方を展望する。なお、本研究プロジェクトの調査実施にあたり、中国の大連市で日中両国の専門家会合を開催し、第11次5カ年計画や日中の経済協力について議論を行った。その結論の一部が本報告書に盛り込まれていることを特筆しておきたい。

なお、本報告書の内容や意見は、執筆者株式会社富士通総研に属するものであり、財務省の見解を示すものではないことを申し添える。



## 第1章 中国経済の現状と問題点

中国経済は2003年以降、9%以上の高成長を続けている。中国経済の好景気は決して意外なことではない。江沢民・朱鎔基から胡錦濤・温家宝への政権交替が今回の好景気のきっかけである。そもそも中国経済には景気循環がなく、政治循環しかないといわれている（発展改革委員会マクロ研究院副院長）。政権交替すれば、経済の風向きも変わる。

そのほかに、好景気に寄与する経済的要因として次の諸点があげられる。第1に、政府は8%もの経済成長目標を掲げ、景気の先行きについてポジティブなメッセージを発信している。第2に、2008年の北京オリンピック、2010年の上海万国博覧会といった国際イベントが予定され、少なくとも2010年までは現在の好景気が続くだろうと期待されており、投資家はこうした期待に基づいてマーケットシェアを獲得する新規投資を増やしている。第3に、皆で渡れば怖くないという群衆心理の下で投資が新たな投資を呼んでいる。第4に、1998年以来のデフレが完全に解消されていないにもかかわらず、最終消費財のデフレ情報は川上の素材産業の規模拡大の調整に寄与していない。いわゆる情報の非対称性が生じているのである。

これらの諸点を背景に、中国経済は新たな好景気に突入し、それを受けて、中国政府は2010年の一人当たりGDPを2000年の倍に拡大させるいわゆる「所得倍增計画」を発表した。このような楽観的な景気見通しが新たな投資を誘い、景気は過熱気味になったのである。本章は、中国経済の内実を分析し、今後の動向を展望する。

### 第1節 「改革・開放」政策の内実と問題点

中国経済の原動力についてすでに数多くの先行研究が行われ、2005年度の委託研究報告のなかでも詳しく述べたがここでブリーフィングしたい。中国経済成長の源泉は、40%に上る国内の貯蓄率（国民貯蓄÷GDP）であり、それによって40%以上の投資率（固定資本形成÷GDP）が支えられている。したがって、中国経済は投資主導型のものになっている。問題は、このような投資主導型の経済成長は変動しやすく、持続していけるかどうかということにある。

オーソドックスな経済成長理論では、経済セクター間の労働の移動と資源の再配分による生産性の向上が経済成長に寄与するとしている。このような論議を踏まえれば、中国は、第1次産業から第2次産業への労働の移動、農村部から都市部への労働の移動により労働

生産性の向上が実現され、それによって経済成長が牽引される。

しかし、実際の経済成長の中身をみると、その図式はそれほど単純なものではなく、より複雑なものである。

第1に、経済成長のきっかけは計画経済から市場経済への制度移行により政府の統制が緩和され、企業と個人の生産意欲が喚起されていることである。言い換えれば、資源配分の効率化と拡大生産のインセンティブ付与が中国経済を成長軌道に乗せたきっかけであろう。問題は、「改革・開放」政策といわれる制度移行は最初からきちんとした制度設計が行われず、経済部門の改革も正しい sequence（順序付け）に基づいて行われていなかったことにある。改革しやすい分野から着手することで、現在になって難問が山積している。

第2に、「改革・開放」政策の動機として30年にわたる計画経済の失敗によって中国経済が破綻寸前にあり、こうした瀕死の状況から一刻も早く貧しさから中国を救い上げなければならなかった。また、欧米諸国はもとより、日本や韓国も先進国入りし、中国は人材も資源も有する大国なのに、経済は発展するどころか、後退する一方だった。結局のところ、豊かになろうとする動機から「改革・開放」政策が始まったが、社会主義や毛沢東思想は否定せず、経済だけを発展させようとしている。しかし、経済制度と政治システムが適合しなければ、いずれ経済成長は政治によって妨げられるようになる。要するに、経済制度と政治システムの組み合わせの適合性を見直さなければならないのである。

第3に、市場プレーヤーとしての企業や個人に一定の自由を与え、その上昇志向により経済成長が実現されればよいというポリシーメーカーの考え方はもはや通用しない。たとえば、人民をコントロールする戸籍管理制度や所属組織の「档案」（個人情報）という人事管理システムなどいずれも効果が薄れている。中国経済は予想よりも急劇にグローバル化している。外国の企業は自由に投資できるようになっており、中国人も金さえあれば海外旅行や留学することも認められている。こうしたなかで、20年前の国民管理システムによる束縛はまったく無意味なものになりつつある。

マクロ的に、貯蓄（ $S$ ）が高水準で推移し、投資（ $I$ ）となり、マクロ経済（ $Y$ ）の成長を牽引しているが、経済規模の拡大とは裏腹に、資源配分は必ずしも100%市場メカニズムにもとづいて行われていないため、権力を持つ者により多くの資源が集中するようになっている。世界銀行の計測でも貧富の格差を表わすジニ係数は0.5に達しており、社会の不安定化を示す赤信号が点滅している。

確かに、投資（ $I$ ）の拡大は経済成長（ $Y$ ）を牽引することができるが、固定資本形

成は際限なく増えることはない。とくに、投資の拡大に伴う生産能力の強化を消化する十分な需要がなければ、投資はいずれ頭打ちとなる。1997年のアジア通貨危機以降、多くのアジア諸国の経済と同じように、中国経済もデフレに突入し、家電、繊維アパレル、日用雑貨、自動車などの価格はいずれも下落を続けている。設備投資を続ける一方、需要が増えなければ、企業採算が悪化し、債務危機に陥る。さらに、企業経営の悪化は銀行のバランスシートを悪化させ、負のスパイラル循環に陥る恐れがある。これは過去10年間の中国経済が直面した構造問題であり、未だに暗いトンネルの出口を見出せないでいる。

ここでミクロの考察もしてみる。経済の自由化に伴い、企業経営の自由裁量権の拡大が、株主によるコーポレートガバナンスが確立していない現状において、経営資源を支配する国有企業は、行政と癒着し、市場を独占または寡占している。とくに、国有企業の経営者は、行政の保護によって破綻する心配がなく、市場における独占利益を享受すべく、常にマーケットシェアの獲得競争に走っている。例えば、富山の東亜製薬を買収した広東省の三九製薬は、国有企業の優等生とみられており、わずか数年間で400社にのぼる企業グループに成長した。しかし、表向きでは海外の企業を買収できる巨大コングロマリットに見えても、グループ企業間の帳簿の付け替えなど粉飾決算が行われ、中身はとっくに債務超過に陥っているといわれる。2005年12月、同社の経営陣が相次いで逮捕された。その理由は不正な財務処理にあるといわれる。総資産200億元（3,000億円）の三九グループは98億元（1,470億円）の債務超過に陥り、21の銀行は債権者として三九を裁判所に訴えたのである。

国有企業の債務超過の問題について、三九グループはその氷山の一角に過ぎない。公表ベースでは、国有銀行4行の貸出資産の15%は不良債権になっている。これらの不良債権の背後に、三九グループのような華々しい経営パフォーマンスを展開しているが、実態がとっくに破綻状態に陥っている国有企業がある。

中国企業の経営実態を概観すると、経済の牽引役だったはず主要企業の多くはその経営実態が必ずしも芳しくない。フランス社トムソンとジョイント・ベンチャーを設立したテレビメーカーのTCLはその後の経営が苦境に陥っている。安いテレビを薄利多売する四川省の長虹電器はかつて「テレビ王」と称賛されていたが、現在でも経営難に陥っている。経営が困難に陥っているのは何も国有企業だけではない。広東省の民間企業の科龍電器（冷蔵庫とエアコンメーカー）は不正な会計操作によって経営トップが逮捕された。

大手国有企業が相次いで経営難に陥り、民間企業のトップが次から次へと逮捕されるの

は、中国経済の構造上及び制度上の問題として指摘されている。何よりも、企業経営の問題は最終的に中国経済全体の生産性を悪化させ、それによって経済成長そのものが息切れする可能性も出てくる。

第1に、企業経営の基本は利益の最大化であるが、短期的な利益を最大化するのか、それとも長期的な利益を最大化するのかによって、結果的に経営のあり方は大きく異なる。中国は市場経済の歴史が僅か10数年程度であり、信用秩序が確立されておらず、企業経営にとってその将来ビジョンを描けない状況にある。そのなかで、国有企業の経営者は実質的に国家幹部、すなわち公務員であるため、その業績を評価する制度が市場化されていない。したがって、在任中、なるべくその個人の利益を最大化するようなビヘイビアを取る傾向が強まる。他方、民営企業の経営者については、個人財産が一応法的に守られているものの、その経営を取り巻く環境は国有企業が優遇されるという差別的なものである。民営企業は経営行動が短期化している国有企業と競争していくうえで、自らも短期的な利益を最大化するようになっている。

第2に、市場経済制度の不備である。市場経済の基本的な考え方は、共通したルールのもとで自由に競争することである。ルール違反しているかどうかは、行政及び国民による監督を受ける、いわゆる民主主義的な政治体制が前提である。現状において、民主主義的な国民による監督体制が用意されていないため、市場プレーヤーのルール違反は日常茶飯事である。たとえば、株式公開を果たしている企業（その90%は国有企業）の多くは十分な情報公開を行っていないため、投資家の信頼が失われている。端的に言えば、政治改革の遅れは市場経済改革の妨げになっているといえる。

第3に、ソフトな予算制約である。市場経済において企業の投資はファイナンスコストという予算制約の下で期待収益性を考慮して投資規模が決まる。しかし、国有企業体制においては採算の取れないプロジェクトに投資することが多い。シェアホルダーという所有者の責任が明確になっていないため、投資を決定する経営者と返済の責任を負う経営者は必ずしも一致しない。したがって、国有企業は常に投資を拡大する傾向にある。同時に、民営企業の投資においてもモラルハザードがみられる。市場の透明性が低いため、企業の債務逃れなどの違法行為に対する責任追及は難しい。言い換えれば、法律違反のコストが低いことが企業のモラルハザードをもたらしているのである。

第4に、政府の8%経済成長目標は投資家の投資マインドを楽観的なものに変えている。これまでのところ、4~5年が周期となる中国経済の景気循環は景気の先行きについて楽観

的な見通しをみせている。また、中国経済の現状からも当面成長が続くと判断される。結果的に、よほど厳しい景気引締政策を実施しなければ、投資家は常に投資を増やそうとする。

問題は、こうした投資主導の経済成長は消費が拡大しない中でどこまで持続できるかということにある。内外のエコノミストの多くは、中国経済は2010年の上海万国博覧会まで成長を続けるだろうと楽観的にみている。国際的なイベントが経済成長を牽引する力は無視できないが、中国経済の内実を詳しく分析することが必要である。

## 第2節 中国経済成長モデルとサステナビリティ

一般的に経済成長は、資本と労働によって決まる ( $Y=f(K, L)$ )。中国のように労働力が、短期的には際限なく供給できる国の場合、資本が決定的に重要である。ただし、資本と労働は、一般的に限界生産性が逡減的であるため、経済成長にとって資本と労働と同じように重要なのは技術である。すなわち、生産要素（資本と労働）と生産技術によって経済成長が決まる。

国民所得勘定の恒等式  $Y=C+I+G$  で考えた場合、 $I=S$  であるため、 $Y=C+S+G$  に変形することができる ( $Y$ は国民所得、 $C$ は消費、 $I$ は投資、 $G$ は政府支出、 $S$ は貯蓄)。ここで、消費率と貯蓄率の関係を  $c=(1-s)y$ 、ただし  $0 \leq s \leq 1$  と定義することができる。投資率は  $i=sy$  となる。古典的なソローの成長モデルでは、長期的に経済成長は貯蓄率 ( $s$ )、すなわち、投資率 ( $i$ ) によって決まると結論付けされている。

ただし一般的に、生産要素（資本と労働）は限界生産性が逡減的であるため、短期的に貯蓄率の上昇によって経済は成長するが、いずれ定常状態に収束すると考えられる。すなわち、このソローの成長モデルでは持続可能な経済成長は説明されない。

ここで、労働の増加と技術の進歩を加えて考え直してみることにする ( $Y=f(K, L * E)$ 、 $E$ は労働生産性)。  $\Delta L = L * E (n+g)$ <sup>1</sup> というように書き換えられる。すなわち、労働生産性 ( $E$ ) と技術進歩 ( $g$ ) によって経済が成長するということになる。ここでは、技術進歩と労働の増加のいずれも経済成長の源泉になっている。ここで、経済成長を、資本の成長、労働の成長と技術進歩の合計と置き換えることができる。

このような古典的な成長モデルに照らし合わせてみると、中国経済成長の源泉はその高

<sup>1</sup>  $\Delta L = (1+n)L \times (1+g)E - L \times E = L \times E \{ (1+n)(1+g) - 1 \}$   
ここで  $n \leq 1$ 、 $g \leq 1$  のとき、 $ng \neq 0$  と近似できるため、 $\Delta L = L \times E (n+g)$

い貯蓄率にあるといえる。際限なき労働の供給、高い貯蓄率、資本装備率の上昇による技術の進歩が9%以上の経済成長を支えている。生産関数  $Y=f(K, L)$  を  $L$  で割ると、 $Y/L=f(K/L, 1)$  になる。表 1-1 に示す通り、資本装備率が近年、急上昇するのを受けて、労働生産性 ( $Y/L$ ) も上っている。

表 1-1 急上昇する労働生産性と資本装備率

	1986-1992 年	1993-1999 年	2000-2004 年
労働生産性 ( $Y/L$ )	2.89	9.11	14.77
資本生産性 ( $Y/K$ )	3.48	2.83	2.43
資本装備率 ( $K/L$ )	0.83	3.21	6.08

(資料) ADB Key Indicators 2005

しかし、資本の限界効率が収穫逓減的であるため、設備投資を増やすだけでは、経済成長は持続不可能である。速水裕次郎 (2000) によれば、一般的に開発途上国は先進国経済へのキャッチアップを急ぐあまり、所得分配率を抑制し、資本分配率を上げる政策が採られる。中国の「改革・開放」政策はまさに所得分配率を抑制しながら、固定資本形成の伸びを支えてきた。

固定資本形成の GDP 寄与度を 40%前後と維持しながら、その伸び率は毎年 20~30% に上る。一方、消費の GDP 寄与度は他の途上国に比べても低く、45%程度であり、消費の伸び率は 10%前後で推移している。また、将来の生活に対する不安などから消費を控える傾向が強まり、消費性向は経済成長が続いているにもかかわらず、低下傾向を辿っている。

中国政府にとってここで経済成長を維持しなければならない背景には、経済成長が鈍化すれば、失業問題が深刻化することが挙げられる。ポリシーメーカーにとって経済成長は有効な雇用対策になっているようだ。しかし、労働生産性の上昇により、かつてに比べ、経済成長による雇用の創出効果は低下傾向を辿っている。極めてラフな計算だが、1995 年までの経済成長の雇用創出は 1 ポイントの成長で 120 万人の新規雇用が創ることができた。2000 年以降、経済成長の雇用創出効果は 75 万人程度に低下した。分かりやすい表現でいえば、10 年前までは、10%の経済成長によって 1,200 万人の新規雇用が創られたが、現在は 750 万人の雇用しか創られなくなった。

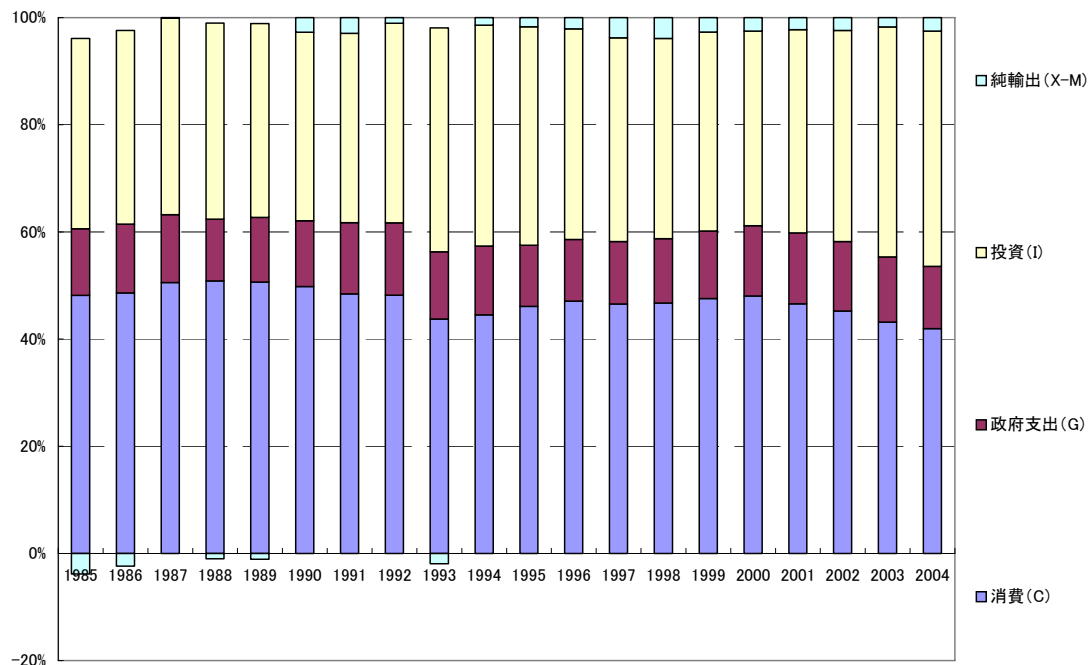
中国経済は様々な問題を抱えている高速列車のようなもので、それを停めてから修理することはできず、一定のスピードを保ちながら、修理していかなければならない難しい作

業である。ここで、必要なのは、資本、労働と技術進歩を同時に供給するとともに、市場経済に適する制度的枠組みの構築である。まず、市場のプレーヤーである国有企業の経営ビヘイビアを行政指令に基づくものから市場経済に適するものに転換させる。もう一つは、政府は市場取引に直接に関与すべきでなく、あくまでも市場のレフェリーの役割を徹底すべきである。

### 第3節 投資主導の成長軌道から消費主導への転換

2005年12月、国家統計局は1993～2004年の経済センサスの結果を発表し、経済成長率を上方修正した。それによると、1993～2004年の経済成長率（平均値）は9.9%にのぼり、サービス業を中心とする第3次産業が年平均10.0%の成長となった。従来から内需不足と指摘されてきた中国経済について、今回の経済センサスはサービス産業を中心に調査した結果、サービス業の規模が大幅に上方修正された。それでも、投資主導の経済成長という体質は変わっていない。

図1-1 消費、政府支出、投資と純輸出のGDP寄与度推移（1985～2004年）



(資料) ADB

図1-1に示したように、経済センサスの上方修正以前の統計とはいえ、投資率（投資÷GDP）は45.3%にのぼり、消費率（消費÷GDP）の43.3%を上回っている。経済センサ

スで修正された統計でも第3次産業のGDP寄与度は40.7%であり、製造業を中心とする第2次産業の寄与度の46.2%に及ばなかった。

先進国並みの経済構造でいけば、消費は60%以上になるが、途上国の経済構造でも消費は50%前後に拡大することが必要である。しかし、中国経済は「高い貯蓄率→高い投資率→高い成長率」の循環になっており、また貯蓄主体から投資主体に資金を仲介する主役は国有商業銀行である。その投資主体とは国有企業(投資全体に占める割合は50%)である。

中国経済のこのような体質に二つの問題が含まれている。まず、「家計→国有銀行→国有企業」の資金循環は非効率的なものであり、国有銀行の資産を悪化させる傾向にある。市場経済の金融仲介は生産性の高い産業により多くの資金を配分することであるが、国有銀行と国有企業の関係から、生産性を無視した金融仲介が行われている。現行の行政管理体制のもとで、国有企業に貸出を行ってそれが不良債権となった場合でも、厳しく責任が追求されなくて済む。逆に、民営企業に融資しようとしても、金利が自由化されておらず、貸出先のリスクウェイトに応じた金利設定ができないため、国有銀行は民営企業への貸出を積極的に行うインセンティブが働かない。要するに、非効率的な金融仲介が非効率的な投資をもたらしている。

また、投資の拡大に伴う資本装備率の上昇により、マクロ的な生産能力が強化され消費能力を上回っている。結果的に、マクロ経済のデフレーションがもたらされている。政府は経済のデフレを克服するため、金融緩和政策を実施しているが、それは消費を刺激するよりも、投資をさらに刺激することになった。結局、デフレ脱却は長期に亘り実現されていない。企業レベルのビヘイビアをみると、投資を増やした結果、国内市場で価格競争を展開せざるを得ない。しかし価格競争の末、一層の業績悪化がもたらされた。その出口の一つとして国内の過剰生産能力を輸出に向けた。2005年の貿易黒字は1,000億ドルを突破した。その背景には国内の過剰生産能力がある。

端的にいえば、中国経済の成長を持続させるためには、投資と消費のバランスを取らなければならない。マクロ経済のIS-LM分析で分かるように、高い貯蓄率は自ずと高い投資率をもたらす、貿易黒字の拡大につながる。現在の中国にとっていかに貯蓄率を下げるかが重要である。その処方箋として提起されているのは、①年金保険や失業保険といった社会保障制度の整備、②農民と都市部の貧困層の所得のレベルアップによる所得格差の縮小、③消費を支える金融サービスの充実などである。しかし、これらの解決策はいずれも即効薬ではなく、それによって短期的に経済構造は変化しない。



ここで、重要なのは、消費を刺激すると同時に、貯蓄率を徐々に下げていくことである。また、投資ビヘイビアも効率化する必要がある。

実は、消費を刺激するだけでは、貯蓄率は下がらない。家計の可処分所得がどのように配分されているかを考察しなければならない。実は、家計の可処分所得のうち、消費以外の部分は多くが国有銀行に預金されており、新たな投資手段がないのが現状である。消費者が消費を控える最大の理由は、今後の所得増を見込めないことにある。とくに低所得層においてこの傾向が強い。現状において賃金所得と投資リターン of のいずれも望めなければ、消費は拡大しない。言い換えれば、投資主導から消費主導の経済成長に転換する前提は、人々の所得増を見通せる環境作りが重要なのである。

## 第2章 中国における政策課題と経済政策のあり方

経済政策の究極的な目標はインフレなき経済成長にあると考えられている。しかし、中国のような市場経済への制度移行経済にとっては経済成長を維持すると同時に、計画経済から市場経済への制度移行と経済構造の転換を図ることが必要である。

一般的に、制度の移行は単に新しい制度を取り入れたからその作業が終わるというわけではなく、新たに取り入れた制度はそれを取り巻く環境のなかで機能するかどうかが重要である。たとえば、1984年、中国は企業からの利益上納を納税制に改めた（利改税）。企業にとって必要経費以外の利益を全て政府に上納する従来の制度よりも、納税さえすれば、内部留保分を自由裁量で使えるメリットがある。したがって、この制度移行は企業にインセンティブを与える意味で、成功したといえる。しかし、税金を集める政府行政側の切り口からみれば、制度移行の重点が企業へのインセンティブ付与に置かれていたため、税の本来の意味、すなわち、所得再配分の役割は必ずしも果たせていない。

納税制を導入する前に、政府組織はそれぞれが所管する国営企業から利益の上納を受け、それが行政の必要経費として当てられていた。納税制に変更されたあと、税金の部分は税務当局に集まり、国家の財政予算執行のなかで再配分されているが、予算外資金という国家財政枠外の資金があり、これは結局行政の必要経費の一部として使われている。たとえば、企業の産業廃水が処理されない場合、環境保護当局に未処理の産業廃水の排出権を取得するために、その排出量に応じて一定金額の費用を納めなければならない。しかし、現状においてこうした排出権を入手するための費用上納は「通行権」のようなものとなり、収められる費用は環境保護局の行政管理費の一部となった。

他方、金融制度改革のなかで国有銀行は国有商業銀行に転換している。しかし、実態をみると、国有商業銀行の行長や副行長は依然として副大臣級、または局長級という行政のポストが与えられている。行政と企業の機能は1998年の改革で分離されたはずだが、実際はその機能分離がきちんとなされていない。結局、銀行の経営に行政組織が関与しているため、モラルハザードが横行している。本章では、こうした制度移行における政策面の課題を検討し、経済政策のあり方を分析することにする。

## 第1節 税財政政策のあり方

一般的に、不況の場面において公共投資の増額といった拡大財政政策に対して、景気過熱を引き締めるための増税が考えられる。実際、1997年のアジア通貨危機以降のデフレを退治するために、中国政府は国債を増発し、積極的な拡大財政政策に転換した。しかし、中国のような制度移行経済において景気動向によって増減税政策を実施しても必ずしも効果的ではない。デフレ退治のために減税政策が考えられるが、直接税の割合が低い中国では減税する余地はあまりない。逆に、景気過熱の場面において増税するのも簡単なことではない。付加価値税や消費税といった間接税の税率を調整することは不可能ではないが、効果が現れるのに時間がかかるため、即効性のある政策手段とはいえない。

中国が税制を有効に利用しているのは、短期的な景気変動に対処する場面ではなく、外国企業の直接投資を誘致するための優遇税制である。外国企業の対中直接投資について、法人税の2年免税と3年減税の優遇措置を講じているほか、輸出を奨励するために、国内で課税される付加価値税（増値税、17%）は当該製品が輸出される場合、税金の還付を受けることができる。このような税制面の優遇措置は間違いなく、外国企業の対中直接投資を誘致し、対外輸出を奨励するうえで役に立っている。

問題は、税の本来の役割である所得再配分の機能が中国で十分に果たされていない。政府の経済活動への関与の手段として税のあり方は重要な意味を持つ。かつて、計画経済において、政府の経済活動への関与は市場プレーヤーである国有企業の生産、販売、人的資本などを直接管理することだった。国有企業は政府が策定する経済計画にしたがって経営を行い、その利益は諸経費を取り除いた部分を一旦政府の所管部門にすべて上納しなければならない。そのうえで、設備投資や労働供給の増加などについて政府に対して新たに予算申請をする。必要に応じて予算を配分するという計画経済は中央集権の政治体制を前提に機能するものだった。その問題点として予算申請の必要性の査定と予算執行の効率性のチェックは恣意的になりがちであり、経済システムにおいて内生的にも、外生的にもその歪みを是正するファンクションが用意されていないことがあげられている。

結局のところ、1980年代の半ばごろ国有企業改革の一環としてそれまで実施されていた利潤上納制が廃止され、それに代わって、納税制が取り入れられた。そもそもこの改革を実施する背景として国有企業の生産拡大を刺激するためのインセンティブ付与が狙いであり、計画経済の利潤上納制のどんぶり勘定、すなわち、ソフトな予算制約を改めることがあげられる。国有企業の立場からみれば、利潤上納制において経費を除いた利益のすべて

を政府に上納しないといけないため、自由裁量権がまったく付与されていない反面、予算執行においてその生産性（資本効率）をあげるプレッシャーも感じられない。納税制に変わってから、税引き後の内部留保分は企業の自由裁量で使途が決まるので、経営の改善に寄与するものと考えられていた。

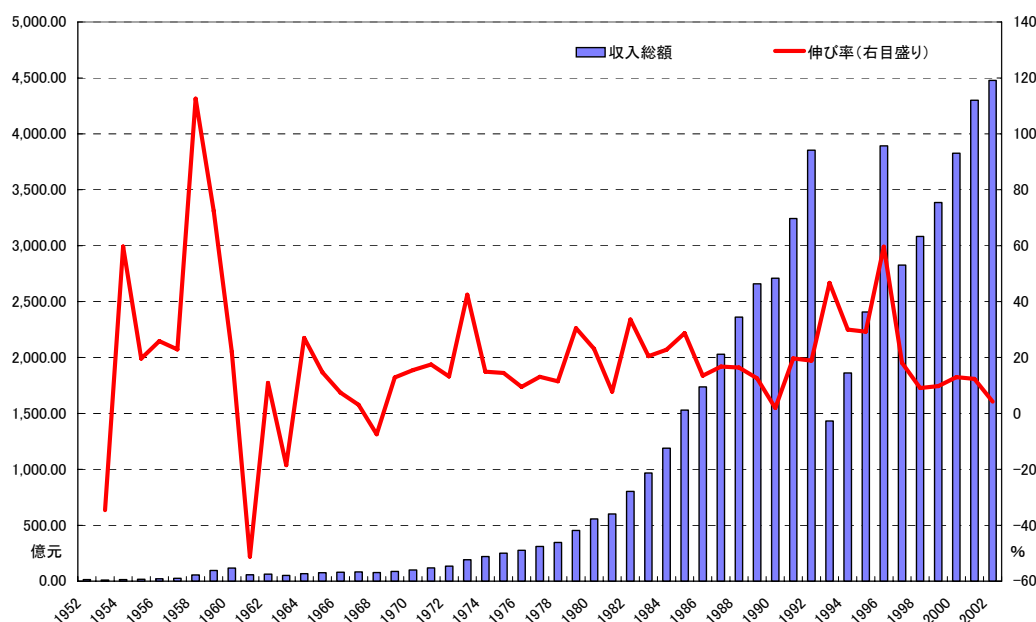
しかし、1980年代半ばの税制改革以降も国有企業の経営は、経済が高い成長を続けてきたにもかかわらず、明確に改善されたことがなく、国家財政から赤字経営の国有企業への補助金支給はいまだに続いている。むしろ、国有企業の経営改善は単なる税制改革だけでは実現できるものではなく、政府による国有企業経営への関与を撤廃し、それに代わって国有企業に対するコーポレートガバナンスを強化する新たな仕組みを創り出すことが必要である。

国有企業の議論は別の章で改めて取り上げることにして、ここでは、税制のあり方に焦点を当てて議論を展開していくことにする。企業に対して課税される法人税や付加価値税、営業税などの間接税の課税実態は、その営業利益や取引内容に準じて課税するというよりも、地方レベルでは、前年度の課税額を基準に、一定の上乗せを個別企業に求めるという仕組みになっている。前年度より経営が悪化したため、納税額の減少を申請する企業はその経営悪化の実態を証明することが必要である。税務当局による税務調査は納税額の減少を申請する企業に対する調査が中心となり、それ以外の企業については「予定額」通りに納税すればほとんど問題視されない。

しかし、地方に行けば、状況はさらに歪んでいる。1994年の税制改革で中央税と地方税からなる分税制が導入された。その後、地方税務局と国税局の地方局が分離独立した<sup>2</sup>。2003年の会計検査と税務調査で地方税務レベルにおいて単年度で300億元（4,500億円）の徴税漏れがあったことが明らかになった。その原因は地方税務局と国税局の地方局の書類改ざんにより、意図的に納税を見逃していることにある。要するに、国税局とはいえ、その地方局は地方の利権を守るために、税金を中央に取られないように、商取引などの経済活動に課税する営業税や付加価値税の課税ベースを過小評価して、税務当局と国有企業は脱税を企てているのである。

<sup>2</sup> 1994年以降しばらくは、国税局と地方税務局は一体となって、実質的に国税を地方税務局に委託するという代理課税の形で徴収していた。しかし地方税務局は地方の利権を代表し、地方税の徴収を優先にしており、国税の徴収を怠ることがあった。

図 2-1 予算外資金と伸び率の推移 (1952~2002年)



(資料) 中国財政部

中国における課税と徴税の現実からみれば、計画経済的な要素が根強く残っており、中央と地方の対立の構図から地方が自らの利益を最大化するように、中央の税収を奪い取っている。財政の歳出と歳入の構造を検証してみると、歳入は中央と地方の税務当局がそれぞれの財源を確保するために、互いの利権が対立している。1994年の分税制導入以降、経済発展が遅れている地域において、地方財源が減少し、中央からの交付税を獲得するために、中央政府とのネゴシエーションで勝ち取ることになる。しかし、地方にとって一旦中央に取られた財源をもう一度地方へ交付してもらおうと思っても、それほど簡単なことではない。結局、地方の税務当局は財源が中央（国税局）に取られる前に、先に確保しておくという作戦を展開しているようである。

それだけではない。中国において正規の税収のほかに、「予算外収入」というオフバランスの「追加課徴金」（エクストラ）の徴収が行われている。計画経済の時代、企業の利益はほとんど上納されていたため、予算外収入として納める余力はほとんどなかった。「改革・開放」政策以降、とくに、1980年代半ばの「利改税」（利益上納を納税制に改めること）をきっかけに、企業から追加課徴金を徴収することが増えるようになった。

政府としては、正規の財源を確保するとともに、オフバランスの予算外資金を徴収することで行政事業経費に当てている。一方、企業側の立場に立っていえば、利益上納制が廃

止されて以来、自由裁量で投資を行うことができるようになった。ただし、国家税務当局から納税以外について追加課徴金が徴収されることが経営改善の妨げになるだけでなく、経済システムにおけるルールの変更にあたり、市場秩序の形成にとり生産的ではない。

中国経済を取り巻く環境と政策目標については、持続可能な経済成長を維持するとともに、経済の活力を保つ必要がある。そのために、徴税や予算外の追加課徴金の徴収を最適化することが必要である。また課税の公平性を考えて、まず国民の納税意識を高め、事業主体と国民から公平に徴税することが重要である。さらに、所得再配分機能の強化を考えて、直接税と間接税の割合を最適化することが求められている。所得格差が大きく、資産査定・調査が難しい中国社会において、直接税を主体とする税体系の形成はそもそも無理があり、間接税主体税体系を構築していくことが現実的である。そのために、付加価値税や消費税及び営業税を中心に、課税の強化が必要である。

#### **BOX：所得格差の縮小を目指す個人所得税改革**

所得格差の拡大は中国経済の持続的成長を妨げる要因となり、社会を不安定化させる問題として懸念されている。国連の試算によると、所得格差を表すジニ係数は0.5に達し、赤信号が点滅している。

そもそも「改革・開放」政策の基本理念は豊かになる者を奨励する「先富論」であった。しかし経済の自由化に伴い、富裕層が現れ、所得再配分の役割を果たす税財政システムは機能していない。1998年の税務調査でフォーブスの長者番付に掲載された富裕層500人のいずれも脱税の疑いがあることが分かった。

1994年、国家税収総額に占める個人所得税の割合はわずか1.4%に止まった。その後の努力で2004年には7.2%に上昇し状況は幾分改善されているが、日本の20.8%、OECD平均の26.0%には程遠い。現状において富裕層は益々豊かになり、貧困層は一層追い詰められることになる。

現行の税体系においては、賃金所得者に対して、課税ベースは1,600元から計算し、税率は最低5%から最高45%までの累進課税になっている。現行の個人所得税法は1980年に制定されたものであり、1993年と1999年と2回の法改正が行われたが、基本的な税体系は変わっていない。しかしその間、中国人の所得レベルが大幅に上昇し、所得構造も大きく変わっている。何よりも、貧富の格差が拡大した。現行の所得税法はもはやこうした所

得構造の変化に対応しきれず、徴税システムも十分に機能せず、所得の再配分が実現されていない。

こうした背景のなかで、2005 年 10 月、国民の所得増に対応して課税ベースの引き上げが検討された。学者、財界、一般市民など各界の有識者を招集した公聴会が行われ、課税ベースを 1,600 元や 2,100 元に引き上げるなどいくつかの案が提示され、結果的に、1,600 元に引き上げる改正案が採択された。これによって賃金所得者の 7 割は当面個人所得税を納めなくて済むという計算になった。すなわち、今回の法改正は高所得層に対する課税を強化することに重点が置かれているといえる。

発想は間違っていないが、現状において税法を改正するだけでは、課税は必ずしも改善されない。具体的に下記の諸点を指摘することができる。

第 1 に、会計制度の欠陥により税務当局は個人所得の全容を把握することができていない。とくに、賃金収入以外の副収入に対する課税はほとんど行われていない。

第 2 に、地域を跨る報酬に対する課税もできていない。原稿料やテレビ出演料などの臨時収入の実態は税務当局の情報ネットワークが地域ごとになっているため、異なる地域で得られる報酬に対する課税は事実上困難である。

第 3 に、企業経営者の個人所得と会社経費の区別が難しいため、実態は個人所得であるにもかかわらず、税務処理では会社経費にされるケースが多い。

これらの諸点に加え、国民の納税意識が低いことも問題である。税に関する基本的な考え方は納税の代わりに、行政サービスを受けることであるが、民主主義になっていない中国では、税金は納めるが行政サービスはほとんど受けられない。

現状においてたとえ課税を強化することができたとしても、国民による歳出に対する監督・チェック機能が不十分であるため、結果的に税金の無駄遣いが増え、大きな政府にシかならず、所得格差の縮小を実現することはできない。したがって、個人所得税の課税強化はやむを得ないことだが、国民の納税意識を高めるために、政治改革も同時に行われなければならない。

## 第 2 節 持続可能な経済成長のための人口政策

1950 年代、中国を代表する人口学者の馬寅初氏は毛沢東政権下で人口が無制限に増えることが経済成長の妨げになると進言したが、毛沢東はそれを聞き入れなかった。生産性の低い経済において、労働力の量的拡大はマクロ経済の成長につながるとわれていたか

らであろう。残念ながら経済成長を促進するのは、労働力の量的拡大だけではなく、マクロ経済の生産性向上を図る必要があり、労働力の質的向上が不可欠なのである。

社会主義中国の建国初期から「人口の増加＝労働生産力の強化」という基本的な考えのもと、出産奨励策が採られたのである。その結果、1960年代には人口が爆発し、食料と一般消費財の供給不足がもたらされた。人口爆発が起きるもう一つの背景として、中国文化において子沢山が家庭円満と幸せの象徴であることがあげられる。戦乱の時代において乳児死亡率が高いときには、子供をたくさん生んでも人口の総量はそれほど増えないが、社会主義中国が建国されてから、医療福祉施設が急速に改善され、乳児死亡率が急低下したため、出生率の上昇は即ベビーブームを意味するものである。結果的に、1960年代以降中国の総人口は乗数的に増加し、たちまち食料不足により経済成長を妨げる要因になったのである。

計画経済の中国は農業経済であった。機械化されていない農業社会において、労働力の総量は生産力と生産性を象徴するものである。とくに農家では、女子より男子のほうが好まれ、農作業において貴重な労働力として重視されているのである。

毛沢東政権下で、ベビーブームは労働生産力の向上と軍事力の強化という二つの側面から喜ばしい動きとして奨励されたのである。1950年代末期の「大躍進」とその後の自然災害により中国全土が深刻な飢饉に見舞われ、3,000万人もの死者を出したにもかかわらず、人口の増加が経済発展に不可欠であると思われ、人口学者の馬寅初氏も反革命分子として打倒され投獄された。その結果、1955年以降中国の人口が増加に転じ、1960年代に入ってからベビーブームが起こったのである。

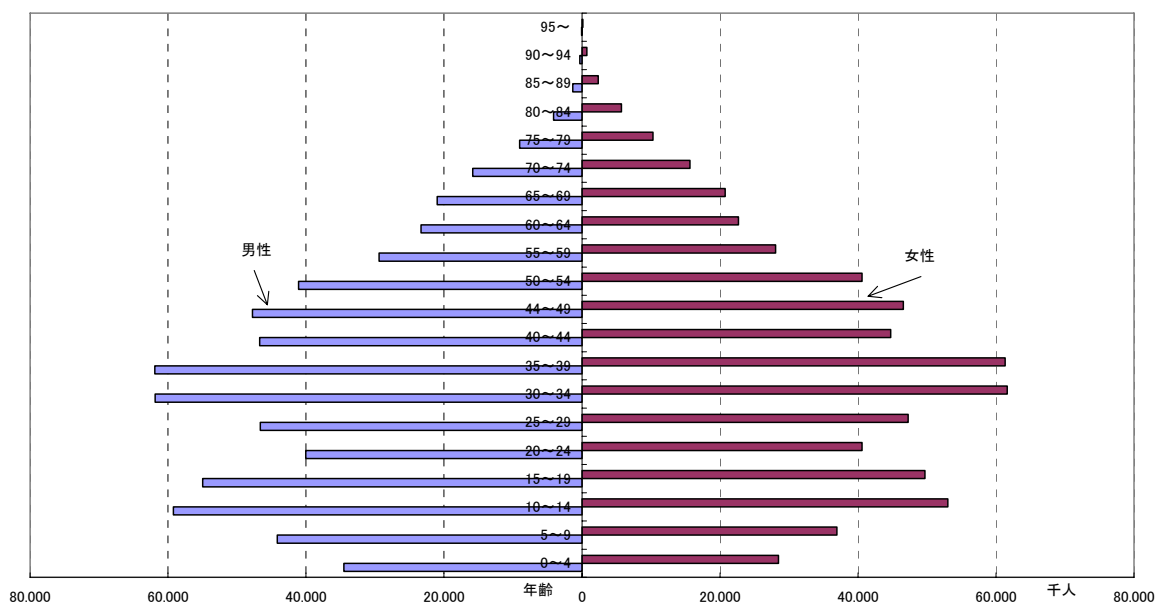
しかし、当時の労働生産性では爆発する人口を養うことは困難であった。1960年代から1980年代初期にかけて、穀物や食肉などは慢性的に不足であったため、やむを得ず、配給制度が取り入れられた。もっとも食料の配給制度が徹底されたのは都市部であり、肉体労働のブルーカラーは1ヶ月15キロの配給があるのに対して、デスクワークのホワイトカラーは体力の消耗が少ないとして、1ヶ月の食糧配給は10キロ程度だった。さらに食料配給券は各地方限定のものが多く、地域を跨る食料融通もコントロールされていた。例外的に出張者に対して、全国共通の食料配給券が限定的に与えられる。このようにきわめて不便な生活が強いられたのである。

図2-2に示したのは中国の人口動態であるが、10代から40代前半までの人口が多く、10代以下の人口は急速に減少している。これは1970年代半ばから実施されている一人っ



子政策の影響によるものであり、このまま行けば、中国でも少子高齢化が急速に進展するものと予想される。

図 2-2 中国における人口動態の動き (2004 年)



(資料) 中国統計年鑑 (2004 年版)

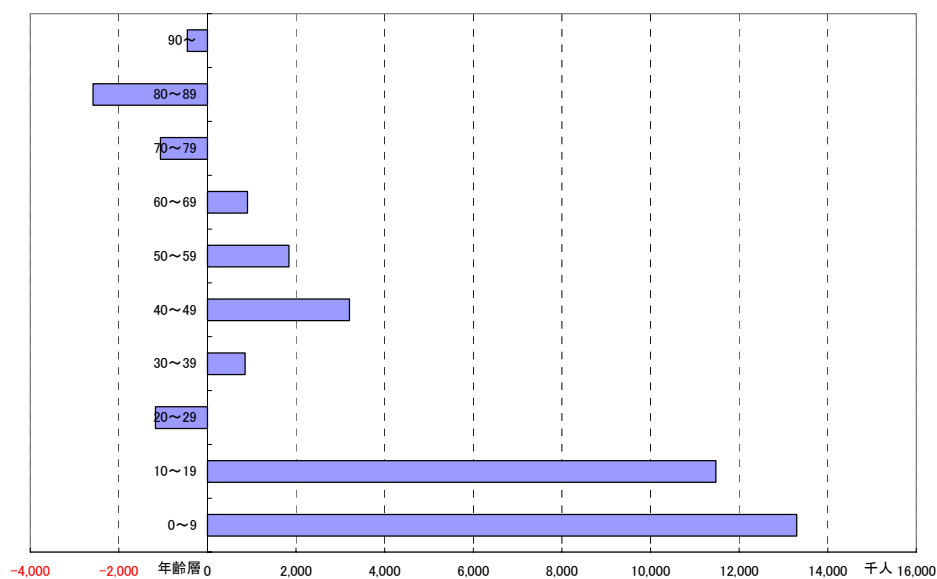
1979 年から中国政府は計画経済の路線を改め、「改革・開放」政策に方針転換を図った。なぜ、中国政府は従来の社会主義路線に終止符を打ち、市場開放と経済制度改革に向けて方針を転換したのだろうか。きっかけは毛沢東の死亡と鄧小平の復権にあるが、根本的な原因は、計画経済の下で中国经济はすでに破綻状態に差し掛かり、従来の社会主義の路線を堅持すれば、国全体が倒れる恐れがあったからである。結果的に、従来の子沢山を奨励する人口政策に代わり、1970 年代後半から一人っ子政策が導入され、とくに都市部において二人目の子供を出産する夫婦が厳しく罰せられるようになったのである。また農村部では、すでに一人目の子供を出産した女性に対して、強制的に避妊手術を受けさせるといった乱暴な措置まで登場したのである。しかし、それでも農村において隠れて子供を出産する夫婦は後を絶たない。

中国建国 50 年来の人口政策の教訓として、人口を政策的に増やしたり、減らしたりすることで人口構成が歪んでしまったということがある。また人口と経済発展との関係について、人口の量的増加は必ずしも経済発展にはプラスにならず、むしろ人口の質的レベルの向上が重要である。

建国以来 50 年余りの社会主義中国において、「女性が天の半分を支える」といわれてい

るように、男女平等は毛沢東思想の真髓になっている。トラックやバスの運転手を女性が勤めたりするなど、男女は完全に共働きになっている。一見すると完全に平等な社会になっているが、内実をみると必ずしも平等になっていない面も多い。国会議員に相当する全国人民代表に占める女性代表の割合は10%未満に止まり、重労働における女性への配慮は必ずしも十分とはいえない。

図 2-3 中国における男女比率の非対称性 (2004 年)



(注) 統計は男性人口-女性人口、マイナスは女性>男性、プラスは男性>女性  
(資料) 中国統計年鑑 (2004 年版)

図 2-3 に示したのは、人口構成における男女比率の非対称性である。70 歳以上の高齢人口では女性は男性より多いが、30~69 歳の年齢層では男性が多い。もっとも、深刻なのは、20 歳以下の年齢層では男性は女性より遥かに多く、単純計算すれば、約 2,500 万の 20 歳以下の男性はこれから結婚できなくなる恐れがある。

すなわち、1950 年代と 1960 年代の出産奨励策と 1970 年代後半以降の一人っ子政策は単なる人口の総量を変えただけでなく、男女比率の対称性も崩してしまったのである。辺鄙な農村ほど農作業はほとんど機械化されておらず、完全に労働力に頼っているため、農家にとって労働力不足を補うのに、何としても男の子がほしいのである。中国の法律では、妊娠時の胎児の性別を家族に知らせることが禁止されているが、産婦人科に賄賂を送ってまで胎児の性別を判明させ、女の子の場合、墮胎させてしまうケースが多い。

また一人っ子政策のもとで、家の姓を継承するために、女の子よりも男の子のほうが望まれるのである。結局のところ、都市部でも男がほしくてあの手この手を使って産み分け

する動きが盛んになっている。

一方都市部では、経済成長と生活レベルの向上により、出生率は急速に低下している。かつてのような大家族構成はとっくに崩壊し、国有企業を中心に、幼稚園や保育所などの社会福祉施設を併設することは企業経営を悪化させるとして、多くが分離されている。現在は幼稚園から大学までの教育費は年々増加している。都市部の低所得層にとって子供を生みたくても、生むカネはない。それに対して、富裕層にはカネがあっても生活を楽しむため、子供を生みたくない若者が増えている。

中国社会科学院の調査によると、中国都市部家計の36%は子供の教育費を用意するために、預貯金するといわれる。また、子供の将来の結婚費用を準備するために貯蓄する家計は全体の5%にのぼる。子供を育てるコストが年々高くなっているため、家計貯蓄の動機の40%は子供関連のものである。

問題は、労働力の需要と中国社会における男尊女卑の伝統から中国の人口構成はすでに男女比率が大きく崩れ、このままいけば、深刻な社会問題に発展する恐れがあることである。すでに、男女比率が大きく崩れた一部の地域において、「男人村」が現れ、社会の不安要因になっている。他方辺鄙な農村では、人身売買が後を絶たず、女の子を他の地域に売りさばくと同時に、男の子を誘拐して、労働力として売買する動きが農村において盛んなのである。

一般家計では子供への投資が増えているが、基本的に男の子を立派に育て、将来親の面倒を見てもらおうという期待が込められている反面、女の子はいずれ他人のうちに嫁ぐだろうという考え方は昔から根強いものがある。むろん、社会主義中国が建国して以来、女性の自立は昔では考えられないほど進歩したが、社会構造の深層においては男女の不平等が依然として存在するのである。

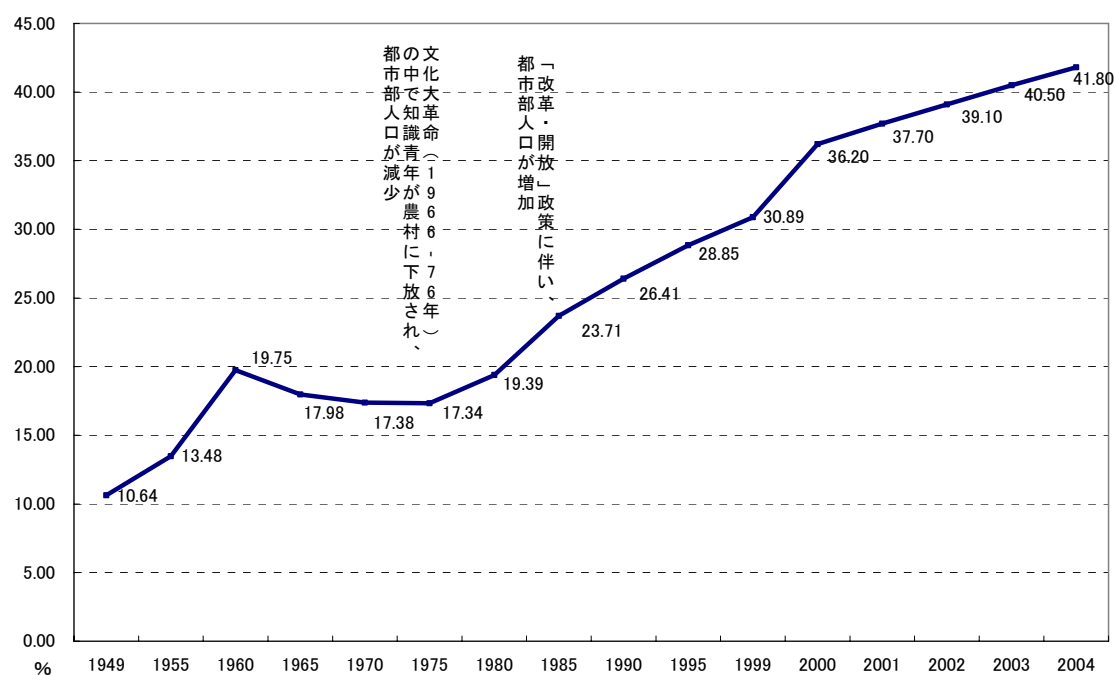
かつて毛沢東が提唱した人口の増加政策は、皮肉にも自らの晩年に採用された一人っ子政策によって完全に否定され撤廃されたのである。生産性の低い経済において、人口の増加は一人当たりの資源と資本の占有率を低下させ、結果的に経済成長を妨げることになる。

また、労働力の産業間の配分をみると、農業人口が高いほど、経済成長の発展レベルは低い。中国では、長い間農村から都市部への人口移動を制限するために、厳しい戸籍管理制度が採用されてきた。農業の労働生産性と経済利益を犠牲にして、都市部の経済を補償してきたのである。しかし都市部の経済成長を支えるために、農村の利益を犠牲にするというやり方は長続きしない。

したがって「改革・開放」政策の実施をきっかけに、新たな人口政策が打ち出されなければならなかったのである。具体的に、一人っ子政策の実施による総人口の抑制と産業間・地域間の人口移動の自由化が求められているのである。それでも問題は残る。ベビーブームのあとで、急激な人口抑制策の実施は世代間の人口配分の歪みをもたらし、少子高齢化の問題が深刻化する恐れがある。また、産業間と地域間の人口移動の需要があっても、受け皿を用意するのに時間がかかり、財政への負担も加算される。したがって、人口政策を急激に変化させることは禁物である。

中国政府は今後の経済成長目標として2020年までに国内総生産（GDP）を2000年の4倍にすることを掲げている。資源配分の効率化と労働生産性の向上を図ることが必要である。そのために、大量の農村人口を都市部に移住させ、いわゆる都市化を進めることが必要である。

図 2-4 中国における都市化率の推移（1949～2004年）



(注) 都市化率＝都市部人口÷総人口  
(資料) 中国統計年鑑（2004年版）

図 2-4 に示したのは、中国における都市化率の推移である。1949年の建国当初、中国の都市化率は10%程度だったが、1960年までの経済建設により20%まで上昇した。その後、文化大革命のなかで大量の知識青年が農村に下放され、それによって都市化率は17%まで下落したのである。1979年を起点とする「改革・開放」政策により、中国経済は著しい成

長を成し遂げ、都市化率も 17%から 2003 年の 40%まで大きく上昇した。

とはいえ、先進国に比べ、中国の都市化率は依然として低い水準にある。現在、9,800 万人にのぼる農村の出稼ぎ労働者は都市部で働いているといわれている。厳しい戸籍管理制度のもとでこれらの出稼ぎ労働者のほとんどは都市部に移住できないでいる。本来なら、経済成長は農業から製造業へ、さらにサービス業へと徐々に重点がシフトされるにつれ、労働人口も生産性の低い農業から、製造業とサービス業へとシフトされなければならない。

しかし、既存の都市の学校や病院などの社会サービスは、国有企業改革の本格化により、従来国有企業が内部化していたこれらの社会福祉厚生部門を分離し、そのコストを社会の負担に改めたのである。現状において、都市部では各種社会保障制度の加入率は 40%程度に止まり、既存の都市が新たな移住者を受け入れる余力がないのも事実であろう。

農村人口の都市部への移住を妨げる要因の一つは、農村部住民について社会保障費の積み立てがほとんどなされていないことである。現在のところ、農村人口を減らし、農民の一部を都市部に移住するとすれば、既存の都市ではなく、市町村合併による新たな中小都市を創設し、そこに農民を移住することになる。これらの中小都市の社会福祉厚生を強化するには、短期的に財政補助金の投入が方法の一つであろう。

繰り返しになるが、中国の人口問題を解決するには、①人口爆発の抑制、②男女比率の歪みの是正、③世代間人口の平準化、④農村人口の都市部への移住促進といった努力が必要である。中国の総人口は依然として増加傾向にあり、中国政府の予測によると、2030 年までに人口が増加し続け、16 億人に達する可能性が高いといわれている。人口の爆発がもたらす問題としては、レスターブラウンが提起した「誰が中国人を養うのか」という食糧問題と余剰労働力の失業問題という 2 点に尽きる。

食料問題は現在のところ緊迫していないが、中国社会の安定を脅かす潜在的なリスクとして常に存在する。それを解決するには、農業改革と品種改良など農業技術の向上が不可欠である。また、失業問題は長期に亘って中国のポリシーメーカーを悩ませるもっとも深刻な問題であり続けるだろう。それを緩和するには、社会保障制度の強化などの努力も必要であるが、何よりも重要なのは経済成長を持続し、それによって雇用機会を創り出すことである。この点は中国政府が 8%の経済成長目標を掲げる背景といえよう。

中国経済成長の制約要因について、失業問題、所得格差の拡大、エネルギー不足、環境悪化などがあげられるが、そのいずれも人口爆発に起因する問題なのである。中国の GDP はすでに日本の 3 分の 1 にまで拡大しているのに対して、一人当たり GDP は日本の 30

分の 1 に過ぎない。資源大国といわれてきた中国は、石炭、石油、銅、鉄などの一人当たりの占有量が世界最下位に位置する。

経済成長を持続させるために、人口の急増を抑制することが必要であるが、ブレーキを急に踏みすぎれば、少子高齢化が進み、却って深刻な社会問題に発展する恐れがある。すでに、2020 年ごろから少子高齢化問題の浮上が目に見えているため、中国政府の人口政策は計画出産を多少緩和する方向にあり、一人っ子同士の結婚について二人目の出産を認めるように方針転換したのである。

しかし、高所得と高学歴の若者は先進国と同じように、子供を生まない傾向が強まっている。決して保育施設が不足することや育児手当が足りないといった問題ではなく、育児の大変さともっと楽に暮らし生活を楽しもうとする願望が大都市の出生率を低下させているのである。一般的に、エリートといわれる若者ほど、家業を継承していくというアジアの伝統を守らなくていいという傾向が強い。自らの生活が楽しければ、昔のしきたりなどに拘る必要はないと思われているのである。

結果的に、都市部の出生率が低下する一方、農村部では労働力を確保する必要性から一人っ子政策にもかかわらず、子沢山の家庭は少なくない。本来なら、一人っ子政策を守らなければ、罰金を取られるのであるが、多くの農村では、二人以上の子供をもうけるために、喜んで罰金を払う農民も少なくない。

しかし、必ず男の子が生まれるという保証はない。農村では生まれたばかりの女の子の乳児を捨てる事件が後を絶たない。その多くは孤児院に収容され、毎年、たくさんの欧米の中年夫婦が中国に行ってこれらの孤児を養子にし、欧米諸国に連れていくのである。中国は表面上男女平等の国になっているが、社会の深層においてすさまじいほど男尊女卑なのである。結果的に、人々の男の子ほしさから人口構成の男女比率が歪んでしまったのである。

長年、中国政府は経済政策の重点を経済成長に置いてきた。経済成長を牽引する原動力として人的資本の観点から人口問題を捉えてきた。その結果、その時々を経済状況に応じて、人口政策が変更された。「改革・開放」政策以前において、人的資本の増加は経済成長にとって不可欠であると思われていたため、建国以降の 30 年間に亘り、意図的に人口の爆発を引き起こしたのである。また、「改革・開放」政策の導入に伴い、経済成長は労働生産性の向上によるものと認識が改められたため、人口を抑制するように方針転換したのである。

ここに来て、人口問題は量の問題とともに、質の問題という新たな問題が提起された。「改革・開放」政策の初期的な目標はまずまずの生活レベルである「小康状態の生活」にあるが、その内実は生活の質的レベルを確実に向上させることである。しかし、「改革・開放」政策以降、経済規模が5倍に拡大したにもかかわらず、人的資本の質的向上は思ったより達成されていない。それどころか、市場経済化とは裏腹に、心の拠り所であるイデオロギーの崩壊により社会のモラルは悪くなる一方である。

中長期的な観点からみて、中国の人口問題について次の諸点を指摘することができる。

第1に、2030年まで人口の増加が続くと思われ、そのプロセスにおいてエネルギーの問題や環境破壊の問題など経済成長を制約する要因がこれから急浮上してくると予想される。これらの問題に積極的に対処しなければ、経済成長はたちまち鈍化し、深刻な社会問題が起きる恐れがある。

第2に、2010年ごろから少子高齢化が急速に深刻化し、社会保障制度がほとんど整備されていないなかで、労働力不足と社会保障ファンドの積み立て不足といった「病」にかかるものと思われる。極端に所得格差が拡大すれば、少子高齢化問題との相乗効果で、低所得層の生活基盤が破壊され、治安が一層悪化する恐れがある。

第3に、男女比率の歪みはこれから社会問題として急浮上してくると予想される。中国社会にとって結婚できない男性が2,000~3,000万人にのぼることは決して油断のできない問題である。男女比率の歪みを是正するために、女の子の乳児を守る法整備を急ぐ必要がある。

第4に、経済成長に比べ、産業間と地域間の人口移動が遅ければ遅いほど、所得格差が拡大する。都市化の推進は農村の余剰労働力を吸収する有効な方法の一つであるが、そのために、国家財政は積極的に取り組まなければならない。また、失業問題を緩和するために、経済成長を持続させる必要があるが、同時に所得格差がこれ以上拡大しないために、税財政による所得再配分と平準化の役割が期待されている。

中国国内のエコノミストの試算によると、中国に2億5,000万人の余剰労働力が存在する。深刻な失業問題を顕在化させないために、8%以上の経済成長を長期に亘り維持していく必要がある。しかし、1ポイントの経済成長の雇用創出効果が100万人未満ということを考えれば、どんなに経済成長を図っても失業問題を根本的に解決できない。北京大学教授の林毅夫氏は雇用を創出するために、ハイテク産業よりも労働集約型産業を促進することが重要であると主張する。しかし、具体的な産業の成長について産業政策の効果への期

待もあろうが、本源的には市場メカニズムがものをいう。経済成長にともなって産業構造が川上から川下へと高度化していく動きはごく自然な流れである。政策的に川下から川上へ強引に逆戻りさせることはもはや不可能である。

中国社会と中国経済の現状から考えれば、人口問題を解決する即効薬は存在しない。「経済成長＋税財政システムによる所得再配分＋適度な人口抑制」という政策パッケージを長期に亘り根気よく実施していくほかに方法はないのである。

### 第3節 新発展観及び調和の取れた成長路線の内実

そもそも「改革・開放」政策は建国以来の政策運営の失敗により国民経済が破綻寸前まで追い込まれ、その難局から脱出するために、市場開放と制度改革に踏み切ったものである。J. スティグリッツは、中国の改革は増量主義 (incremental) と表現しているが、要するに、最初から明確な制度設計を行い、それに基づいて改革するのではなく、実験を重ねながら、改革を模索するということである。

結果的に「改革・開放」政策は中国の経済構造と社会構造に大きな変化をもたらし、その構造変化に、それぞれプラスとマイナスの両面があり、政府はそれへの対応を迫られている。

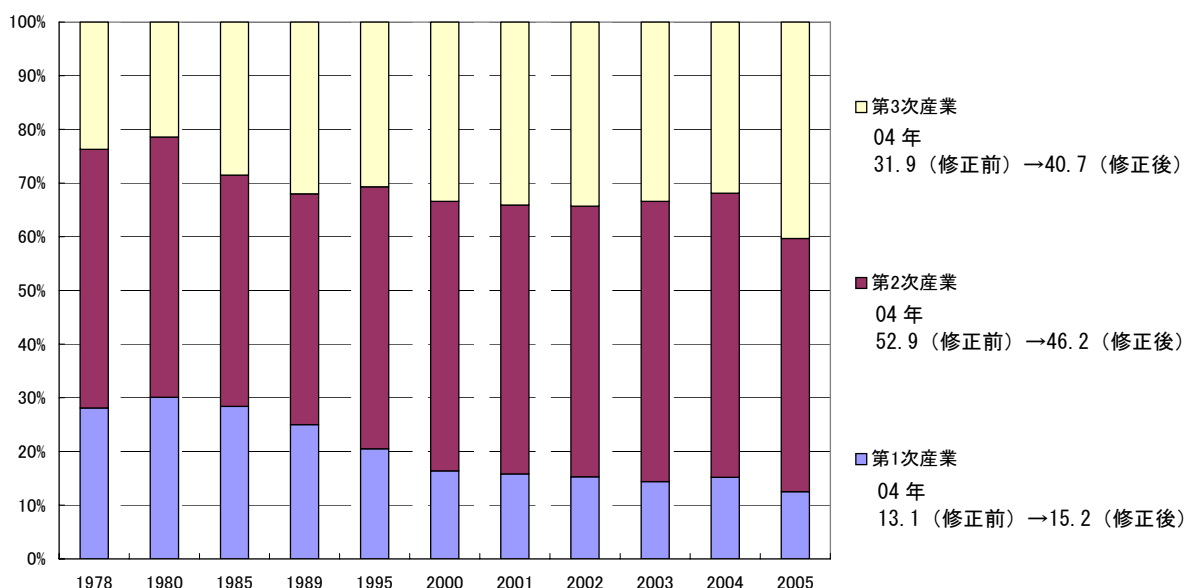
まず計画経済から市場経済への制度移行は、市場メカニズムを徹底する改革に基づくものではなく、市場、あるいは市場プレーヤーに促されて経済の自由化が徐々に進展しているのである。このような漸進主義 (gradualism) と呼ばれる改革は、実体経済に与えるショックは小さいが、経済構造や社会構造の変化は最初から方向付けを明確になされないことから、後に歪みが拡大しやすいことが考えられる。

また、積極的に改革を進めたわけではないため、政府は利益集団の権益をできるだけ守ろうとする。中国の場合、「改革・開放」政策のスタートから20年も経過してから1998年、ようやく国有企業改革が本格化した。しかし、国民経済の中心である国有企業改革の遅れは、経済構造上の歪みの拡大をもたらしている。それはマクロ経済の非効率化である。

さらに、政府は政策の重点を経済規模の拡大、すなわち成長に置いているため、改革に乗り遅れる低所得層に対する社会保障制度の整備を積極的に行ってこなかった。経済が自由化するなかで資源配分において有利な立場にいる者が富裕層になるのに対して、権力の中心に遠い弱者層は益々貧困状態に陥る恐れがある。結局のところ、経済は成長する反面、国民の不満も募る一方である。



図 2-5 国内総生産の構成の推移（1978～2005年）



(資料) 中国国家统计局

(注) 経済センサスの結果を踏まえ、2006年1月に、1993年以降の第3次産業のGDP額及び同産業の占める割合を高くする等の修正が行われている。

図 2-5 に示したのは第1次産業、第2次産業と第3次産業のGDPへの貢献度である。

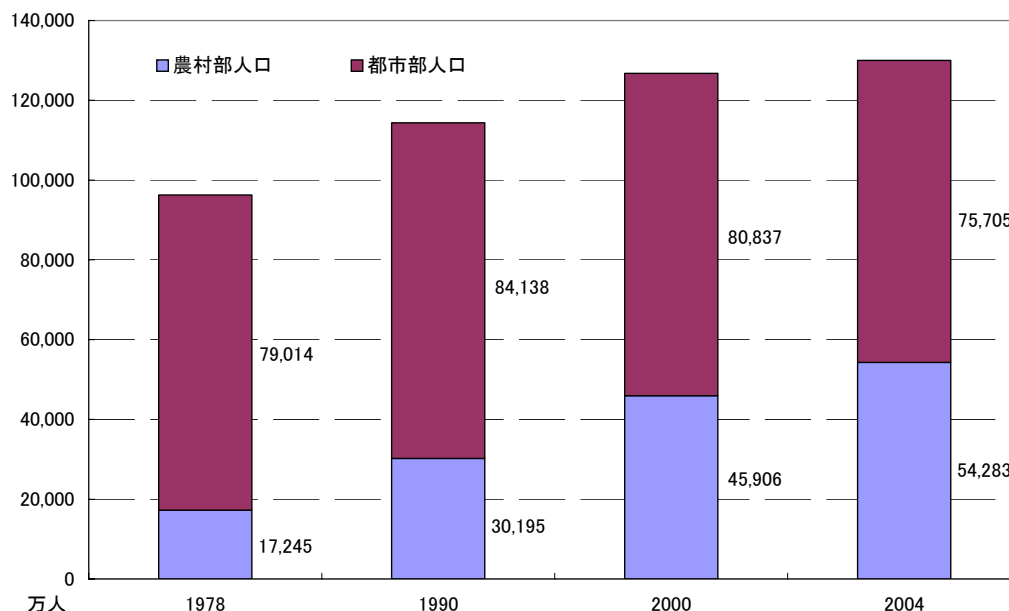
図中から次の動きを読み取れる。第1に、経済の自由化に伴い農業の貢献度は1970年代後半から急低下し、現在では10%強にまで下がった。第2に、産業政策の重点は製造業の育成による輸出振興であるため、製造業は未だ中国経済のメインプレーヤーである。第3に、サービス業は2005年の経済センサスのなかで大幅に上方修正されたが、それでも製造業を上回ることなく、経済成長の牽引役として十分な役割を果たしていない。サービス業の成長が十分でない背景に、消費需要が社会保障制度の未整備によって抑えられていることがある。

消費需要が抑制され、サービス産業の成長が遅れ、結果的に中国経済の成長は投資に依存するようになってきている。このような経済構造は先進国経済へのキャッチアップを急ぐあまり、投資を増やす反面、消費振興に十分に注力してこなかった。しかし、もっぱら投資主導の経済成長は激しく変動しがちであり、持続可能な経済成長を目指すために、消費需要の喚起は重要である。

他方、「改革・開放」政策により、中国の社会構造も大きく変化している。図 2-6 から確認できるように、1999年代前半までの中国社会は都市部と農村部からなる二元化構造になっていた。毛沢東の時代、二元化社会構造を維持するために、厳格な戸籍管理制度を徹底

し、農民の移動を制限していた。同時に、農産物価格を抑制することによって都市部の生活レベルを保障し、農村から都市部への所得移転を図っていた。

図 2-6 二元化社会の人口推移 (1978~2004 年)



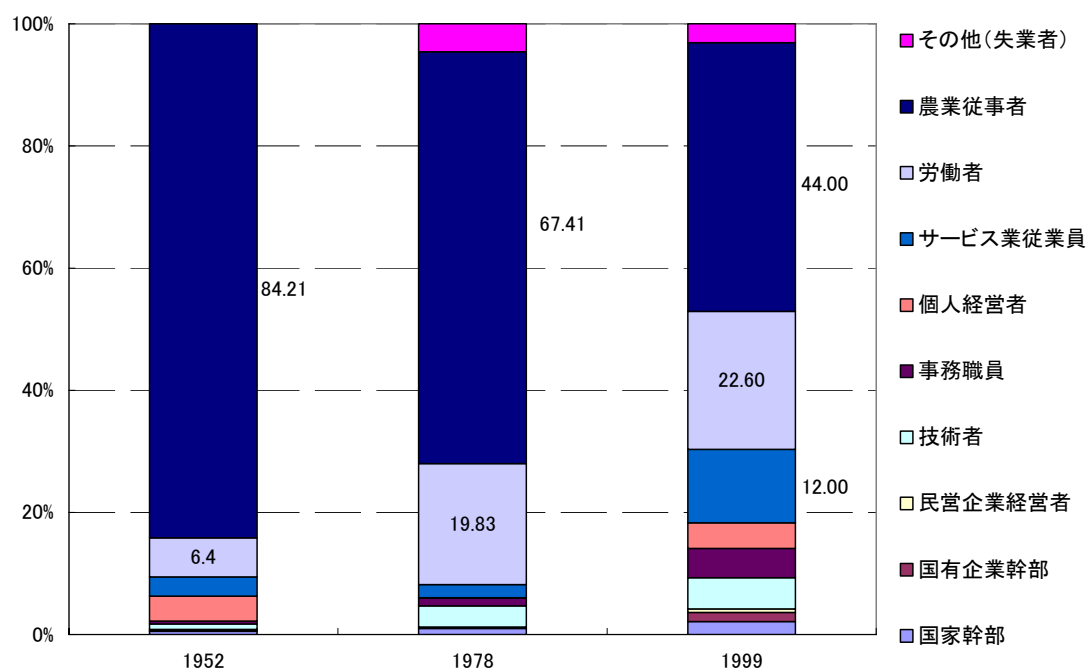
(資料) 中国国家统计局

問題は、二元化社会構造のもとで農民の生産意欲が減退することにある。人口の80%が農民だった時代では農業の減退は国民経済の低迷を意味する。結局、中国政府は農民の生産意欲を喚起するために、生産請負責任制の導入とともに、農地を農家に割り当て、生産の自由化を実施し、生産拡大にインセンティブを付与した。

同じように、都市部でも経済の自由化を促進し、とくに「改革・開放」政策以前においてほとんど禁止されていた私営企業の設立が徐々に解禁され、それをきっかけに、都市部における国有企業と集団所有制企業からなる単一社会構造が多層化へと変化を始めた。

図 2-7 に示したように、人口構造からみると、建国直後において農業従事者は84.2%だったが、1978年には67.4%に減少した。しかし、全体的に農業従事者は依然として絶対的に大きなウェイトを占めていた。しかし「改革・開放」政策以降、都市化の推進によって農業従事者のウェイトは44.0%に減少し、都市部労働者やサービス業従業員などいわゆる非農業人口が50%を超えるようになった。

図 2-7 多元化社会への変化 (1952～1999年)



(資料) 中国社会科学院

古典的な経済成長モデルに基づいて考えれば、生産性の低い農業セクターから生産性の高い製造業とサービス業への労働移動は経済成長に大きく寄与している。今後の経済成長を展望する際にも、膨大な農業人口が経済成長の原動力になっているといわれる。

しかし、問題は二元化社会構造が階層化社会に転換しており、落ちこぼれの弱者層を救済する社会保障制度が整備されていないことにある。社会主義の基本は平等であるが、その問題は人々の働く意欲を減退させることにある。それに対して、市場経済は市場メカニズムを徹底させ、人々の働く意欲が向上する反面、市場競争に負ける弱者層が現れてくる。落ちこぼれの弱者層を救済しなければ、治安が悪化し、社会は益々不安定化する。

図 2-7 から確認できるように、中国社会の階層化はすでに進んでおり、国家幹部や企業経営者と技術者といった勝ち組が存在する一方、農民やリストラされた労働者などは負け組となり、それを背景に近年社会の治安が悪化する一方である。

**BOX：労働の移動を妨げる戸籍管理制度**

中国経済は高成長を続けているものの、都市部と農村部の所得格差は経済成長とともに、急拡大している。都市部の生活はすでに中進国並みに発展しているが、農村部の所得水準をみると、2億人近い極貧人口が存在する。中国経済が成長を持続していくとすれば、所得格差を縮小させることは緊急の課題である。

経済学的に、所得格差は資源配分の不公平性に起因すると解釈される。とくに、政府行政による経済活動への介入で農村住民は資源配分において不利な立場に立たされ、経済成長に乗り遅れているのが問題である。さらに開発経済学では、貧困問題は、政治的に市民権が付与されていない社会階層が窮地に追い込まれ、それによって所得格差が拡大するといわれている。

中国の状況を見ると、社会主義の基本理念は平等であるにもかかわらず、建国以来、一度も真の平等が実現されたことはない。社会主義計画経済の資源配分メカニズムの不合理性や「改革・開放」政策以降の市場経済の歪みはその遠因ではあるが、都市部と農村部の所得格差を拡大させてきた直接の原因は戸籍管理制度にある。

そもそも戸籍管理制度を作る目的は地域に跨るヒトの移動を制限することであり、特に農民を制限するものではなかった。実は、異なる都市間の移動は例外を除けば、原則として認められなかった。A都市からB都市に移動する条件として、B都市からA都市に来る者と交換しなければならない。そのなかで、都市部から農村部に移動するものは、生活環境の違いから皆無である。結果的に、都市間の移動は僅かながらみられるが、都市部と農村部のヒトの移動はほとんどない。

このような戸籍管理制度は農民を農地に縛りつけ、都市部との生活レベルの格差が拡大しているにもかかわらず、都市部に押し寄せることはなかった。

「改革・開放」政策以降、戸籍管理制度の改革は行われていないが、農民の出稼ぎが徐々に認められるようになった。農民は戸籍を都市部に移すことはできないが、「暫定居留証」を申請すれば、とりあえず都市部で仕事はできるようになる。ただし、教育や医療など都市部の社会サービスを受けることはできない。出稼ぎは病気にかからないのが前提であり、子供がいても都市部の学校には入学できない。

すなわち、中国では農民は制度的に差別され、都市部では不公平な取り扱いを受けている。にもかかわらず、農民はその不満を訴えるところすらない。アマルティア・センが述

べるには、「貧困は市民権を与えられていないことに起因する」。中国の農民はまさに市民権を持たない存在であり、「改革・開放」政策の成果を享受していない。

政府の統計によると、毎年 9,800 万人の農民は都市部で出稼ぎしているといわれる。経済は成長しているため、これらの農民は職に付いているが、経済成長がいったん鈍化すれば、想像を絶する結果になる。これらの農民は都市部で汚い・きつい仕事をして稼いだ僅かな金を故郷に送金し、一家を養っているが、その送金が止まれば、農民はすぐにでも立ち上がる。

本来ならば、経済発展の成果が平等に享受されるために、都市部から農村部への所得移転を図ることが重要だが、戸籍管理制度によっては所得配分の均等化が図られない。むしろ逆の現象が起きている。すなわち、農産物価格は政府の価格統制によって低く抑えられている。その分、農村部から都市部への所得移転となり、農民の生活は益々苦しくなっている。しかし、政府がこのような状況を見てみないふりすると、想像を絶する悲惨な結果になる。

#### 第4節 持続可能な経済成長に向けたポリシーミックス

2005 年中国の一人当たり国内総生産（GDP）は 1,700 ドル程度である。政府は 2010 年の一人当たり GDP を 2000 年の 856 ドル<sup>3</sup>の倍に拡大するとしている。この政策目標はほとんど意味のないものである。2006 年 3 月 5 日に開幕した全人代で温家宝総理は、この政策目標が実際の経済成長より低いものであることを認めた。その後、国家発展改革委員会の馬凱主任は 2010 年の一人当たり GDP 目標は 2,400 ドルであると事実上の上方修正を行った。

毎年 10% 近い成長をしている中国にとって一人当たり GDP を毎年 100 ドル程度拡大させることは決して無理なことではない。中国のポリシーメーカーは早すぎる成長の失速を懸念している。古典的なソローの成長モデルでいえば、40% 以上の貯蓄率が 40% 以上の投資率を支え、それによって資本の成長は毎年 30% 以上に達している。

実質 GDP 伸び率が 10% を超えるなかで投資家の投資マインドはかつてないほどポジティブになっている。とくに、不動産のようなハイリスクハイリターン分野への投資が予想以上に集中し、資産インフレが引き起こされている。これを受けて、不動産関連の産業

<sup>3</sup> 2000 年の一人当たり GDP は 7,086 元であった。当時の為替レートは 1 ドル = 8.28 だったため、ドル換算の数字は 856 ドルになる。それを倍に拡大すれば、1,712 ドルになる。

として、鉄鋼、アルミ、セメント、石油化学などの素材産業への投資も急増している。

表 2-1 に示す通り、設備投資は都市部に集中しており、不動産投資を引き締める政策が採られているにもかかわらず、全体の投資規模は 2004 年 13,158 億元→2005 年 15,759 億元と増加傾向が続いている。設備投資は金融引締政策が実施されているにもかかわらず、増加傾向にある。その理由について次の諸点を挙げることができる。

表 2-1 固定資本形成と不動産開発投資の推移（1995～2005 年）（単位：億元）

	全国固定資本形成(A)	都市部投資(B)	B/A(%)	不動産投資(C)	C/A(%)
1995	20,019	15,644	78.15	3,149	15.73
1996	22,914	17,567	76.66	3,216	14.04
1997	24,941	19,194	76.96	3,178	12.74
1998	28,406	22,491	79.18	3,614	12.72
1999	29,855	23,732	79.49	4,103	13.74
2000	32,918	26,222	79.66	4,984	15.14
2001	37,214	30,001	80.62	6,344	17.05
2002	43,500	35,489	81.58	7,791	17.91
2003	55,567	45,489	81.86	10,153	18.27
2004	70,477	59,028	83.75	13,158	18.67
2005	88,604	75,096	84.75	15,759	17.79

（資料）国家統計局

第 1 に、過剰流動性は設備投資の増加を下支えしている。40%以上の貯蓄率が投資を支えるほか、人民元切り上げ圧力がかかるなかで、金融政策当局は思い切って利上げを実施できない。とくに、不動産を中心として資産インフレが起きているが、川下の消費財はデフレ状態にある。利上げを実施すれば、資産インフレを引き締めることができる反面、川下でのデフレはいっそう深刻化する恐れがある。

第 2 に、地方政府は地方経済を振興させるために、積極的に投資を促進している。とくに、地方にとって失業問題は大きな圧力としてかかっているため、地方の社会安定を維持するために、投資の促進を通じて失業問題を緩和しようとする狙いがある。地方分権が進むなかで、中央政府は地方の投資拡大政策を直接引き締めることができない。2005 年、全国の設備投資伸び率は 25.7%だったが、多くの地方での設備投資伸び率は全国平均を大き

く上回っている。

第3に、企業は潤沢な流動性を背景に、投資を増やす傾向にある。本来なら、企業が投資を行うかどうかを判断するに当たり、期待収益、リスク要因と資本コスト（金利）を考慮して決断されるが、中国の民間企業にとって毎年10%の経済成長が続いていることから投資マインドはポジティブなものになっている。一方、国有企業は、中小企業はともかく、中堅以上の国有企業の場合、市場独占的な経営をしていることがあって、投資マインドは民間企業以上にポジティブである。

これらの諸要因に加え、不動産投資については、土地の使用権の払い下げ価格が安く抑えられているうえ、設計段階ですでに売りに出されるケースがほとんどであり、デベロッパーにとっては資金面の負担が少ない。また、不動産投資の現状をみると、収益性の良い高級物件が集中している。結果的に、低所得層の手が届かない高級物件がほとんどで、中間所得層以上の富裕層は投資目的で購入している場合が多い。

総じていえば、中国の経済成長は投資主導のもので、しかも、不動産などの投資に集中している。一方、消費は社会保障制度の未整備により伸び悩み、投資による供給増は需要を上回り、最終消費財についてデフレ圧力がかかっている。中国经济にとり、持続可能な経済成長を維持するために、投資主導から消費主導の経済に転換しなければならない。それは単なる金利政策など価格メカニズムによる市場の需給を調節するだけでは十分ではない。当面は安定した経済成長を牽引しながら、経済構造の転換を図る必要がある。また、消費を刺激するために、サービス業の振興も重要である。

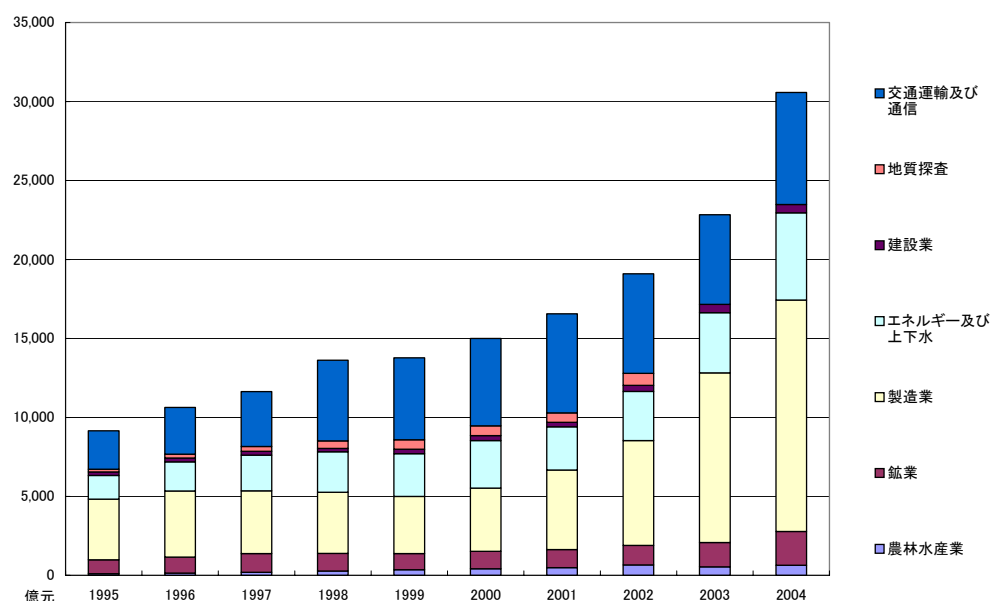
中国政府の一貫したスタンスは、失業問題を緩和するために、経済成長を促進するものだが、投資主導の経済成長において雇用創出効果は次第に低下していく。ここで、重要なのはサービス業の振興である。とくに、物流ネットワークの構築を促進し、マクロ経済全体の効率化に寄与するとともに、それによって雇用機会も創出される。

今後の中国经济を取り巻く環境から、どのようなポリシーミックスが考えられるかについて、ここで検討してみる。

2010年までの5年間（第11次5カ年計画期間中）の国際イベントとしてはオリンピックと万国博覧会が予定され、それをきっかけに国内における建設ラッシュがすでに始まっている。オリンピックや万国博覧会関連の投資はもとより、それ以外の国家プロジェクトも相次いで着工されている。例えば、上海から北京までの高速鉄道、上海から杭州までのリニアモーターカーといった鉄道ネットワークの建設が新たなピークに達する見込みであ

る。そして、第11次5カ年計画では、機械設備プラントの開発・製造拠点を多数設置するとしている。造船業においてもVLCCのような超大型タンカーやコンテナ船の建設が可能になる。電力不足は投資家にとっての懸念材料だったが、新たな火力発電所と原子力発電所がこれから建設されることで、電力の供給不足が幾分緩和されるものと思われる。したがって、2010年までの中国経済は全体の成長力についてとくに心配する必要はないが、問題はやはり構造転換にある。

図2-8 業種別設備投資の推移（1995～2004年）



(資料) 中国国家统计局

図2-8に示す通り、業種別の設備投資の内訳からみれば、製造業の割合は全体の47.94%に上る。ここから製造業立国の基本方針が明らかになっているが、中国にとって安定した持続的経済成長を目指すために、物流や交通運輸ネットワークの構築といったサービス業の発展を図ることが重要である。したがって、ここで、重要なのはサービス業のインフラ基盤を整備するための投資や人材教育を優先的に進めていくことである。

そして、経済規模が急速に拡大するなかで、価格メカニズムが働くように、市場機構の整備も重要である。石油や石炭といった公共性の高い資源材の価格は、依然として政府によってコントロールされている。また、食料価格も市場メカニズムによって決まるわけではなく、政府によって低く抑えられている。政府による価格統制は、かつて財やサービスの100%だったのに対して、現在は90%以上が自由化されている、しかし、資源と穀物の価格が統制されることによって、資源市場や食料市場のみならず、市場全体の価格メカニ



ズムが十分に機能していない。なぜならば、資源や食料は、その他の産業の川上にあるからである。したがって、ここで、政府による資源や穀物の価格統制を、完全に自由化する必要はないが、徐々に緩和していく必要がある。

さらに、政策の有効性を強化するために、国有銀行や国有企業の改革をさらに進めていかなければならない。端的にいえば、経済構造の歪みはかなりの部分について金融仲介の非効率性によるものといえる。生産性の高い企業と産業により多くの資源を配分するのは、金融仲介の基本である。とはいえ、政府が人為的に資源配分しても効率化しない。やはり、市場メカニズムを強化し、市場プレーヤーの独自の判断が尊重されるべきである。中国についていえば、間接金融市場を構築するとともに、直接金融市場をさらに発展させていかなければならない。

第11次5カ年計画期間中の経済成長目標は年平均7.5%とされている。ちなみに、2001～2005年の第10次5カ年計画期間中の成長目標は7.0%だった。しかし、実際の経済成長率は年平均9.48%に達し、経済成長目標を大きく上回った。今後5年間の中国経済を取り巻く環境から判断すれば、7.5%の成長目標は低すぎるように思われる。では、なぜもう少し高め成長目標を設定しないのだろうか。恐らく中央政府にとってもっとも警戒すべきことは、成長目標を遥かに上回る経済過熱を引き起こす地方の暴走であろう。7～8%の経済成長が十分だというメッセージを地方に伝えることによって、9%強の成長になる。したがって、この目標値はあくまでも方向性を示すことに過ぎず、その都度、政府は行政指導を通じて経済運営をしていくことになる。逆にいえば、この点は、中国における市場機構の未整備を物語っているといえる。

### 第3章 中国の産業政策のあり方

中国経済の先行きに関する楽観論と悲観論が飛び交うなかで、OECD（2005）は「制度改革と市場開放が経済成長を刺激し、これまでの20年間の年平均経済成長率は9.5%に達し、当面高成長が続く」と総括している。オーソドックスな経済理論に基づく考察では、貯蓄→投資→経済成長のサイクルが中国経済成長の基本形と描かれているが、OECDは経済成長が家計部門の所得増につながり、貧困率を低下させ、そのうえでWTO加盟をきっかけに中国経済が急速に世界経済に統合されると指摘している。OECDの見方は基本的に中国経済と「改革・開放」政策の光の部分に焦点を当てたものとして正しい指摘であると思われる。

一方、中国経済の影の部分に焦点を当てると、エネルギー効率が悪化し、環境破壊も急速に進展している（Lawrence Berkeley National Laboratory）。クルーグマン教授は1997年に起きたアジア通貨危機の以前から、要素投入型の経済成長は持続不可能と指摘している。要素投入型の投資主導の経済成長は、経済の効率化が伴わないため、いずれ息切れするといわれている。中国は1998年ごろから「粗放型」の経済成長から「集約型」の経済成長への転換を基本方針として打ち出している。方向性としては正しいが、その後の動きをみると、集約型経済成長への転換は実現されていない。

原因はどこにあるのだろうか。国有企業を中心とする市場プレーヤーの経営をみると、資源を節約するインセンティブが強く働かないことが原因になっているようだ。まず、資源の価格は国家発展改革委員会によって厳しくコントロールされ、価格メカニズムが働かない。また、資源の市場（石油、天然ガス、鉄鋼など）をみると、大型国有企業によって寡占・独占されているため、競争原理が導入されていない。要するに、産業連関のうち、川下はすでに市場経済化しているのに対して、川上は計画経済が続いている。

しかし、産業の効率化と省エネを促進しないと、13億人を抱える中国の経済成長は持続不可能である。環境問題を取り上げてみても、経済学でいわれる逆U字型クズネツ曲線<sup>4</sup>は中国には適用できないと思われる。その理由の一つは13億人というとてつもない人口の多さである。もう一つの理由は所得格差（2005年のジニ係数は0.5）の拡大である。したがって、今後の経済成長は環境に配慮しながら、経済規模の拡大と所得増を図らなけれ

<sup>4</sup> 逆U字型クズネツ曲線とは、経済成長の初期段階において経済成長とともに、環境汚染が次第にひどくなり、ある程度経済成長を成し遂げると、環境が徐々に改善に向かうという仮説である。所得格差と経済成長についても同じ仮説が適用される。

ばならない。

中国政府は 2006 年からスタートする新 5 年計画をきっかけに、産業構造の転換を図るべく、新しい産業政策を公布し、省エネ、経済効率の向上、環境への配慮、産業の国際競争力の強化など明確なビジョンが打ち出している。本章では、産業構造の問題と今後の展望について分析する。

## 第 1 節 国有企業改革と産業構造の高度化

国有企業改革は実に紆余曲折を経ながら進められている。そもそも国有企業は社会主義中国の経済の大黒柱だった。それを維持するというのは、社会主義体制を守る上で極めて重要なことである。したがって、長年中国で国有企業の民営化はタブーだった。国有企業改革はあくまでもその内部の機能調整に限定し、経営改善のために経営責任を明らかにしインセンティブを付与する程度だった。

問題は経済の自由化が進展することによって国有企業を取り巻く環境が変化し、市場競争への適応が求められている。政府行政に縛られている国有企業体制の下では自由な市場競争に勝てない。とはいえそれを自由化し、すなわち、完全に民営化するということもできない。なぜならば、「改革・開放」政策の前提条件は社会主義体制と共産党一党支配の政治体制を維持するためである。結果的に、経済の自由化と市場競争に背中を押されながら、国有企業に対する管理・束縛が徐々に緩和されるようになったのである。

第 1 に、行政による国有企業の生産活動の関与は大幅に自由化されている。国有企業が何を生産し、どのように販売するといった日常的な経営についてはほぼ完全に企業経営陣に任されている。かつてのような経営計画を政府行政に申請し許認可を受ける必要はなくなった。

第 2 に、財やサービスの価格統制も大幅に緩和された。国家発展改革委員会の発表によれば、中央政府によって価格が統制されている財やサービスはわずか 13 種類しかない。95.3%の価格は完全に自由化されている。

第 3 に、国有企業と政府行政との関係については利潤上納から納税制に変わった。企業所得税（法人税）を収めた後の内部留保について、どのように処分するかは、ほぼ国有企業の自由裁量によって決めることができ、政府はそれに直接関与することはあまりない。

ただし、政府は依然として国有企業に対して強い影響力と権限を持っている。まず、人事権の行使である。国有企業の経営者の選任について株主としての国家は絶対的な影響力

を有する。国の方針に反する国有企業の経営者について政府は人事権の行使によって経営者を交替することがある。最近の事例を挙げれば、テレビ王と自負する四川省の長虹テレビは、テレビの価格破壊を仕掛け、大量に売れたが、近年市場競争の激化により経営難に陥り、その上政府の意見を聞き入れないことで、社長が交替させられた。つまり、国有企業の経営者は市場競争に直面しながら、常に所管部門である行政に協力的でなければならない。

また、国有企業の投資はその規模によって政府行政の許認可を受けることが必要である。企業の生産・投資活動は建前では企業の自由裁量で決まることになっているが、実際は、政府行政は企業の投資規模によってそれをコントロールすることができる。むしろ、実際の運用状況をみると、企業は政府のコントロールを避けるために、一つのプロジェクトをいくつかに分割して申請するなどの対策を講じている。こうした「上に政策あり、下に対策あり」の現状は国有企業に対するコントロールが継続しながらも、その効果は必ずしも上がっていない。結局、政府の方針にそのまま従う企業が存続することになり、対策を講じてすり抜ける企業のほうが得するということになる。

現状の政府による国有企業に対する管理が続くなかでは、往々にして効果は上がらないものである。市場経済化改革の大名義の下で、実際は企業経営と市場秩序が益々混乱する傾向が強まっている。第1に、企業の所有制を明確にしなければならないのだが、国有企業民営化に関する明確な制度設計が行われていないため、国有企業の所有権、経営権、監督権など経営の健全化を維持する重要な枠組みが構築されていない。第2に、市場取引が日増しに自由化されているなかで、国有企業は激化する市場競争に直面している。第3に、国有企業の内部管理は「会社法」に基づいて行われているというよりも、政府行政の決定に従うことが優先されている。言い換えれば、マクロ経済環境が徐々に市場経済化している中で、国有企業の経営は依然として政府行政に依存している。

最近の報告や報道などで国有企業の経営が幾分改善されているといわれている。その背景は以下のとおりである。まず、1998年以前において許されていなかった余剰人員のリストラはそれ以降本格化した結果、人件費の削減はもっとも経営改善に貢献している。また、政府は国有企業を保護するために、業種によっては市場の独占を認め、それによって独占利益が得られた。1998年以降の改革の基本方針では公共性の強い業種について国有制を維持するが、競争的な業種については自由化していくといわれている。要するに、国有企業によって独占されている石油化学や通信・運輸といった絶対優位を誇る業種について、国

有企業の独占・寡占が引き続き維持されている。その他の衣料品、白物家電、雑貨、小売など競争の激しい業種については、国有制に拘らない。

#### 年表 国有企業改革の変遷

建国後、国有企業に対する縦割り管理の実施
1953年 中央帰属国有企業 2,800 社
1957年 中央帰属国有企業 9,300 社
1959年 「大躍進」以降、国有企業に対する中央政府の集中管理強化
1961年 1月 「行政管理体制の調整に関する若干の暫定規定」公布・施行、
1961年 9月 中央政府による国有企業の一元管理の強化
1970年 2月 中央帰属国有企業の地方への「下放」（権限委譲）
1970年 3月 「工業交通各部省直属企業の下放に関する通知」（国務院）
1980年初期 国有企業への生産請負責任制の導入
1983年 第1回目の「利改税」（利潤上納の納税制への変更）
1984年 第2回目の「利改税」
1988年 国家国有資産管理局設立（国務院）
1989年 2月 国有経済体制改革委員会など、
「小型国有企業の財産権売却に関する暫定規定」公布・施行
1992年 1月 「改革・開放」加速を呼びかけるトウ小平の「南方講話」
1993年 11月 「社会主義市場経済体制建設に関する若干問題の決定」
1993年 上海市と深セン市における国有資産管理体制の実験開始
1994年 7月 「公司法」（会社法）の公布・施行
1996年 共産党第14回代表大会第4期全体会議開催—「摺大放小」 <sup>5</sup> 政策の公式路線化
1998年 2月 国家経済貿易委員会、「小型国有企業の売却風潮抑制問題に関する通達」
1998年 国有資産管理局撤廃、財政部の管理下へ
「政企分離」の開始、企業の監督管理は国家経済貿易委員会の管理下
9月 共産党第15回中央委員会第4期全体会議開催
→「国有経済の戦略的調整」 <sup>6</sup> 路線の再確認

<sup>5</sup> 大型国有企業の国有制を維持すると同時に、小さな国有企業を自由化、すなわち、実質的に民営化していくということである。

<sup>6</sup> 国有企業の「戦略的調整」は、それまで国有企業の公有制を死守する政策の転換を意味し、原則として競争的な産業分野については、非国有企業の参入を積極的に求め、マクロ的に国有企業のウェイトを引き

→中小国有企業民営化の本格化・対象範囲拡大

- 1999年12月 「公司法」の改正
- 2001年2月 国家経済貿易委員会の9つの企業管理局の撤廃
- 6月 「国有株の売却により社会保障金を調達することに関する暫定管理規定」  
(国務院) 株式公開企業の国有株の段階的売却へ
- 2002年11月 共産党大会で国有資産の所有と管理体制改革
- 2003年3月 国家経済貿易委員会撤廃、国有資産監督管理委員会設立、  
省と市にも国有資産管理機構設立
- 2004年2月 大型国有企業の非流通株の公開
- 2005年10月 中央政府帰属の国有企業は169社に
- 2005年12月 経営不振の国有企業は08年に市場から退出 (国有資産管理委員会首脳)

## 第2節 重工業からサービス業への政策重点のシフト

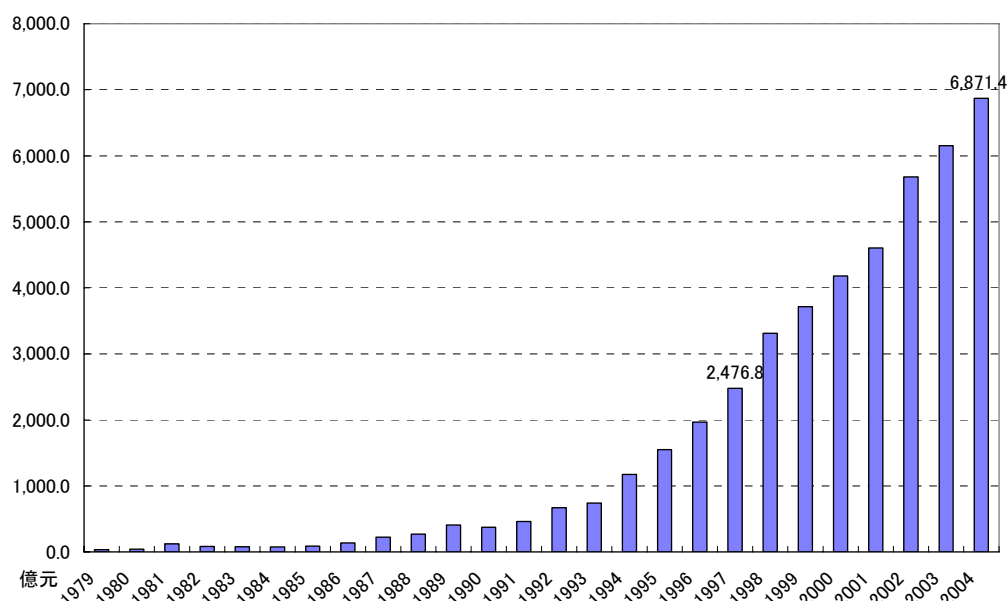
中国経済は1997年のアジア通貨危機以降のデフレ脱却のために、積極的な拡大財政政策を実施してきた。そのために、政府の債務残高(国内債務+対外債務)は1997年の2,477億元から2004年の6,871億元へと急増した(図3-1参照)。政府は景気刺激のために、財政支出を増やし、公共投資を増額させてきた。公共投資の投入は高速道路、鉄道、橋梁、発電所などのインフラ基盤の整備に集中しているが、それを受けて鉄鋼や石油化学などの重厚長大産業は好景気を迎えた。

中国政府にとってアジア通貨危機以降の外需不足と国内消費の伸び悩みに対処する方法は、公共投資の拡大しかなかったのかもしれない。しかし問題は、川上の重工業の生産能力の強化は一時的に経済成長を促進することはできるが、中長期的に考えれば、消費の伸び悩みによりむしろデフレ経済を長期化させる恐れがあることである。こうした動きを懸念して、国務院発展研究センター呉敬蓮研究員を中心として、中国国内で影響力のあるエコノミストは政府の重工業重視の政策を批判し、積極的な拡大財政政策の転換を訴えた。

---

下げることになる。具体的な調整は産業政策を通じて実施するとされているが、中小国有企業の民営化を拡大する狙いもある。

図 3-1 中国における債務残高（国内債務＋対外債務）の推移（1979～2004年）



(資料) 中国財政部

そもそも粗放型の経済成長から集約型の経済成長への転換が1998年頃に打ち出されたが、実際の状況を見ると、ほとんど改善はみられない。政府が行っているのは、重厚長大の産業への資源配分を優先的に実施することだが、これらの産業はほとんど国有企業によって支配され、規模拡大に向けた動きが加速している反面、効率化に向けて努力するインセンティブが働かない。

2003年に胡錦濤・温家宝政権になってから情報通信（IT）革命もあってデフレの懸念はほとんど払拭された。それでも重厚長大の産業を重視する政策の転換はみられない。ここ数年、国債発行は減少に転じているが、それでも600億ドルの規模が維持されている。また、国有銀行は国民貯蓄の8割を集め、国有企業に信用創造を行っている。国有銀行の金融仲介をみると、リスク管理が強化されるなかで、中小企業や民营企业への信用創造を拒み、国有の鉄鋼メーカーや石油会社といった重点的な大手企業への信用創造を積極的に行っている。結果的に、中小企業が育たず、流動性が潤沢な大手国有企業に過剰流動性が集中している。こうした背景において、これらの大手国有企業は経営の効率化に向けた努力を考えるよりも、規模の拡大を優先的に図ろうとする。

現在、見た目では経済の高成長が続いているが、経済成長の質は良くない。新5カ年計画によれば、2010年のエネルギー効率を2005年比で20%改善するという目標が掲げられている（1ポイントの経済成長のエネルギー消費量を今後5年間で20%節約しなければ

ならない)。この目標を実現するために、エネルギー消費と資源消費のもっとも多い大手国有企業を手術することから始めなければならない。

ここでいくつか論点があるが、それを整理しておかなければならない。

第1に、生産性と規模の関係である。そもそも企業の経営を取り巻く環境によっては、生産性と規模を対立させてはならない。経営基盤が拡大すれば、スケールメリットを享受することができる。石油化学（南北二つの集団）、自動車（第1自動車、第2自動車、上海自動車）、鉄鋼（首都鉄鋼と唐山鉄鋼の合併）、航空（国際航空、東方航空、南方航空）など中国にとっての重点産業の吸収・合併はすでに始まっている。問題は、これらの企業集団の結成が市場の力によるものではなく、政府の力と意向が強く働いているということにある。要するに、政府の力で吸収合併が実現されても、経営の効率化は必ずしも実現できないのである。

第2に、労働生産性と設備稼働率の向上である。マクロ的にもミクロ的にも中国経済と中国企業の労働生産性は大きく改善されている。固定資本形成の伸び率は20~30%に達しているため、資本装備率（ $K/L$ ）は1986~1992年の0.83から1993~1999年の3.21、さらに2000~2004年の6.08に拡大した。それを受けて、労働生産性も大きく改善している（1986~1992年2.89→2000~2004年14.77）。このようにマクロ的な労働生産性の向上は労働者一人当たりの資本財の量の増加により、設備投資が大きく寄与していると思われる。またミクロ的にみて、1998年以降国有企業の余剰労働力のリストラにより企業レベルにおいて労働生産性は大きく改善されている。しかし、設備の稼働率は必ずしも改善されていない。1997年以降のデフレ経済の進行と近年の過剰生産能力の問題により、白物家電や中小の一般機械メーカーの業績悪化が目立っている。テレビメーカーの四川长虹は業績の悪化により、経営トップが交替させられた。深セン TCL はフランスのトムソンとの提携に成功したが、その後業績は必ずしも良くない。

第3に、エネルギー効率と環境への配慮である。中国では炭鉱の爆発事故が多発しているのに加え、最近はさらに石油化学工場の爆発などの事故により環境汚染は一段と深刻化している。産業用電力消費が増加するなかで、原油の輸入依存度は40%を超えている。エネルギー消費増と環境汚染は経済成長の産物として表裏一体の問題といえる。国家環境保護局の調査によると、石油化学プラント（エチレンなど）の90%は河川に近いところに建設され、そのうち、半分は飲料水用のダムや水庫などの水源に近いところに位置する。石化プラントはたとえ爆発しなくても、ベンゼンなどの有害物質が含まれる化学薬品がパイ



プの亀裂などにより地面に漏れ、地下水を汚染するケースが多発しているといわれる。

トータルして考えれば、中国が経済成長を維持するには、単に重工業の発展を振興するだけでは、もはやいろいろな問題の解決にはならない。ここで重要なのは、重厚長大産業の発展の一部をサービス業の発展にシフトしていかなければならないことである。

### 第3節 知的財産権立国の政策トレンド

中国に投資する外国企業から、もっとも苦情の多い問題として特許などの知的財産権が侵害されていることがあげられる。たとえば、日本の二輪メーカーの原付バイクがコピーされ、裁判になったことは有名である。また商標権の侵害例として、HONDAを真似してHONGDAのオートバイが売られ、その一部はインドネシアやベトナムなど海外にまで輸出されている。また、北京のシリコンバレーといわれる中関村の電気街に行けば、マイクロソフトのオフィスシリーズは10円で売られている。明らかにコピー商品である。現地の行政担当者はコピー商品のお蔭で、マイクロソフトのOSは中国で急速に普及していると発言し、コピー商品を標榜するようにも聞こえる。

日本政府は中国における知的財産権の侵害を食い止めるために、中国政府に知的財産権保護の強化を申し入れたりするなど、あの手この手を尽くしているが、効果のほどは明らかではない。日本貿易振興会（JETRO）は北京に知的財産権部を設置し、知的財産権情報を発信するなど、日本企業に呼びかけている。ここでは、中国における知的財産権保護の動向を考察し、その対策を検討する。

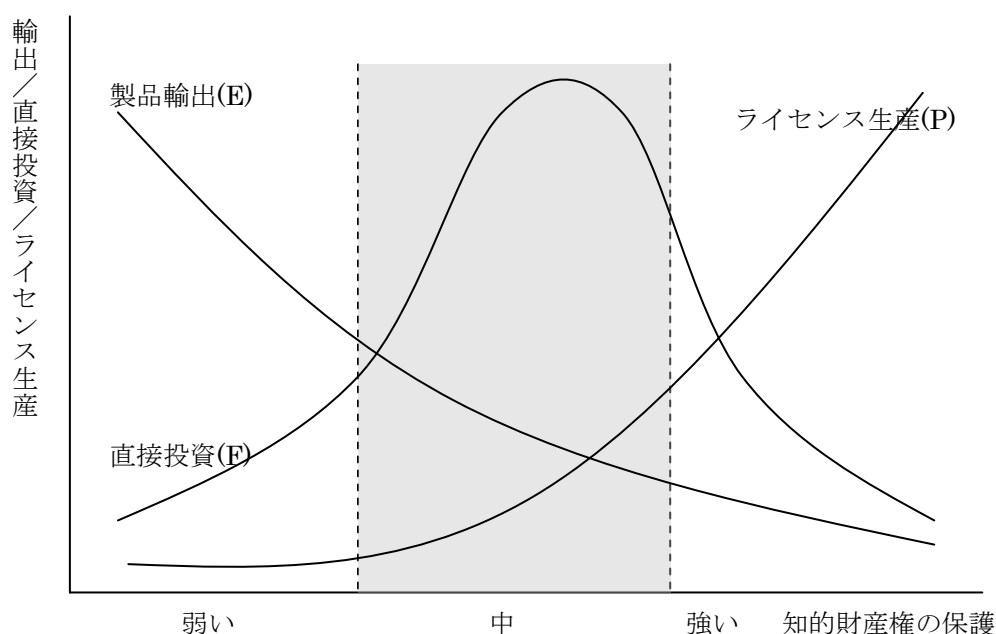
一般に、知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4種類の工業所有権に、著作権、トレードシークレット、ノウハウなどを加えたものの総称である。俗に企業秘密といわれる知的財産権はグローバル化の時代において、ITの技術によりその技術やノウハウをデジタルに解析され、容易に模倣されるようになっている。すなわち、新規の技術を開発するために要する資源と既存の技術を解析し模倣するエネルギーを比べれば、後者のほうが簡単にできる。

本来ならば、技術移転を受ける者として、その技術を開発するコストの一部を負担しなければならない。さもなければ技術を開発するインセンティブは働かず、技術の進歩を頓挫させる恐れがある。一方、中国のような発展途上国の立場に立って考えれば、経済のキャッチアップを実現するために、なるべく少ないコストで技術のレベルアップを図りたい。こうした技術やノウハウなどの知的財産権を巡る考え方の違いは、経済のグローバル化が

乗り越えなければならない重要な課題なのである。

かつて江沢民前国家主席がアメリカに訪問したとき、米国人記者に中国における知的財産権の侵害について質問されたことがある。これについて、江沢民前国家主席は「古代中国において羅針盤、活版印刷術、製紙と火薬という4大発明がなされたが、欧米諸国はそれを利用するにあたり著作権料を払ったのか」と聞き返した。近代的市場経済の基本的なルールに則った答弁ではないが、途上国の立場を代弁したものとしてまったく無意味な答えではなかったように思われる。知的財産権の現状において、次のように整理する。

図 3-2 途上国の外資受入政策と知的財産権保護の関連性



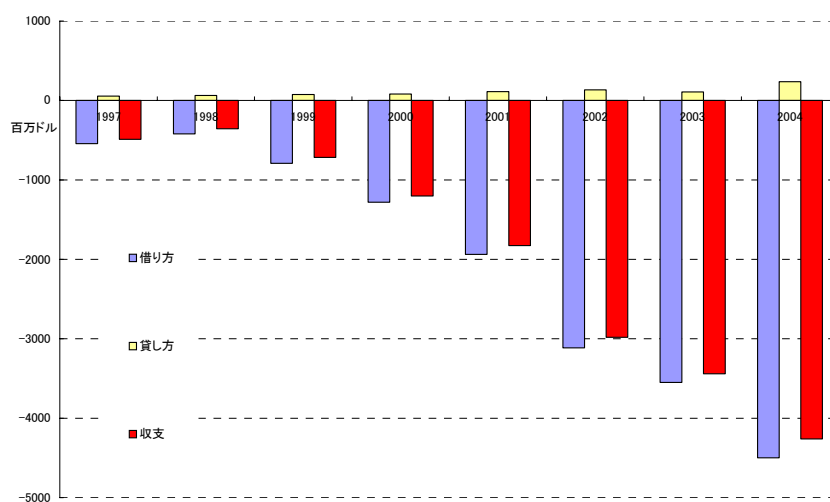
第1に、著作権などの知的財産権の保護は一定のルールのもとで行われる。多くの途上国においてはこうしたルールすらない状況にある。第2に、知的財産権を保護するのは無期限ではなく、時効になれば人類の共通財産となる。第3に、著作権などの知的財産権の所有権を明確にしなければならない。その帰属性が曖昧な場合、保護されない。第4に、知的財産権の価値判断は国によって異なり、一律に定めることが難しいことも事実である。さらに、経済発展段階や国によって、知的財産権保護に関する熱心さは異なる。知的財産を多く所有する先進国からすれば、きちんと保護されるべきであると主張するのに対して、途上国は経済成長を促進するのに精一杯であるため、ある程度まで知的財産権の侵害について目をつぶることが多い。

そもそも発展途上国にとって経済のキャッチアップを図るために、外国直接投資を受け

入れ、技術やノウハウを習得することは手っ取り早い。一般的に、知的財産権が保護されない国に対して、外国の企業が直接投資を行うと、製品がコピーされるなど知的財産権が侵害される可能性が高い。したがって、外国企業は直接投資( $F$ )を抑え、製品を輸出( $E$ )することを選好する(図3-2参照)。その後、知的財産権の保護が改善されるにつれ、外国企業は輸出に代わり、直接投資を増やしていく。さらに、グローバルスタンダードから見て、知的財産権の保護が促進されれば、外国企業は自ら直接投資を行うことよりも、地場企業へのライセンス生産( $P$ )を進めるようになると考えられる。

途上国の立場に立って考えれば、経済のキャッチアップにあたり、外貨不足と貯蓄不足を補うために、製品輸入の拡大やライセンス生産よりも、直接投資の受け入れの方がメリットが大きい。このような議論に立脚して考えれば、途上国は外国直接投資を受け入れるために、ある程度知的財産権の保護に努力することが必要であるが、「保護し過ぎない」ようにインセンティブが働くのである(中国社会科学院)。むしろ、外国企業からすれば、知的財産権が完全に保護されなければ、途上国への技術移転などはできない。

図3-3 国際収支ベースのローヤリティ収支



資料：SAFE

2001年12月、中国は念願の世界貿易機関(WTO)加盟を果たし、より一層の市場開放を内外に対して約束した。それを受けて、中国の「改革・開放」政策が計画経済に逆戻りしないことが確信され、外国企業による対中直接投資が急増している。現在、中国は世界で外国直接投資を受け入れる最大の国であり、世界の工場及び世界の市場として、世界経済を牽引していくエンジンの役割を果たすことが期待されている。

その中で、外国企業は中国への直接投資に当たり、自らの知的財産権を保護するために、

特許を申請するなどの法的手段を講じるようになってきている。中国政府が公表している統計によれば、中国における外国企業の特許申請は急増し、発明特許申請の80%は外国企業によるもので、特許申請が認められた案件の62%、さらにハイテク案件の70%は外国企業によるものである。ちなみに、2005年の上半期、外国企業の特許申請は4万5,959件のぼり、前年同期比31%も増加した。

外国企業の間で知的財産権が侵害されるといった苦情は後を絶たない。それを巡る裁判も急増している。しかし、一般的に裁判に持ち込まれる案件は大企業の知的財産権の侵害に関するものがほとんどである。中小企業の多くは裁判に持ち込むほど経済的余裕がなく、泣き寝入りするケースが多い。

では、どうしてここに来て外国企業の特許申請が急増しているのだろうか。

それは、中国がWTO加盟をきっかけに、知的財産権の保護をグローバルスタンダードに則って実施せざるを得なくなっているからである。中国政府も知的財産権を保護するために、関連の法整備や行政改革を進めている。法の執行力は依然として不十分ではあるが、今後知的財産権の保護が強化されることを考えて、外資は現在のうちに特許を申請し、それが侵害されたら、裁判に持ち込む準備を行っているのである。

長期的に考えれば、中国は世界経済に統合される過程において、世界の市場の役割を果たしていくうえで、世界標準に則って知的財産権を保護しなければならない。実は一般的なイメージとは違って、中国のロイヤリティ（特許などの知的財産権使用料）収支をみると、近年その赤字（対外支払超過）は急速に拡大している（図3-3参照）。すなわち、外国企業の特許や著作権を使用するに当たり、中国は多額のロイヤリティをすでに支払っているのである。

むしろ、現在の中国では知的財産権侵害の事件が依然多発している。中央政府としての取り締まりの姿勢は確固たるものだが、地方政府レベルでは取り締まりは必ずしも十分ではない。とくに一部の地方では外国企業の著作権をコピーし模倣品を製造することは地方産業の柱になっているため、取り締まりを徹底することは言葉で言うほど簡単ではない。

現状においてもっとも厳しく取り締まられるのは、品質が不合格な食品類の偽物である。海外の有名ブランドを似せた粉ミルクや国内の人気ブランドを模倣した味噌などは、栄養成分が規制値を満たしていないため、健康を害し人命にかかわる問題でもあり、政府としては断固として取り締まる姿勢を見せている。

一方、日本ブランドの二輪車を模倣した偽物のようなケースについては、ある程度取り

締めを行っていているが、買い手の消費者が騙されているというよりも、承知のうえ購入している場合が多い。したがって、こういった偽物の取り締まりは地方政府レベルで見てもぬふりをするケースが少なくない。

表 3-1 中国で特許申請の外国企業上位 15 社

	親会社	件数	在中国 R&D センター
1	松下電器	1,401	松下電器（北京・蘇州）研究開発有限公司
2	フィリップス電気	926	フィリップス（蘇州）研究中心
3	サムソン電子	699	サムソン（中国）研究中心
4	ソニー	563	ソニー（中国）研究開発中心
5	エリクソン	544	エリクソン中国学院及び上海科学研究開発中心
6	LG 電子	500	LG 電子（中国）研究開発中心
7	三菱電機	461	三菱電機与中国科学院軟件研究所
8	P&G	411	宝潔公司・清華大学研究中心
9	本田技研	395	N.A.
10	日立製作所	363	日立（中国）有限公司研究開発中心
11	IBM	359	IBM（中国）研究中心
12	NEC	345	日電（中国）有限公司及網絡軟件研究開発中心
13	精工エプソン	330	N.A.
14	三洋電機	324	N.A.
15	富士通	288	富士通（中国）研究開発中心

（資料）中国社会科学院「中国外商投資報告 2003-2004」（中国社会科学出版社）

さらに、世界の有名ブランドのシャツやカバンなどの偽物は買い手の多くが外国人観光客であるため、中国政府としては取り締まらないという訳ではないが、需要と供給を考えて、取り締まりを徹底していないのが現実であろう。

そのほかに、コンピューターソフトやゲームソフトなどのコピー商品が横行している。これらのソフトの著作権侵害について取り締まりが強化されれば、すぐに地下に潜り込むなど手口はかなり巧妙である。その解決法は中国政府による取り締まりの強化に加え、製造元による暗号化など自己防衛策の強化も欠かせない。

これまで北京などの大都市に行けば、世界の有名ブランドのシャツやカバン、ネクタイ

など模倣品を売っている「秀水市場」というマーケットがあった。北京オリンピックを迎える関係上、この市場は整理整頓され、国産のシルク用品などを販売する土産店に変身させられた。中国は自らの国際的なイメージの向上を図るために、知的財産権を侵害した模倣品の販売を従来通り放置するわけにはいかない。

中国市場が一層開放されるなかで、外国企業による対中投資の姿勢は大きく変わっている。欧米仕様の製品規格を中国に持ち込み、安い労働力を利用し生産した商品を欧米に再輸出する従来の投資モデルに加え、中国の消費者の嗜好にあわせた製品作りが行われるようになってきている。そのために、中国での研究開発体制の強化は不可欠になった。

従来、日系企業を含め、外国企業は中国での研究開発に消極的だった。製品の多くを海外に輸出するため、現地での研究開発は必要なかった。また、輸出用の商品の一部は中国国内で販売されているが、その背景には先進国で売れるものは、途上国の中国でも売れるといった安易な考え方があった。何よりも中国での研究開発が軽視された背景に、外国企業（グループ）全体の売り上げ中、中国での売り上げが占めるシェアは5%以上にならないため、全体の投資戦略における中国ビジネスの存在はそれほど重要ではなかった。

2001年の中国のWTO加盟以降、中国経済が10%に近い成長を続けているなかで、外国企業の対中投資は中国市場で販売するいわゆる「現地型」のものに変わりつつある。こうした新しい状況において、多国籍企業の多くは中国での研究開発体制を強化している。表3-1に示したように、外国企業の中には中国において研究開発センター（R&Dセンター）を創設している企業もあり、最も多くの特許を申請している多国籍企業のトップ15社のうち、9社は日本企業である。従来、日本企業が技術移転に消極的だったと批判されている一般的な見解は、こうした事実からすれば、必ずしも正しい見方とはいえない。

かつて、日本企業の対中投資の多くは製品を再輸出するための生産拠点を確保するためのものであり、研究・開発の現地化を実施する必要はなかった。しかし、これからは製品を中国市場で売っていくために研究・開発の現地化がより重要になる。表3-1から確認できるように、こうした動きはすでに本格化しているのである。

ここで、とくに注目したいのは外資系企業が現地でR&Dセンターを立ち上げ、その研究成果を守るために、特許登録を申請していることである。その中で一つの傾向として電気機械産業の特許申請が圧倒的に大きなウェイトを占めている。なぜならば、地場の電気機械企業のキャッチアップは予想よりも速く、外国企業にとって脅威となっているためである。また、こうした技術は開発するには時間がかかるが、模倣するのは比較的簡単にて

きるためである。

日本企業はこれまでのところ独自の技術に加え、生産体制の合理化とコスト削減の徹底において比較優位を誇っている。中国では、メイド・イン・ジャパンのブランド力は日本人の想像以上に強く、日本に観光に来る中国人旅行者は一人当たり平均で5台ものデジタルカメラを買って帰るといわれている。同じものは中国でも売っているが、わざわざ日本に来て買う理由は、中国で売っているメイド・イン・ジャパンの製品は中国で組み立てられたものであるため、信頼されないという皮肉なことにある。日本製品に対する中国人の崇拜がここまで高まるとはほとんどの日本人は想像もできないだろう。

したがって、日本企業にとって日本の知的財産権を守るのは重要なことだが、同時に、日本のブランド力をキープしていくことも真剣に考えなければならない。日本企業の製品力はその品質の高さにあり、中国ではすでに人々に浸透している。他方、就職先として欧米企業に比べ、日本企業はそれほど人気がないのも事実である。欧米企業の人事評価システムは成果主義を徹底するエレベーターのようなものであるのに対して、「細く・長く」が象徴となる日本の人事評価システムは年功序列でエスカレーターのようなものである。どんなに頑張っても追い越しはほとんど不可能である。日本企業はエリート中国人の間で人気がなく、数年勤めてすぐに欧米企業に転職してしまう。逆に極論を言えば転職できないのはむしろ優秀な人材ではないのだろう。

日系企業の中国人社員の定着率が低い現状において、技術や著作権などの知的財産権は容易に流出する環境にある。したがって、日系企業にとって「敵」は社外で製品をコピーする地場企業ではなく、その人事管理体制の非合理性に起因する技術の流出という内部要因である。

現在、日本では中国への直接投資がこれ以上集中すると、リスクとして大きすぎるといった「中国+1」議論が沸き起こっている。生卵を一つのかごに入れることが危ないのは事実である。しかし、これからも年平均10%近い成長を続ける中国を目の前にして、他の国へ投資を分散することはオプションとして現実的ではない。とくに、中国市場を狙う投資にとってみれば、市場に最も近いロケーションに工場を建て生産するのは経営学の基本である。第三国へ輸出するような従来型の投資については、そのプレーシング（立地）を決めるに当たり、投資環境を客観的に比較することが重要である。しかし総合的に考えれば、一衣帯水といわれるところに、巨大市場が存在するのに、それを無視するわけにはいかない。ここで、重要なのはトータルな戦略を見直し、中国市場のパイを獲得する攻めの

努力ではなかろうか。そのために、知的財産権を守る姿勢も重要だが、それを活かして中国市場を攻略することを優先的に考えなければならないのかもしれない。

#### 第4節 産業政策の問題点

一般的に産業政策とは何か、一見簡単そうで、実は難しい設問である。もっとも無難な答えを出すとすれば、産業の効率化を図るのは産業政策の役割といえる。間違った答えではないが、中身がないのでほとんど意味がない。要するに、どのような経済環境のなかで何をするのかということを確認しなければならない。寺西重郎（2003）は、戦後の日本の産業政策について「第1に、産業政策は農業や中小企業から始まって基幹産業である鉄鋼や電力にまで及ぶ産業全般を包摂する政策であった。第2に、産業政策による競争水準への働きかけが産業連関メカニズムを通じて産業ごとの付加価値に影響し、これと春闘による産業別の標準賃金決定と組み合わせあって、所得分配の決定に大きな効果をもったことを無視できない」と指摘している。

恐らく市場メカニズムに任せれば、比較優位の産業は成長し、比較劣位の産業は大きく後退する。しかし、一国経済を長期的なビジョンで判断すれば、農業のように比較優位を持たない産業も維持していかなければならない。また、中小企業は産業基盤におけるサポーティブな役割が重要ではあるが、市場競争のなかで必ずしも勝ち残れない。このような比較劣位に立たされつつ、なくてはならない産業は政府の保護によって存続させることが産業政策の役割の一つである。

ただし、このような安全保障や産業基盤の健全性を維持するうえで重要と思われるこれらの産業を保護することは、本来比較優位のある産業の発展を妨げないように十分に留意すべきと思われる。ある産業を過保護にすると、必ずといっていいほどほかの産業はマイナスの影響を受けることになる。

そこで、産業政策のもう一つの役割は競争水準の向上にある。これは、輸出競争力という狭い捉え方ではなく、産業全般の質と競争水準の向上が消費者の厚生を拡大させる効果を持つ。戦後の日本において、産業基盤の健全性と産業の競争水準の向上というバランスを維持することに成功したことを指摘しておきたい。

中国は「改革・開放」政策以降、数多くの視察ミッションや研修グループを日本に派遣し、戦後日本の産業政策を勉強してきた。発展改革委員会のなかで産業政策を担当する幹部や各シンクタンクで産業政策を研究する研究者の多くは、日本で産業政策のあり方と役



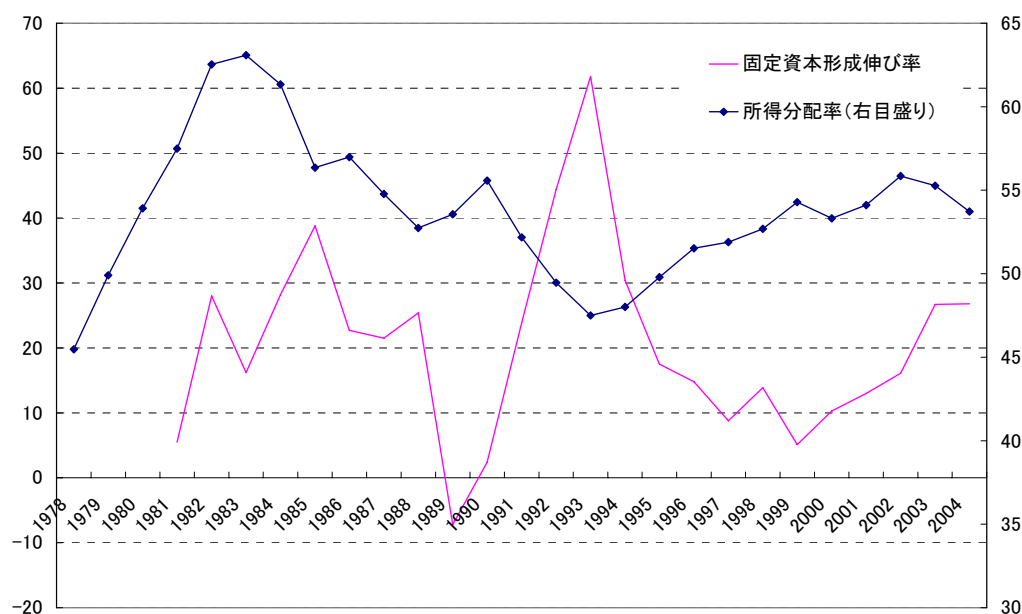
割を勉強し、中国の経済環境と社会秩序にあわせてデザインし直している。したがって、中国の産業政策を考察する際、まず戦後日本の産業政策を総括し、そこから出発して中国の産業政策のあり方と問題点を分析しなければならない。

「改革・開放」政策以降、中国政府が直面する産業構造上の問題は、低い産業効率をいかに向上させるかということにある。これには二つの問題点がある。一つは産業構造の問題である。すなわち、農業のウェイトが高すぎるため、産業全体の効率が低く抑えられている。もう一つは主に国有企業の経営難の問題であり、どんぶり勘定といわれる。いわゆる「親方日の丸」のせいで国有企業の経営について効率化のインセンティブは働かない。したがって、「改革・開放」政策初期において、産業政策の中心は、第1に農業のウェイトを下げるのと同時に、農業生産を活性化させる、第2に、国有企業についてその国有制を維持しながら、経営の改善を図るという2点である。結果的に、第1次産業、第2次産業、第3次産業の名目GDP貢献度は大きく変化した。農業のウェイトは1978年の28.1%から2005年の12.4%に低下した。それに対して、第3次産業は1978年の23.7%から2005年の40.3%に拡大した。その間、製造業を中心とする第2次産業のウェイトはほとんど変化しなかった（1978年48.2%→2005年47.3%）。（P29、図2-5参照。）

「改革・開放」政策以来の20数年間、中国经济が成長をし続けてきた背景の一つは第1次産業（農業）から第3次産業（サービス業）への労働力の移動であるといわれている。古典的な二部門経済モデルにおいて生産性の低いセクターから生産性の高いセクターへの経営資源の移動は経済全体の生産性を高めることができるとされている。

しかし、長い間中国政府が経済部門間の経営資源の移動を政策的に促したというよりも、厳格な戸籍管理制度により人口の移動はむしろ制限されてきた。そのなかで人的資本が移動したのは経済の自由化が進むなかで自発的に進展したものである。1980年代、都市部周辺の農村地帯農民が自発的に「郷鎮企業」と呼ばれる中小の製造業を起業し、国有企業から安い価格で下請けを行った。農業を離れた農村の労働者は郷鎮企業に就職し、自宅は農業を引き続き営んでいたが、自らは給与所得者となり、簡単な機械部品などを作るようになった。

図 3-4 固定資本形成伸び率と所得分配率の推移（1978～2004年、%）



(資料) ADB Key Indicators

中国政府の政策では、農民が都市部に押し寄せることで都市部のソーシャルサービス、すなわち、都市部住民の特権が崩れることを恐れて、農民の都市部への定住を厳しく管理している。しかし沿海地方では、建設業などの工事現場および機械加工業において労働力不足が深刻化し、それを解消するために、農村部から労働力を取り入れなければならない。結果的に、経済成長の早い沿海の都市は出稼ぎ労働者を受け入れるために、「暫定居留証」を発行するようになった。しかし、これによって暫定居留が認められたが、定住を認めたわけではない。

政府の政策は、一貫して農業と農村の一部の利益を犠牲にして都市部の経済を保護することである。たとえば、食料がどんなに不足するとしても、食料の価格上昇は認められない。逆に、豊作の年に食料価格が低下することにより、農民は豊作貧乏を余儀なくされる。したがって、中国で農民の所得は経済成長とは裏腹にそれほど増えない構造になっている。都市部の住民も食品関連の支出が増えないため、農民の所得の伸びは早くない。こうした政策を実施する狙いは、所得分配率を押さえ、資本分配率を高めることによって経済のキャッチアップを急ぐことにある。日本の所得分配率は76%といわれるが<sup>7</sup>、中国の所得分配率は55%程度に抑制されている(図3-4参照)。所得分配率を抑制する狙いは投資を促

<sup>7</sup> 内閣府の調査による。

進し、それによって経済成長を促すことにある。この点は中国经济が過去30年近く成長を続けてきた背景の一つといえる。

そして、産業構造全体のビジョンとして製造業の発展に重点を置きながら、鉄鋼や石油化学といった重厚長大産業の発展を促してきた。ここで、中国の産業構造の特徴の一つとして大手国有企業が重工業の根幹を形成している。資源集約型の重工業は民間企業が担うことができない。資源と資金の調達に限界があるからである。一方、部品メーカーをみると、日々激しくなる市場競争のなかで、硬直的な国有企業体制では勝ち残ることができない。したがって、国有の中小部品メーカーが1995年以降次第に民営化され、同時に郷鎮企業も成長し、裾野産業の主役になったのである。たとえば、自動車部品の最大手である浙江省の「万向節」はかつての郷鎮企業から成長してきたものである。江蘇省南部にも数多くの機械部品メーカーが育っている。

中国が産業構造の高度化を図るためには、大手国有企業が担う重厚長大産業の研究開発を強化し、国際競争力を強めていかなければならない。これまで大手国有企業は諸外国から技術を導入してきた。国内市場においては、それなりの競争力を維持することができたが、国際市場における競争では十分に戦えるレベルに至っていないのは事実である。

中国政府は産業構造の高度化と産業の国際競争力の強化を図るために、いくつかの重要な公文書を公布している。2005年12月20日、国務院は「産業構造調整促進の暫定規定」を公布した。また、2006年2月9日「国家中長期的な科学と技術発展規画綱要」が発表された。さらに、2006年3月14日に閉幕した全人代で「国民経済と社会発展の第11次5カ年規画綱要」が採択された。

第11次5カ年計画は2006年～2010年までの経済成長のビジョンを示すものである。それを受けて、産業構造調整の暫定規定は資源配分の効率化と産業構造の高度化を図るものとなっている。さらに、科学技術の中長期的な発展規画綱要は研究開発を強化するための指針である。

これまで中国の産業政策について、「国家重点的奨励発展産業、製品と技術の目録」（2000年、国家計画委員会と国家経済貿易委員会）が公布されていた。また、「落後生産能力、技術と製品の淘汰に関する目録」と「工商投資に係る重複投資の制限目録」（いずれも国家経済貿易委員会）が公布・施行されていた。今回の暫定規定の発表に伴い、これまでの目録や政策はすべて撤廃し、新たな産業政策に準じて産業構造の高度化を図るものとされる。

暫定規定にはいくつかのポイントが盛り込まれている。

第1に、第1、2、3次産業のそれぞれの位置づけについて、農業が基礎、ハイテク技術が牽引役、インフラ産業がサポート役となってサービス業が全面的に発展するというアジェンダである（暫定規定第1章第3条）。このなかで、サービス業の発展が強調されていることに注目したい。先進諸国の経済はもとより、ほかの途上国に比べても、中国のサービス業のウェイトは低すぎると思われる。

第2に、産業構造を調整するために、自主的な研究開発を強化する。そのなかでとくに、市場メカニズムに基づいて企業が主役となった「産学研」（日本では産官学というが、中国では、産業、大学と研究機関の協力を意味する）の研究体制を構築する。

第3に、工業化に向けて、情報化、ハイテク化、省エネ、環境への配慮、安全保障、人的資源の比較優位などをキーワードに経済発展モデルの転換を図る。これは一言でいえば、循環型経済成長を目指すということである。

問題はこれらの基本方針をいかに実現するかである。

たとえば、農業については古い農業を近代的な農業に転換させるとしているが、農民の教育水準を向上させないとそれは実現されない。また、エネルギーについては、石炭を基礎とする多面的なエネルギー供給と消費構造を構築するとしているが、省エネとエネルギー効率の向上に向けてインセンティブ付与が欠かせない。交通運輸インフラ整備について、効率的なネットワーク化が提起されているが、グランドデザインを欠いたインフラ整備は必ずといっていいほど重複投資が生じ、経済効率は逆に低下する恐れがある。水資源の利用について、水資源不足という現実を考えて、その利用の効率化が求められている。しかし、現実的には水不足が深刻化する一方、産業や企業によって水の無駄遣いが横行している。ここで重要なのは、政府行政はどのような手段を以って企業の経営ビヘイビアを変えるかである。

今回の産業政策に係る暫定規定においてとくに強調されている点は、独自の研究開発を強化し、中国独自のブランドを構築することである。中国の対外輸出は50%以上が外資によるものであり、機械電機などの高付加価値品の輸出はほとんど外資系企業のものである。中国企業はこれまでのところ外資からの技術の習得に重点を置いてきた。独自の研究開発よりも、既存技術を習得することは中国企業にとってより多くの利益が得られる。

しかし、知的財産権の保護は2007年から市場の全面開放が予定されるなか、これ以上先送りすることはできなくなった。ロイヤリティの受け取りと支払いのバランスは中国にとってすでに大きな赤字となっている。外資系企業の知的財産権の保護を徹底すれば、ロ

イヤリティの支払いはさらに膨らむことが考えられる。要するに、中国はその退路がすでに断たれ、自らの技術開発を行わなければならなくなった。

研究開発の強化の数値目標として、R&D 支出の GDP 比を 2.5%に引き上げるとしている（科学技術の中長期的な発展計画概要）。同時に、技術の対外依存度を 30%以下に抑える。中国人の発明や特許申請および科学研究論文の引用は世界でトップ 5 に入ることが目標として掲げられている。

一般的に、研究・開発は基礎研究と応用技術研究に分けられるが、中国企業は応用研究を重視する傾向が強く、基礎研究は政府系中国科学院などで取り組まれている。今回の科学技術の中長期的な発展計画概要では、①機械設備とプラントの開発、②農業技術の開発（食料の安全保障）、③省エネなどのエネルギー技術の開発、④都市循環型技術開発、⑤重大疾患の予防技術開発、⑥国家安全保障技術と情報化技術の開発、⑦情報、バイオ、素材と宇宙技術の開発、⑧世界トップレベルの研究機関と大学及び企業の研究室（所）の強化、など具体的な内容が盛り込まれている。

今回の産業政策の暫定規定と科学技術の中長期的な概要が実現されると、中国の技術レベルは大きくボトムアップするものと予想される。しかし、50 以上の重点的な研究プロジェクトはどのような研究体制で取り組むか、研究費用などを全て財政資金でまかなうことは到底できないうえ、基礎研究の成果を応用する技術開発の体制作りについても不透明な点が多い。研究開発において産官学の協力は重要だが、知的財産権の保護が不十分であるため、研究成果の享受について対立することもありうる。ここで注意すべき点は、科学技術の開発がすべて政府の関与のもとで行われることは必ずしも資源配分の効率化につながらない。また、その透明性も確保しなければならないが、一部の専門家による独占状態が続く以上、基礎研究と応用研究が遮断され、最近では研究成果を偽る事件も起きている。

## 第4章 資源配分の効率化を目指す金融制度改革の課題

1979年を起点とする「改革・開放」政策以降、実体経済の制度改革に比べ、金融制度改革は大幅に遅れていた。長年、国有銀行を中心とする金融制度は財政を補完する「出納」の役割を果たしていた。すなわち、国有銀行の金融仲介は政府の財政計画の一環として位置づけられ、国有銀行の信用創造は政府の経済計画に基づいて実施されていた。

1980年代の経済自由化の推進により、国有銀行体制は実体経済の資金需要に対応できなくなり、より臨機応変な信用創造とリスク管理が求められている。具体的に、国有企業にしか信用創造しない国有銀行の金融仲介が急増する民営企業の資金需要に答えきれていない。貸出先の信用リスクを管理するために、政府によってコントロールされていた固定金利体系ではリスク管理が十分に行われていない。また、商業金融業務と政策金融業務が混合する体制において、金融機関のバランスシートに不良債権は増える一方である。

結果的に、国有銀行の信用創造は政府から許認可されている国家プロジェクトに積極的に融資を行うのに対して、オンリスクのプロジェクトには融資をできるだけしないような体質になっている。

しかし、リテールの預金市場において国有銀行が寡占しているため、国民貯蓄は急速に国有銀行に集中し、多様な資金運用が求められている。とくに、1990年代に入ってから国家プロジェクトとはいえ、その投資が失敗した場合、政府は政経分離の流れのなかでギャランティ、債務保証をしなくなった。このようなことを背景に、国有銀行は自らの収益性を強化するために、利益を最大化する資金運用が求められている。ただし、国有銀行に対するガバナンスが十分でないため、期待収益の最大化を追い求め、リスクを無視した融資が増えている。1993年、「改革・開放」政策の加速を受けて大都市を中心に不動産バブルが発生し、国有銀行はそれに多額の資金を貸し込んだのである。それによって大都市の不動産バブルはさらに拡大し、国有銀行は多額の不良債権を抱えるようになった。

言い換えれば、金融制度改革を行わなければ、「改革・開放」政策は頓挫する恐れが出てきた。1994年、朱鎔基副総理（当時）は自ら人民銀行（中央銀行）の総裁を兼務しながら、金融制度改革を断行した。具体的には①中央銀行の独立性を確保、②商業金融と政策金融の分離、③金融機関のリスク管理の強化などが改革のなかで行われた。

この章では、金融制度改革の流れを考察し、資源配分の効率化を目指す制度改革のあり方と課題を明らかにする。

## 第1節 中国の金融制度の実態

中国の金融制度が市場経済化に向けて本格的に動き出したのは1994年の金融制度改革であった。それまでの金融制度は財政システムの一環として政府の経済計画に基づいて信用創造を行うもので、市場の動きには対応していなかった。

1992年春、改革・開放の加速を呼びかける鄧小平の「南方講話」をきっかけに、実体経済は大幅に自由化した。まずは政府による価格統制が大幅に緩和された。また、国有企業に対する行政の干渉も「政企分離」の流れのなかで幾分改善されてきた。さらに、民間企業の存在が法的に認められ、経済構造が多様化するようになった。

実体経済の市場経済化に対応するためには、金融制度も市場経済化しなければならない。このような趣旨のもとで朱鎔基副総理（当時）は金融制度の効率化を目的に、金融制度改革を断行した。具体的には次の諸点をあげることができる。

第1に中央銀行制度の改革である。人民銀行は発券業務を行っている意味において中央銀行といえるが、同時に、商業貸出も一部行っていたため、完全な中央銀行とはいえない。また、金融政策の実施については中央政府の各省庁から干渉され、その独立性が確保されていなかった。従って、1994年の金融制度改革の基本は、中央銀行の独立性確保からスタートしており、そのために、「中国人民銀行法」が制定・施行された。その中で、人民銀行の役割は、発券業務など日常的な中央銀行業務に加え、独立して金融政策を策定し実施することであり、いかなる政府機関も中央銀行の金融政策の実施に干渉してはならないとしている。

第2に、国有銀行（4行）を真の商業銀行に転換させ、そのために、国有銀行が行っていた政策金融業務を分離し、新たに設立された政策金融機関（輸出入銀行、開発銀行と農業発展銀行）に移行した。商業銀行に転換した国有銀行は商業金融業務に特化した。国有銀行に対する管理は、市場メカニズムを徹底し、リスク管理については資産負債管理（ALM）を行った。

第3に、国有商業銀行やその他の株式制の商業銀行を管理する法的根拠を用意した。国有商業銀行の業務範囲を明確に定義し、政府機関は国有商業銀行の信用創造に干渉してはならないとした。国有商業銀行の権利を守るために、「商業銀行法」が制定・施行された。

1994年の金融制度改革によって中国の金融制度は市場経済化に向けて一歩前進したと評価される。改革そのものは未完成なものであるが、財政の一環だった金融制度は改革によってより独立した存在となり、政府部門による金融業務・金融政策への干渉は幾分改善

されている。

金融制度改革の不十分な点について次の諸点を指摘することができる。

まず、人民銀行の金融政策と商業銀行の金融業務に透明性がなく、信用そのものが確立されていない。人民銀行の金融政策は依然として国務院（内閣）の認可を受けなければならない。金融政策委員会は実際に金融政策を決定することはできず、すべては国務院の一元管理になっている。国有商業銀行の金融業務も実際の融資を行うに当たり、どのようなメカニズムによって経営判断がなされているかは必ずしも明確にされていない。

また、国有銀行に対する監督機能が十分に用意されていない。金融当局による銀行監督が強化されているが、インサイダーによる監督はまったく無意味なことではないものの、それだけでは不十分である。現に金融関係者の犯罪は多発しており、大量の不良債権が生じているのに、責任が十分に追及されていない。現在、国有商業銀行の株式会社への転換が図られ、その株式の一部を上場させるとしているが、国務院や国家発展改革委員会の幹部は、たとえ株式上場が行われたとしても「国家は絶対多数のシェアを支配しなければならない」と発言している（黄菊副総理、馬凱発展改革委員会主任など）。一般の株主から銀行の経営を監督できなければ、ガバナンスが十分でない上、経営の改善も難しい。

さらに、政策金融機関の経営難が課題として急浮上している。そもそも国有商業銀行の経営改善を図るために、商業金融業務と政策金融業務が分離され、その受け皿として政策金融機関（3行）が設立されたのである。しかし、政策金融機関の運営は十分な情報開示がなされておらず、「第2の財政」の役割しか果たしていない。国家開発銀行をはじめとする政策金融機関の資産劣化が加速していると言われている。

一方、輸出金融を担当する金融制度の枠組みについて、かつて外国為替専門銀行だった中国銀行は1994年の金融制度改革以降、国際貿易金融の業務を輸出入銀行に移管した。2001年にそれまで輸出入銀行が兼務していた政策的保険業務も、中国輸出信用保険公司に移管され、国際貿易金融の制度的枠組みが形としてできたのである。

制度的に輸出金融を担当する金融システムは、中国輸出入銀行→輸出信用保険公司という流れになっているが、実際の運営においては、大型の国家プロジェクトは国家開発銀行が担当するケースが多い。また、中国銀行も貿易金融に依然として登場する機会がある。要するに、商業金融と政策金融は分離されたとはいえ、依然として業務が重複している部分がある。政策金融機関は収益性を強化するために、政策金融に特化するはずの業務展開を商業金融業務にまで手を広げることがある。商業銀行や商業保険会社も金融サー



ビスの間口を広げるために、商業金融サービスとセットで政策金融サービスを提供することも少なくない。結果的に、商業金融機関と政策金融機関は相互参入することとなり、業務の特化が不十分なままである。また経営の透明性が十分でないため、資産の劣化は予想より早い。

端的に言えば、金融制度改革は実体経済の市場経済化に遅れを取っているため、非効率な金融仲介が行われており、資産の劣化が早いスピードで進んでいる。しかし、金融制度の問題が明らかになっているにも関わらず、経済成長が続いているのは、貯蓄率が依然高い水準で推移しているからである。投資主導の経済成長を続けるために、高い貯蓄率を維持しなければならない。しかし社会保障制度が整備されていないため、将来の不安に備え、国民は当座の消費を削り貯蓄に回している。この構図では、経済成長が鈍化しなければ、金融制度の非効率化が浮上しない。逆に、何らかのきっかけで経済成長が鈍化するようになったら、金融制度の問題も浮上し、深刻な経済危機が起きる可能性がある。

## 第2節 中国の金融政策のあり方と問題点

金融制度の本来の役割は、貯蓄主体の家計部門から投資主体の企業部門への金融仲介である。市場メカニズムに基づく金融仲介は生産性の高い産業により多くの資金を仲介し、それによってマクロ経済全体の効率化が実現される。また、金融仲介を調整する価格メカニズムとして金利が自由に設定でき、リスクの低い貸出先については低い金利が適用される。一方リスクの高い貸出先はより高い金利が設定される。従って、信用評価の高い企業は、より安い金利で多くの資金を得ることができる。

ファイナンスを行う企業側は、できるだけ安いコストでより多くの資金を調達しようとする。信用評価の高い企業は商業銀行よりも、社債市場や株式市場など直接金融市場でのファイナンスを選好する。また、日本のような経済において企業と銀行の関係は単なる資金調達と運用だけでなく、市場情報を共有し、ともに成長していく関係になっている。戦後のメインバンク制はその典型である。

しかし、中国における企業と銀行の関係は、国有という屋根の下で経営資源を共有する一方、経営責任が曖昧なまま経済成長が続く限り、経営悪化の責任問題が問われない。また、政府は国有企業と国有銀行の経営失敗について赤字補助金を捻出するなど手助けしている。このように政府、国有銀行と国有企業の間でモラルハザードが生じている。結果的に、国有銀行の金融仲介は生産的ではなく、貸出先の生産性とリスクを無視して、政府の

意向に依存し信用創造しているため、金融仲介の効率は一向に改善されない。

このような背景のなかで、中央銀行当局の金融政策のあり方について、金融仲介の効率化を図り、政府の産業政策に照らして重点産業により多くの資金を配分することが重要である。また、金融政策のもう一つの役割は安定した経済成長を目指すため、金利政策や公開市場操作といったポリシーミックスを以ってインフレなき経済成長を実現することであった。

中央銀行にとって持続可能な経済成長と生産的な金融仲介を目指すために、まず金融制度を改革し、金融機関の効率化を図ることが重要である。これまでの10年間を振り返れば、金融制度改革の最も重要な手術は国有銀行の不良債権（1兆3,000億元≒19兆5,000億円）を分離し、新設された資産管理会社（AMC）4社に移管したことである。

不良債権を分離した国有商業銀行（4行）はその経営を市場経済に組み込むために、株式会社に転換させ、株式の一部を公開する予定である。2005年10月、建設銀行は予定通り香港で株式公開を果たし、国有銀行の株式上場の幕開けとなった。ただし、残りの3行のうち、資産内容が比較的良いとされる中国銀行でも不良債権の切り離しに時間がかかり、当初2005年中に行われる予定だった株式公開が遅れている。工商銀行は都市金融に特化してきたが、国有企業の経営難を背景に資産内容はかなり劣化していると予想され、株式会社への転換も時間がかかると予想される。農業銀行は農業支援の政策金融を長年行ってきたこともあり、その資産内容は4行のうちで最も悪い。大幅な手術を行わなければ、株式会社への転換も難しいことが予想され、最終的に規模を大幅に縮小してから株式会社に転換することになると思われる。表は国有銀行の株式会社への転換と株式公開の予定表だが、実際に予定通りに実現したのは建設銀行だけである（表4-1参照）。

表4-1 4大国有銀行の株式会社化と株式公開予定

	建設銀行	中国銀行	工商銀行	農業銀行
2004	株式会社化	株式会社化	--	--
2005	株式公開（香港）		--	--
2006	--	株式公開	株式会社化	--
2007	--	--	株式公開	株式会社化
2008	--	--	--	株式公開

（資料）各種報道により筆者作成

従って、人民銀行の金融政策はまず非効率な金融制度という障害に直面し、生産的な資金配分が実現されていない。国務院、銀行業監督管理委員会及び人民銀行は国有銀行の経営を改善するために、その不良債権を分離したが、実際の AMC による不良債権回収処理をみると回収率は 20%程度であり、バルクセールは失敗に終わったといえる。逆に、AMC が簿価で不良債権を銀行本体から買収することでモラルハザードがもたらされている。

他方、安定した経済成長を目指す金融政策は、人民元のドルペッグによって金利政策の自由度が大幅に制限されている。2005年7月、人民元の対ドルレートが 2.1%切り上がり、その後、少しずつ人民元のドルレートは切り上がっている。問題は、市場では人民元の大幅な切り上げが必要とみられる中で、中国政府は切り上げを最小限に止めようとする思惑がある。また一段の切り上げを期待して海外の「熱銭」(ホットマネー)は中国に集中している。それによって中国で過剰流動性が生じているのに、人民銀行は思い切った金利政策を実施できない。なぜならば、大幅な利上げはさらなる外資の流入を呼び込むことになるからだ。

その結果、中国で不動産など一部の市場で資産バブルが生じ、素材関連の市場も過熱化している。人民銀行は景気を引き締めるために、市中流動性を吸収する不胎化政策を実施している。しかし、毎年 2,000 億ドル超す外貨準備の増加と 15%以上の M2 の伸びによる過剰流動性を公開市場操作では吸収できない。金融政策が本来の役割を果たせない中で、政府は国有企業に対して設備投資を自粛するよう要請している。2005年の設備投資の伸び率は 2003年 26.7%、2004年 27.7%からわずかに低下し、25.7%だった。景気のソフトランディングを目指す政府はここで思い切った景気引締政策を実施するよりも、緩やかな引き締めによって景気過熱を冷やしていこうとしている。問題は GDP に対する消費の寄与度が 45%程度に低下し(国家統計局)、投資を思い切って引き締めれば景気が冷え込む恐れがあることである。中国の政策当局のポリシーメーカーは難しい局面に直面している。

### 第3節 金融国際化の流れと国内金融システムの脆弱性

2005年7月21日、中国人民銀行(中央銀行)は突如として人民元の対米ドルレートを 1ドル=8.28元から 8.11元に切り上げた。同時に、実質的なドルペッグ制を改め、毎日 0.3%以内であれば、為替変動を認めるようになった。これは 2.1%の小幅な切り上げにもかかわらず、国際金融市場に大きな衝撃をもたらし、時間が経つにつれ、国際貿易や外国直接投資(FDI)の動きに大きな影響を与える可能性がある。

従来、外国企業の対中直接投資は、元がドルに実質的に固定されていたため、外国為替リスクを考慮しなくてもよかったが、人民元の為替制度改革により為替リスクが高まり、対中投資の一部を他のアジア諸国に分散させる傾向が強まっている。また、元の切り上げは、中国の対外輸出のコスト増を意味し、繊維製品など付加価値の低い産業が大きな打撃を受けている。

何よりも、人民元の為替制度改革では、中央銀行による一方的な切り上げの実施から市場では更なる切り上げがあるのではないかと神経質になっている。これについて、周小川総裁による再三に亘る否定的なアナウンスにもかかわらず、市場では人民元がさらに切り上がるだろうとみている。2006年3月14日の全人代閉幕にあたる温家宝総理の記者会見で、意表を突く形での人民元の切り上げはもうないと明言した。温家宝総理の真意は人民元の為替レートを行政指令で切り上げることをしないということだが、日々の取引のなかでの切り上げを認めており、そのピッチはむしろ早まりつつある（2006年3月20日1ドル=8.025元）。更なる人民元の切り上げを期待して、国際的な「熱銭」（ホットマネー）が中国に結集し、経済過熱をもたらしている。

中国は外圧に強いことについて定評があるが、今回の人民元切り上げが米国の圧力に屈したことは明々白々である。1997年のアジア通貨危機の教訓として、経済発展が過度に対米依存することは経済成長の不安定化を意味する。にもかかわらずそれ以降、中国の対米貿易黒字は急増し、より一層の対米依存が強まった。このことを背景に、人民元の切り上げに関するアメリカ政府の要求に、中国は応えざるを得なかったのである。

一般的に、固定相場制が適用される条件として、小さな閉鎖経済であれば、自国通貨をドルなどの基軸通貨にリンクすることにはメリットがあるが、中国経済はWTO加盟をきっかけに、開放経済に向けて大きく前進していることから、固定相場制を長期に亘り維持することはもはや不可能である。中国経済のファンダメンタルズは米国経済と同じ動きをすることは限らないため、内外の交易条件を調整する外国為替レートという見えざる手の柔軟性を拡大させるのは重要なことである。

しかし、問題はそのやり方とタイミングである。今回の為替改革は、まずエレベーター方式で2.1%切り上がったから、さらに、エスカレーター方式で切り上げるようなものである。本来ならば、為替変動の柔軟性を拡大させ、最初からエスカレーターのような緩やかな切り上げを実施すればよかった。実際は、米国の圧力を交わすために、2.1%の切り上げを実施したが、その理論的根拠について説明が付かない。ある意味では、「熱銭」流入の

加速はこうした一方的な切り上げに拠るところが大きいといえる。

今回の切り上げで中国政府はこれからも米国の圧力に屈するかもしれないというメッセージを市場に発信した。歴史的な超低金利が続くなかで、世界的に過剰流動性が生じている。とくに、アメリカのヘッジファンドを中心とする投機筋は新たなターゲットとして中国の脆弱な金融市場に狙いを定めている。それを背景に、7月の切り上げ以降、2ヶ月足らずで人民元の対米ドルレートは8.087元にまで上昇した(2005年9月19日)。しかし、現在の人民元の切り上げは純粋な市場の力というよりも、政治的な必要性に背中を押され、切り上げが実施されているのである。これは本来の為替相場の価格調整機能ではない。

アジアの経済高成長は基本的に域内の高い貯蓄率によって支えられている。しかし、域内の脆弱な金融システムを背景に、資源の配分は必ずしも効率的ではない。そのうえ、貿易黒字と外国直接投資の流入を背景とする巨額な外貨流動性は、域内の経済成長に寄与しておらず、米国債の購入によってアメリカに還流している。皮肉なことに、アジアの外貨流動性が米国経済に寄与すると同時に、時にはアジアの金融市場を攻撃するのに使われているのである。

2001年12月に中国はWTOに加盟した。その約束として2006年12月から市場が全面的に開放されることになる。金融を含めた市場の全面開放は資源配分の効率化につながるかもしれないが、金融市場を中心に激しく変動するリスクも高まる。したがって、中国を含むアジア諸国にとって、平時における金融仲介の効率化を強化すると同時に、有事に備え、金融危機への対応、すなわち、レスキュー機能の強化も求められている。

中国の国内金融システムを考察すれば分かるように、非効率な国有銀行と巨額の不良債権は金融システムの不安定化をもたらす最大のリスク要因になっている。国有銀行はもっぱら国有企業への信用創造を行い、国有企業の経営不振によって国有銀行のバランスシートは日増しに悪化している。とくに、国有銀行は株式制の会社形態になっていないため、企業統治がきわめて不十分である。近年、金融犯罪が多発している背景には、こうした制度上の欠陥がある。

また、国有銀行の経営責任が明確になっていないため、公式ベースの統計では不良債権比率は低下しているように見えるが、実際の不良債権問題は深刻化する一方である。政府行政部門は国有銀行の融資業務に関与し、身内の国有企業への融資の拡大を強要する。国有銀行として国有企業の資金使途の管理を怠ったため、その多くは不動産市場に流れ、不動産バブルを引き起こしている。これから不動産バブルが崩壊すれば、国有銀行の不良債

権はさらに増えることになる。

中国が直面する金融リスクとして、脆弱な金融システムにもかかわらず、性急に市場を開放することで金融危機に陥る危険性が高まっている。そして、市場開放に伴い、海外から投機的な外貨流動性が流れ込み、金融市場を混乱に陥れるきっかけになろう。さらに、国内では1,500億ドルにのぼる外貨預金が人民元に換金されようとしている。これは国内の資産インフレを助長する大きな力となる。

すなわち、為替改革の始動によって人民元の先高期待が高まり、大量の外貨の流れ込みで中国の金融市場において過剰流動性が生じている。中国の市場構造において、最終消費財のデフレは当面続くものと思われ、株式市場に上場している企業のほとんどが国有企業であるため、株式市場のバブル化も考えにくい。その反面、都市部の不動産投資は内外投資家の狙いとなっている。こうした中で、好調な不動産投資は日本企業や日本経済にとり助け舟となり、中国特需といわれている。鉄鋼や造船など本来なら構造的に不振な産業は意外な好景気に恵まれている。

中国経済の今後の展望についてこれまでの高い成長は当面続くものと思われる。国内の高い貯蓄率を背景とする投資主導の経済成長モデルが維持され、国際貿易や対外直接投資も短期的に変調する兆しはない。ただし、人民元の切り上げ基調にあるなかで、中国市場を狙う直接投資が増える反面、製品再輸出型の直接投資の一部は他のアジア諸国に分散される動きが出てくるかもしれない。

東アジアにおいて、自由貿易協定（FTA）の締結が推し進められている。今後、アジア域内における国際分業が再編され、経済効率の向上に寄与するものと思われる。こうした大きな流れのなかで、日本企業のアジア戦略や日本経済政策のあり方について、アジアの経済成長に歩調を合わせた成長戦略の再構築が求められているのである。

#### 第4節 日中金融協力の行方

東アジア域内の経済協力の気運が高まるなかで、日中は域内の大国として経済協力に向けて重い腰を挙げていない。振り返れば、東アジアの奇跡と絶賛された東アジアの経済成長は1997年のアジア通貨危機でターニング・ポイントを向かえた。投資主導の経済成長は経済規模を拡大させる反面、資本効率が低下し、持続不可能であるといわれた（ポール・クルーグマン）。アジア通貨危機については、域内諸国が自国通貨のドルに対する固定相場制を維持しながら、性急に資本取引を自由化した結果、企業セクターが大量の短期資金を

借り入れ、それを長期の投資に回したことによって、ヘッジファンドなどの投機筋にアタックされたと一般的に分析されている。しかし、アジア通貨危機の根本的な原因は偏った経済高成長を目指すために、資本コストを無視した無理な投資を行ったことにあると指摘しておきたい。

アジア通貨危機以降、域内諸国は二度と通貨危機の轍を踏まないために、種々の形での金融協力の枠組み作りを模索している。それを整理すると、主に二種類の金融協力が行われている。第1に、金融危機の緊急的な流動性不足に対応するレスキュー・ファンクションの用意である。域内諸国は二国間の通貨スワップ協定に基づいて、一時的な流動性不足を乗り越えるために、互いに外貨流動性を融通し合う枠組み作りを進める（チェンマイ・イニシアティブ＝アジア通貨スワップ協定）。第2に、平時における金融協力として域内の資金循環を促進し、金融資本市場の効率化が求められている。具体的にアジア・ボンド・ファンド市場（ABF）の創設によって域内の資金融通の効率化が図られる。

しかし、こうした一連の東アジア域内の経済協力と金融協力の醸成において日中の協力は見えず、両国はその経済規模から考えればそれ相応の役割を十分に果たしているとは思えない。

アジア通貨危機以降、アジア諸国通貨の多くは金融投機を防ぐために、米ドルとの固定相場制から変動相場制に移行している。そのなかで、米ドルに実質的に固定している人民元はドルに対して8.27円で固定され続けていた。アジア通貨危機の1997年から2004年まで中国经济は年平均8.3%成長し、同時に国際貿易も順調に拡大している。こうした背景のなかで、経済が高い成長を遂げているのに、通貨が固定されることは、不当な市場介入であると指摘され、日米欧から中国に対して人民元の切り上げを求める圧力が強まっている。

そもそも人民元の切り上げを最初に提起したのは欧米諸国ではなく、日本である。日本銀行の松島元理事は日本の対中貿易不均衡を是正するために、人民元切り上げを求める口火を切った。その後、塩川前財務大臣も人民元が過少評価されているとして、人民元の切り上げを再三に亘って求めたのである。さらに、黒田元財務官（現在アジア開発銀行総裁）はフィナンシャル・タイムズ紙に寄稿し、中国の経常収支のアンバランスを是正し、国内の景気過熱と不動産バブルを引き締めるために、人民元の早期切り上げが必要であると力説した。

しかし、こうした人民元切り上げを求める大合唱の中で、中国が人民元の切り上げを実

施していないことは実は日本にとって幸いなことである。仮に中国が為替介入を中止し、人民元を切り上げたら、日本政府もこれまでのように為替介入ができなくなり、日本円は人民元高に連れられ、円高に大きく振れると予想される。もし円高が1ドル=100円を突破し、その歯止めがかからず、90円台、80円台へと進行した場合、日本経済への悪影響は計り知れない。欧米諸国と違って、日本が中国と same boat（同じ船）に乗っていることを日本のポリシーメーカーはもっと認識すべきであろう。

2004年4月、ワシントンで開かれたG7財務省・中央銀行総裁会合で谷垣財務大臣は中長期的に考えれば、人民元はより柔軟な為替レジームに移行する必要があるが、そのタイミングや具体的な改革のあり方については、中国自身が決めることで、諸外国が圧力をかけるべきではないと述べている。日本の財務大臣の発言として適切だったと思われる。

人民元の為替レジームの改革や金融資本市場の対外開放の前提条件として、国内の金融システムの効率化が重要である。中国の金融システムが抱える最大の問題は非効率な国有銀行と巨額の不良債権の問題である。1994年、中国で金融制度改革が行われ、中国銀行、建設銀行、工商銀行、農業銀行の4行の国有銀行が商業銀行に転換した。

しかし、これらの国有商業銀行が1994年金融制度改革以前に行った貸出は国有企業への融資が多く、財政資金的な色彩が強い。国有企業は国有銀行からの借り入れを積極的に返済するインセンティブが働かず、同時に、国有企業の経営が悪化するにつれ、その資金返済が遅れ、国有銀行のバランスシートに巨額の不良債権が生じたのである。

また、1994年の金融制度改革以降、国有商業銀行の融資に関する自主裁量権が拡大した。こうした背景の中で、地方政府を中心に、地方経済の振興を目的に、国有銀行の地方支店に対して、融資の拡大を強要した。地方政府に強要され、国有銀行が地方の国有企業に融資を行い、その資金の一部を回収できなかったため、結果的に不良債権となったのである。

さらに、国有商業銀行の自主裁量権が拡大する反面、その経営に対する監督機能が十分ではないため、国有銀行の融資の一部が国有企業を経由して不動産市場や株式市場に流れ込んだ。1994年から1996年にかけて沿海部において不動産バブルが発生した背景に、銀行資金の流入があったと思われる。しかし、その後景気引締政策によって不動産バブルが崩壊し、国有銀行のバランスシートにさらに多くの不良債権が生まれた。

では、国有銀行のバランスシートにいったいどれぐらいの不良債権があるのだろうか。

長い間、不良債権の分類は国際スタンダードと異なり、金融監督当局は国有銀行の経営情報を積極的に開示しようとしなかったため、不良債権の実態は明らかになっていない。



1997年のアジア通貨危機をきっかけに、金融機関の経営改善を図るために、1998年、国有銀行4行の下にそれぞれ1社ずつ不良債権の受け皿として資産管理会社（AMC）が設立された。当該4社の資産管理会社に計1兆4,000億元の不良債権が移管された。これらの不良債権が分離された後、国有商業銀行のバランスシートになお30%前後の不良債権が残っていると推計される（1998年）。その後、金融監督当局の監督指針として、国有商業銀行が不良債権比率を毎年2～3ポイントずつ減らすよう求められた。

一般的に、不良債権を処理するには、資本金や利益を以って不良債権の償却に引き当てることと、公的資金を注入して不良債権を償却する方法しかない。4社の資産管理会社が設立されたあと、国家財政から国有銀行4行に対して、計2,700億元の公的資金の注入を行った。しかし、これらの措置は国有銀行が抱える巨額の不良債権を処理するには、明らかに不十分である。その後、国有銀行は金融監督当局が求めている不良債権比率引き下げの指針に応えるために、その分母に当たる貸出を増やしている。結果的に、2004年12月

表 4-2 国有銀行及び株式制銀行の不良債権（2004年12月末現在）

	金額（億元）	比率（%）
不良債権	17,176	13.20
うち、用注意先	3,075	2.51
破綻懸念先	8,899	6.67
破綻先	5,202	4.02
金融機関別		
国有商業銀行	15,751	15.60
株式制銀行	1,425	4.90

（資料）中国銀行監督委員会

末現在、国有銀行4行の不良債権比率は15.6%（15,751億元）に低下した（表4-2参照）。

こうした事実を踏まえて、日本人研究者の多くは失われた10年の日本の苦い経験から中国の金融当局に対して不良債権を早期に処理しなければならないと警鐘を鳴らしている。しかし、これまでのところ、深刻な金融危機を経験したことのない中国金融関係者に対して、いくら不良債権問題の恐ろしさを指摘してもそれが認知されない。

確かに、今日の中国経済は9%以上の成長を続けているため、不良債権の問題はこのような高成長の背後に隠れているのである。しかし、何らかの原因で経済成長が鈍化すれば、

不良債権の問題は一気に浮上し、深刻な金融危機をもたらす恐れがある。この点について、中国の金融当局は真剣に受け止めるべきである。

東アジア諸国の金融システムの特徴は銀行を中心とする間接金融が大きなウェイトを占めているという点である。家計部門の貯蓄の多くは商業銀行を通じて投資主体の企業セクターに仲介されている。高度成長期において、商業銀行が行う金融仲介は限られた財源を鉄鋼、自動車、石油化学といった重点的な産業に優先的に配分するようにしていた。同時に、商業銀行は貸出先の企業のリスク管理も行う。

しかし、企業セクターにとって銀行借入よりも社債発行や株式発行に伴う資金調達はコスト的に安いというメリットがある。信用度の低い中小企業にとってエクイティファイナンスは難しいが、中堅以上の企業なら、証券市場での資金調達は理想的な手段として選好される。にもかかわらず、東アジア諸国において金融資本市場はそれほど発達していない。

この現実について、東アジア諸国の文化に原因を求める研究は少なくない。すなわち、東アジア諸国の国民性や文化では、証券市場は育たないということのようだ。しかし、香港やシンガポールにおいて証券市場が十分に育っている事実から、証券市場が育たない原因は文化になく、既存の金融規制によって証券市場の成長が阻害されているためである。

中国の例を取り上げて考えると、1990年に証券取引所が設立されたが、その後、大きく成長していない。証券市場が発達しない原因は簡単である。政府は証券市場を国有企業の資金調達の間として位置づけ、株式を上場する国有企業が経営不振に陥っているにもかかわらず、正確な情報開示を行っていない。また、国有企業が乗っ取られないように、公開する株式は全体の3割程度と制限されており、国有企業に対する株主からのガバナンスも働かない。結果的に、株式を公開する国有企業は経営がいくら悪化しても、緊張感はなく、ずさんな経営を続けているのである。

情報開示が積極的に行われない証券市場では、虚偽の情報開示を行う企業が一社でも見つければ、その他の企業も同じように嘘をついているのではないかと、投資家から疑われるのである。中国の証券市場を取り巻く最大の危機は投資家の根強い不信なのである。結果的に、投資家の資産選択としてハイリスク・ローリターンの証券投資よりも、国債保有や銀行預金を選好されるのである。

そのため、家計貯蓄の多くが国有銀行に集まり、さらに国有企業に仲介されている。証券市場は設立されているものの、そこに上場している国有企業の業績は芳しくないため、投資家は証券市場を敬遠している。問題は、国有企業が国有銀行から借り入れた資金を投

資に回し、そのプロジェクトの多くは採算性が悪化すれば、国有銀行に更なる不良債権が生じることである。これはいわゆる中国経済の高成長と不良債権の増加という負の循環である。

2001年12月中国は世界貿易機関（WTO）の加盟を果たし、更なる市場開放を約束した。それと同時に、中国はASEAN諸国に対して、自由貿易協定（FTA）の締結に向けた交渉を呼びかけている。また、ASEAN+3（日中韓）の金融協力強化が再確認され、域内の資金融通とアジア債券市場の構築に向けた努力が始まった。

こうした背景のなかで、日中の金融協力を再検討することが必要である。

第1に、双方の金融システムと金融情勢に対する理解を深める必要がある。世界的にみて、金融システムの発展は従来の分業体制から総合的なユニバーサルバンキング体制に変身しつつある。銀行・証券・保険の兼業により金融の範囲の経済性を享受することができる反面、複雑化する金融業務に秘められる金融リスクも増幅している。とくに、IT時代においては国境を越えた金融取引が瞬時に行われるため、金融犯罪の防止も重要な課題となる。表4-3に示したのは、中国における2001年以降の金融犯罪の一覧であるが、事態の深刻さの一斑を呈している。したがって、東アジア域内において金融犯罪を撲滅する国家間の取り締まり協定の締結が求められ、そのリーダーシップを取るのは日中であろう。

第2に、アジア通貨危機の教訓の一つとして域内の経済と金融が過度にアメリカ経済に依存しているため、米国経済の景気後退は直接アジア経済に深刻な影響を及ぼすものと予想される。世界銀行は*Global Development Finance Report 2005*のなかで、今後予想されるドル暴落リスクはアジア発展途上国の貧困を深刻化させると警告している。その理由は、1997年のアジア通貨危機以降、アジア諸国はそろって外貨準備を増やしているが、その大半はドル建てのためである。アメリカの財政赤字と経常収支赤字が拡大し、将来的にドルが暴落した場合、アジア諸国は「ドル暴落危機」に見舞われる恐れがある。したがって、今後の域内経済の持続可能な成長を維持するために、日中経済を軸に相互依存関係を強化することが重要である。

第3に、域内諸国の間で自由貿易協定を締結する動きが活発化している。それを支える金融面の努力としてアジア通貨の形成を最終目的とする通貨協力を強化することが必要である。そのためには、アジア通貨同士のリンクを強化し、その決済システムの利便性を高めることが重要である。同時に、為替リスクをヘッジする金融商品を開発し、域内の短期金融市場の発達を促進しなければならない。こうした一連の金融協力を実現するには、東

表 4-3 中国における金融犯罪一覧 (2001~2005年)

2001年	農業銀行山東支店営業部長潘広田収賄 153.9 万元 (全額返済)
2002年	光大集团有限公司会長朱小華収賄 405.9 万元、懲役 15 年
2002年	農業銀行副行長 (元中国銀行副行長) 趙安歌 4.83 億ドル流用 (審理中)
2002年	中国銀行副会長劉金宝経済犯罪 (審理中)
2002年	浙江省国際信託投資公司党書記・会長王鐘麗収賄・汚職 (審理中)
2003年	華夏銀行行長段曉興収賄罪、不起訴
2003年	中国銀行行長王雪氷収賄 115.4 万元、業務監督責任問題、懲役 12 年
2003年	中国銀行上海支店王政公金流用 (審理中)
2003年	中信集団 (CITIC) 集団副会長金徳琴公金流用 3,932 万香港ドル・159 万米ドル
2003年	中国銀行香港支店総裁補佐顧継東逮捕
2003年	中国銀行 (香港) 不動産開発責任者薛章能逮捕
2004年	中国銀行国際公司副総裁梁小庭収賄 294.97 万元
2004年	中国銀行香港支店副総裁丁燕生顧客資金着服 (審理中)
2004年	中国銀行上海浦東支店総経理張人模逮捕
2005年	中国建設銀行会長張恩照、資金の不正流用で逮捕

アジア諸国の中央銀行間の対話と協力が求められている。

日本は域内の金融先進国として、同地域の金融協力をリードする役割を果たすために、まずより一層の東京の金融市場の開放が必要である。残念ながら、東京証券取引所は過去 10 年間アジア企業の株式上場が行われていない。アジア企業にとって東京市場での上場を目指すには、一連の自己努力のほかに、日本としても規制緩和を推進し、アジア企業にとって開かれた市場でなければならない。

一方、中国は国際貿易の促進や外国直接投資の受け入れに比して、金融改革と金融資本市場の改革が大幅に遅れを取っている。実体経済面の協力を推し進めるためにも、より一層の金融資本市場の開放が欠かせない。そのために、国有銀行を改革し、積極的に情報を開示し、より透明な政策運営を図るとともに、グローバルスタンダードに基づく金融資本市場の育成を目指すことが急務である。

## 第5章 第11次5カ年計画の目指す新たな国家作りと問題点

2006年12月でWTO加盟に伴う市場開放の猶予期間が終了し、約束通りで行けば市場が全面開放される予定である。1992年まで市場経済の構築についてイデオロギーの議論が白熱化し、「改革・開放」政策は社会主義か資本主義かといった論争が繰り広げられたが、同年3月、改革・開放の加速を呼びかける鄧小平の号令によってイデオロギー論争は終焉し、市場経済化に向けて中国社会は本格的に歩み出した。

しかし、それ以降の道は決して平坦なものではない。共産党内部で市場経済の構築についてはほぼコンセンサスが得られたが、具体的な事業分野の改革についての意見は必ずしも統一されていなかった。国有企業の民営化について公有制の崩壊につながるとして反対意見が根強い。また、国有企業の経営改善を目的とする余剰労働力のリストラについて深刻な社会不安を引き起こすとして慎重な姿勢を崩せなかった。さらに、国有銀行の改革について株式制会社に転換するに当たり、株式をどれだけ公開するかが問題となった。これらの問題のほかに、WTO加盟に伴う市場開放について国内の産業に深刻な影響を与えるとして市場の全面開放に反対する声が政府のなかで強かった。とくに、情報通信産業部や農業部など従来厳重に保護されてきた産業を所管する各省庁は激しく抵抗していた。

WTO加盟を積極的に推進する朱鎔基総理（当時）は、ここで、市場開放をしなければ、制度改革も遅れる、と態度を明確にした。恐らく市場の全面開放は国内のいかなる産業にとっても大きなプレッシャーとなる。それへの対応が間違えば、地場産業へのダメージは予想以上に大きいはずである。しかし、「改革・開放」政策は1979年から数えて27年の歳月が経過した。再三に亘って抜本的な改革を求めても、企業レベルの動きが遅い。ここで外圧を利用して、国内の制度改革を促すのはWTO加盟の真意であろう。

2003年、胡錦濤・温家宝政権が誕生し、より一層の改革・開放の加速が求められている。ただし、江沢民・朱鎔基政権の10年間を経て、中国社会はかなり自由化し、政府による経済活動への関与が予想より緩和され、経済の活性化も進んでいる。とくに、誕生したばかり胡錦濤・温家宝政権にとって、地方政府の動きをコントロールすることは難しい作業になっている。また、企業レベルの投資ビヘイビアも活発化し、その規律を高めることは容易ではない。

経済の自由化が進展する結果として、中国社会の所得格差が急速に拡大している。国有企業からリストラされたレイオフ労働者の生活難が深刻化している。また、改革・開放に

取り残されている農民も工業化開発のなかで農地が不当に没収され、現在約4,000万人の農民は農地を失ったといわれる。経済は確かに早いスピードで成長しているが、その発展に取り残されている社会弱者層は不満が溜まる一方である。新聞報道によると、集団暴動事件は2004年7万件、2005年8万7,000件に上るといわれる。中国は社会の安定と経済の持続的成長を図るために、これらの諸問題を解決しなければならない。胡錦濤・温家宝政権にはこれらの難題を解決するために、2006年から始動する第11次5カ年計画にその具体的な措置が盛り込まれているようだ。本章は、第11次5カ年計画の内容を検証し、問題点を明らかにしていこう。

### 第1節 中国における国家と市場の役割の再定義

国家と市場の関係はいかなる経済においても経済活動を規定する諸制度の基本的な関係である。計画経済は中央集権型の政治体制を基本に、政府による経済活動への関与が制度的に認められるものだった。それに対して、市場経済では、市場メカニズムを優先し、国家はあくまでも市場を補完する役割でしかない。問題は計画経済から市場経済への移行段階にある中国のような経済において、国家と市場の関係は一斉に歩みだす動きではなく、経済の各部門は市場経済化に向けた動きとスピードがそれぞれ異なる。

資源配分が基本的に政府行政の力で行われる状況下では、経済部門間の市場経済化の進展が異なるため、不公平が生まれてくる。なぜならば、計画経済から市場経済に向けた出発点の初期条件はそれぞれ異なるにもかかわらず、市場競争の基本的ルールが同じでなければならないため、経済部門間における力の不均衡が最初から存在しているからである。

経済発展の初期段階において、政策のウェイトが経済高成長の維持に置かれ、市場プレーヤーの注目も早い成長についていこうとする。高い成長が続く限り、資源配分の不公平感や構造上の歪みは浮上しにくい。経済を形成する各部門はパイが拡大するなかで、ネゴシエーションに失敗しても、敗者復活のチャンスに恵まれることから不満があっても爆発しない。

世界的に、その国や地域の文化や習慣、社会的バックグラウンドの違いによって国家と市場の関係はそれぞれ異なるものになっている。完全に自由な市場を追求する香港のような地域もあれば、政府による経済活動への介入を認める日本のような国もある。そのなかで、中国は共産党→全国人民代表大会（全人代）→国务院→諸官庁→地方政府→国有企業という関係から分かるように、共産党、全人代、行政と国有企業の4つの層からなる構造にな

っている。そのなかで、共産党は最終的な人事権を握ることで行政と国有企業への関与の権限が保障されている。

1990年代に入ってから、政府行政と国有企業の経営機能の分離（政企分離）がすでにコンセンサスとなり、企業の生産、販売、内部留保の使途などについては自由裁量でできるようになった。現在は、原則として政府はマイクロレベルの企業経営戦略に対する関与をほとんど行うことがない。ただし、大手国有企業を中心に、共産党中央が国有企業の経営トップの人事権を依然として握っているため、共産党にとって都合の悪い経営者は選任されない。また、同じ経営者が同じポストに長く居座ることで横領や収賄などの腐敗に走る可能性があることから、共産党は人事権の行使によって時々経営者人事を刷新することがある。

基本的に国有企業の財産所有権は国家にあると理解されるが、国家は概念的な言葉であり、実態は国家を司る政府がその権限を行使することになる。ただし、政府行政機関が国家に代わってこうした権限を行使する際、その上層にある共産党の意志や意向を反映して、国有企業に対する監督・管理を実施する。平時において、共産党も政府行政も国有企業に対して利益の最大化のみ求めるが、共産党の利益と国有企業の利益が対立するようになれば、その経営トップが刷新されることになる。例えば地方にある国有企業はその地方の利益を重んじて時々中央の指令を無視することがある。こうしたときに、その経営トップが交替され、中央政府や共産党に忠実な新しい人事が執行される。

したがって、中国では、法律に違反したとされながらも、起訴されずに、大手国有企業経営者が党の規律委員会にかけられることがある。すなわち、国家と市場の関係は、中国では、共産党と市場の関係に変わったのである。

一般的に、国家と市場の関係のあり方に対する検討の延長線上にある議論として、市場経済と対応する政治体制は民主主義的な政治システムが最適とされる。しかし、計画経済から市場経済への移行段階にある中国は市場経済化の制度改革を行うのに対して、政治システムについてはあくまでも共産党一党支配を堅持するとしている。したがって、市場のルール化に向けて、ルール（the rule of law）の最終的な解釈権は共産党にある。言い換えれば、市場経済が求めているのは法治国家であるが、中国は依然として人治国家である。その意味は、共産党によるルールの解釈は恣意的になりがちで、法の執行も十分ではない。

人類社会の最も理想的な形とされる民主主義は、それが機能するために、様々な前提条件がある。たとえば、格差の大きい社会において形のうえで民主主義を実施するとしても、

結局のところ、弱肉強食になる。また、民主主義を推進するために、国民一人一人の民主主義的な意識の育成と社会構造の醸成が求められる。

したがって、究極的にいえば、民主主義の法治国家は理想として支持されるだろうが、中国のような、貧困と格差の大きい社会において、無理やり民主主義的な政治体制を導入しても、社会が混乱に陥る可能性が高い。要するに、民主主義は万国共通の理想ではあるが、それが導入されて成功するかどうかは、その国の発展段階と社会のバックグラウンドなど総合的に判断しなければならない。

とはいえ、人治国家的な政治をそのまま存続することは決してよいことではない。貧困の削減と格差の縮小に取り組み、民主主義的な法治国家建設に向けた努力が重要である。こうした文脈から、2006年から始動する第11次5カ年計画を検証すれば、農民の所得のボトムアップを図ろうとする政策は正しい選択といえる。また、社会保障制度の整備も重要である。ここで、強調しておきたいことは、これらの政策目標を達成するための具体策を打ち出さなければならないということである。

## 第2節 所得格差の縮小を目指す第11次5カ年計画

中国は5年ごとに経済発展計画を作成し、階段を上るように経済成長を図っている。これまでのところ、第10次に渡る5カ年計画を作成し、実施してきた。図5-1に示す通り、「改革・開放」政策以降の30年近くの間、第6次5カ年計画から第10次5カ年計画を実施してきたが、その都度国内の政治情勢と経済環境の違いによって5カ年計画の重点が異なる内容になっている。

第6次5カ年計画期間中は、「改革・開放」政策初期にあたり、農業改革が中心だった。それまで人民公社体制のもとで農業の発展が停滞し、国民経済は危機的な状況に陥った。第6次5カ年計画では、農業改革として家庭を単位とする生産請責任制が導入され、農業生産の活性化が図られた。

第7次5カ年計画では、「改革・開放」政策は社会主義体制を堅持するか、それとも資本主義に変わるのか、イデオロギーの論争が盛んになった。結果的に、国有企業の公有制を維持することについてコンセンサスとして再確認され、生産拡大を目指す生産請責任制を国有企業改革に取り入れた。

第8次5カ年計画では、市場経済の構築はもはや社会主義か資本主義かといった論争が決着し、「改革・開放」政策が計画経済に逆戻りしないことで認識が一致した。とくに、



1992年春鄧小平の南方講話により、改革を深め、市場開放が加速されるようになった。

第9次5カ年計画では、1993年からの経済バブルのソフトランディングを受けて、改革を加速させ、金融市場の対外開放を断行する気運が高まっていた。1997年、想定外のアジア通貨危機が発生し、中国は通貨危機にこそ巻き込まれなかったが、経済成長率の鈍化により、デフレ経済の様相を呈した。デフレ脱却と安定した経済成長の維持はこのときの重点になっていた。

第10次5カ年計画では、WTO加盟をきっかけに、よりいっそうの市場開放が予定され、それに向けた努力として国内の金融制度と企業改革が求められていた。政治的には、江沢民国家主席と朱鎔基総理が相次いで引退し、政権が胡錦濤・温家宝に引き継がれた。その政策的重点は市場の全面開放に向けた準備を行うことである。

江沢民・朱鎔基政権はどちらかといえば、国有企業改革など都市部の改革に政策の重点が置かれていた。従来タブーだった国有企業余剰労働者のリストラは1998年から始まり、中小国有企業を中心に、国有企業の民営化が実質的に進展した。

表 5-1 中央財政による「三農」(農業、農民、農村) 支援資金

	2005	2006
農村合作医療補助金	5.4	47.3
農民の職業訓練	4.5	7
メタンガス建設補助金	10.0	20
灌漑水利施設建設投資	3.0	6
一人っ子政策補助金	4.01	5.61
中央政府から地方への所得移転	1021	1259
少数民族への補助金	159	200
貧困地域への補助金	150	210
貧困農民への補助金	130	137
林業生態建設	460	500
合計	1,946.9	2,391.9

(資料) 財経 2006 年 No154

しかし、都市部を中心とする改革の結果、農民が改革の枠外に置かれ、実質的に、農民の所得増は経済成長率を大きく下回っている。また、市場メカニズムの徹底を中心とする

江沢民・朱鎔基政権の改革で資源配分に有利な富裕層はあっという間に豊かになるのに対して、リストラされた国有企業の労働者を中心に、都市部の極貧層が形成され、大都市の一角ではスラム街ができつつある。改革の目線を高成長に合わせるだけでは、その経済成長は長続きしない。

行き場を失った不満は間違いなく暴動化する。近年、農村部を中心に集団的暴動事件が多発している（2004年7万件、2005年8万7千件）。過去4000年の歴史において政権交替のきっかけのほとんどは農民一揆である。農民の不満の高まりに危機感を強める温家宝総理は第11次5カ年計画の重点を「三農問題」（農民、農業と農村）の解決に置き、本気に取り組もうとしている。

表5-1に示す通り、農民の生活難を解決し、医療補助金や職業訓練補助金など農村での生活環境の改善と社会サービスのレベルアップのために、財政支出を2005年の1,946.9億元から2006年2,391.9億元へと22.9%増やした。中央財政から農民への補助金総額は2006年には3,400億元に上る。これは農民一人当たり換算すると、460元（約6,400円）になる。2005年の農民一人当たりの平均収入<sup>8</sup>は3,255元であり、中央政府から農民に支給される補助金はこれまでの年収の14%に相当する。

農民の生活難を直視し、その難題を解決することは正しい選択であるが、その実効性が問われている。毎年3,000億元の財政補助金を農民に支給することは恒常化できない。また、農民の所得増を図るために、農業税が2006年1月から廃止されている。しかし、農業税は農村行政にとって最大の財源であり、農村行政組織の財源を断ち切れれば、改革は頓挫する可能性がある。なぜならば農村の末端行政組織は財源を確保するために、正規の徴税ができなければ、賦課金の形で予算外収入を増やそうとする。

一方、第11次5カ年計画のもう一つの注目点は経済発展モデルの転換にある。すなわち、投資主導の経済成長から消費主導の経済成長への転換である。投資主導の経済成長は、余剰生産能力をもたらし、製品在庫を増やすことでデフレ経済に陥る恐れがある。現状において内需不足の原因は、所得分配率が低く抑制されているほか、社会保障制度の未整備を背景とする消費の伸び悩みにある。したがって、消費主導の経済への転換は単なるサービス業の振興だけでなく、国民が安心して消費できるような環境作りが重要である。

第11次5カ年計画の第39章第3節において、社会保障制度体制の構築と題して関連の内容が盛り込まれているが、政策としての優先順位は高くない。都市部の貧困問題を解決

<sup>8</sup> 農民の収入は可処分所得ではなく、自宅で飼育している家畜や育てている野菜なども所得に加算される。

するために、最低生活保障の強化や雇用創出の促進を言及する程度だからである。それよりも、農村改革について、社会主義新農村の建設（第2篇第4章から第9章まで）と題した内容からその重要性は一目瞭然である。

経済が10%程度の高成長を続けるなかでは、平等な所得再配分を目指す税財政政策が機能しなければ、社会は極端に不安定化する。というのは、資源配分に有利な富裕層にとって経済成長の利益を享受しやすい社会構造になるからである。とくに、資源配分が政治的なパワーバランスを軸に行われているため、権力と無縁な低所得層は「改革・開放」政策の利益を享受できない。

そもそも「改革・開放」政策は一部の人が先に豊かになるのを認めて、経済の自由化を推し進めた。現在になって、上位10%の国民は豊かになっているが、その豊かさを低所得層にトランスファーしなければならない。政策の着眼点が経済の高成長にあるとすれば、所得格差は簡単には縮小しない。経済成長率を抑えると、失業問題が浮上し深刻化する恐れがある。したがって、政策担当者は経済成長をある一定のスピードを維持しながら、所得配分の平準化を図らなければならない。

経済学のテキストでは、経済開発の初期において経済成長とともに所得格差が拡大し、あるレベルに達すると、所得格差は徐々に下がるとされている。これはいわゆる逆U字型のクズネッツ曲線仮説である。

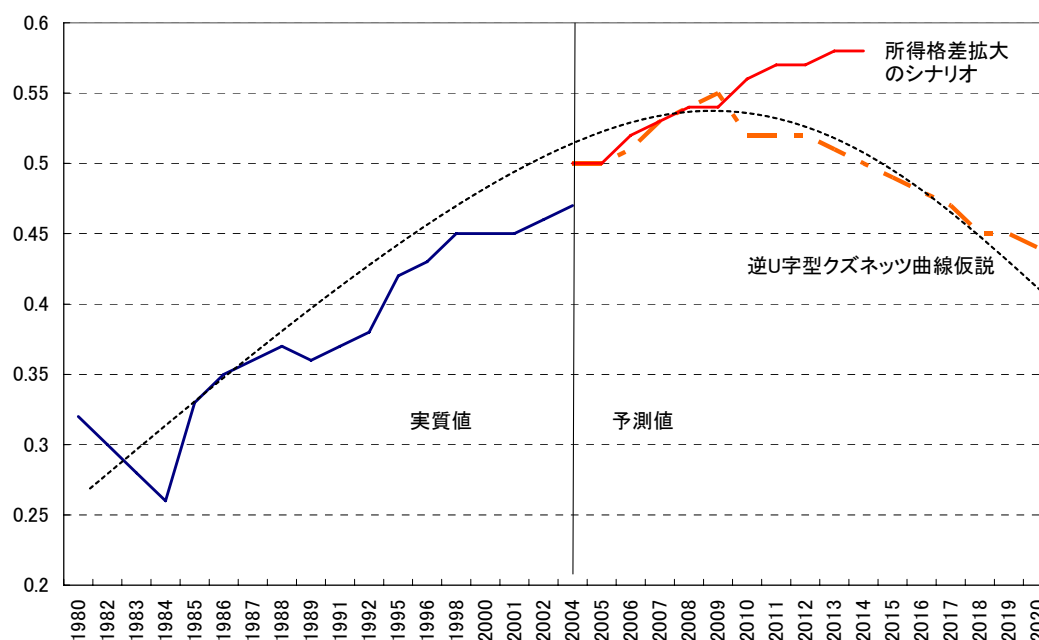
図5-2に示す通り、所得分配の不平等を表わすジニ係数はすでに0.45を上回っている。国連の推計によれば、すでに0.5を超えているとの指摘もある。一般的にジニ係数が0.4を超えると、社会が不安定化するといわれており、実際に中国国内においてここ数年国民の不満が高まり、それを背景とする暴動事件も増えている。

所得格差の拡大を懸念して温家宝総理のもとで、①都市部における最低生活保障の強化と②農民の所得のボトムアップが図られている。所得分配の平準化を図る国家（政府）の役割は税財政政策によって富裕層から貧困層への所得移転を図るしかない。しかし、中国の税体系をみると、間接税が中心になっており、直接税の課税は弱い。財源の確保ができれば、所得分配の平準化は実現できない。

2005年、個人所得税課税を見直すために、課税ベースを従来の800元（1万1,000円）から1,600元（2万2,000千円）に引き上げた。低所得層への減税と高所得層に対する課税強化がその狙いである。また、勤務先での源泉徴収を徹底するよう通知が出された。さらに、自由業（タレント、評論家、芸術家など）の副収入が増えていることに対処して、

個人所得税の総合課税と確定申告制を取り入れるとしている。これに加え、2006年3月、嗜好品に課する消費税率が見直され、排気量の大きい乗用車や高級な化粧品などの消費税率が引き上げられた。

図 5-2 中国における所得格差の拡大と今後の展望（1980～2020年）



(資料) 世界銀行 (2005)、嚴善平(2005)

しかし、「遺産税」(相続税)や贈与税の課税が先送りされている。本来ならば、個人所得課税を強化するとすれば、相続税や贈与税の課税を強化すべきと思われるが、財政部の幹部に対するインタビューでは、個人資産に対する調査ができないため、相続税と贈与税の課税を導入してもあまり意味がないといわれている。市場経済では、個人の私有財産が法的に保護されると同時に、それに対する課税も厳格に行われる。しかし、中国では共産党幹部の既得権益を調査するのは現実的にできないため、これらの税目の導入はできていない。また、個人の私有財産に対する課税が緩い反面、個人財産権が侵害されることも多い。結局、資産家は、個人財産をできるだけ分散し、その一部を海外に持ち出そうとする傾向が強い。

先進諸国に比べ、中国人の納税意識は極端に低い。しかし、これは単なる納税者の問題だけでなく、納税義務を果たすと同時に、政府行政サービスに対する監督・監視ができなければ、納税意識も高まらない。すなわち課税の問題は単なる徴税システムを強化するだけでなく、政治と行政を改革し、国民による参政権をきちんと認めなければならない。参

政権を認めなければ、国民の納税意識は高まることはない。

他方、調和の取れた平和の社会作りにとって機会の平等を図るとともに、結果の平等も重要である。機会の平等のみが強調されると、そもそも初期条件の異なる階層間の矛盾と対立はいつそう激しくなる。中国が掲げている看板は社会主義市場経済であるが、市場経済の価格メカニズムを徹底すれば、所得格差は自ずと拡大する。その反面、社会主義という平等の大原則を放棄していないため、所得の平準化に向けた努力もしていかなければならない。ただし、これから行われる所得の平準化は、かつて行ったような個人財産の没収や侵害ではなく、所得課税や資産課税の強化という明確なルールに基づいて行われなければならない。同時に貧困層や農村部への所得移転を行う際も、その透明性を確保することが必要である。さもなければ、共産党幹部の腐敗がさらに横行し、社会は一段と不安定化する恐れがある。

### 第3節 中国社会の行方

繁栄と平和の中国はアジア及び世界にとって大きな原動力である。逆に、中国社会が混乱に陥れば、世界にとってこの上ない大きな災難になる。「改革・開放」政策以来26年間、中国経済は飛躍的に発展したが、中国社会の不安に対する懸念は払拭されることなく、むしろ増幅している。先進国からみると、中国は共産党一党支配の政治体制のもとで経済が発展しているものの、軍事力が強化される結果、暴走するのではないかと懸念されている。要するに、政治手続きが透明性を欠いたシステムでは、政権が暴走する危険性を常に孕んでいるということである。

中国的社会主義はどこへ行くのか。経済の自由化を軸とする「改革・開放」政策が飛躍的な経済発展をもたらしたのは確かなことであるが、漸進主義、すなわち、改革しやすい分野を優先的に着手する改革方法は、大きな成功を収める反面、多くの難問を残しているのも事実である。社会主義や共産主義が標榜する公有制の看板さえ下ろせば、現在の中国は日本よりも資本主義国家に変身している。しかし社会主義の看板を掲げていても、その内実は市場経済化改革により、すでに変質してしまっている。共産主義的な社会平等はとっくに姿を消し、国連の試算によればジニ係数は0.5に達し、所得格差の大きさはすでに社会の安定を脅かすレベルにまで至り、赤信号が点滅しているといわれている。

そもそも、純粋な市場経済において市場原理を徹底すれば、勝者と敗者が分かれ、社会資本が勝者に集中し、敗者は益々窮地に追い込まれる。こうして資源の配分が非効率化し、

社会が不安定化する恐れがある。こうした市場の失敗を補完するために、政府行政は税財政政策によって所得の再配分を図り、負け組や社会弱者層の生活を保障するセーフティネットの構築が重要になる。しかし、政府行政が過剰に経済活動に干渉すると、マクロ経済の効率化を阻害し、人々の生産意欲を減退させる恐れがある。ここで重要なのは、市場と国家の役割のバランスを、経済の発展段階と市場の発達度などをもとに調整していくことであるが、中国のような市場経済移行国の場合、市場の育成と市場経済型の行政システムを整備することの方が重要である。

いかなる社会においても、経済発展のスピードとモラルのレベルアップのスピードが一致して向上していけば、経済の繁栄は社会の安定と平和に寄与する。逆に経済だけが成長し、人々のモラルのレベルが低いままだと、社会は暴力的になり、混乱に陥りやすく、極端に不安定化する傾向が強まる。

中国社会の現状を考察すれば分かるように、社会主義や共産主義の理念を心から信ずる者がかつてに比べ大きく減少し、人々の行動を規範化するスタンダードは金銭主義という経済利益だけになっている。振り返れば、毛沢東が率いる共産党が政権を手に入れてから、中華文明のよしあしを問わず、それがすべて封建主義の残物や毒であるとして全面的に否定し、それに代わって社会主義や共産主義の思想を取り入れたのである。

極端な物不足の1950年代と1960年代において、社会の平等を歌い文句とする共産主義の基本的理念が多くの中国人を魅了させたのは間違いない。しかし、近代中国にとっての悲劇は、まさに自らの伝統や文化を完全に否定し、中華文明が1949年を境に途絶えたことである。長年、学校教育のなかで社会主義理念の優越性のみ強調され、中華文明や儒教の教えなどは一切教育の内容から取り除かれてしまった。

ノーベル経済学賞受賞者ハイエク氏が述べたように、「社会主義は理想として良いことだが、実現不可能だ」。確かに平等を最高の政治理念とする社会主義の思想的枠組みは問題が多い。少なくとも国民のすべてが貧しくなるような悪の平等は受け入れられない。本来なら社会主義に優越性があるとすれば、すべての国民を豊かにするであろう。しかし、現実をみると、1949年以前、農民は貧しかったが、地主は豊かだった。建国以降、国民のすべては貧しくなった。このような社会主義がどうして成功できるのだろうか。

おそらく建国直後、社会主義立国のすばらしいビジョンに魅了され、豊かな生活に憧れてほぼ全国民が革命に参加したのであろう。しかし、このような国民の信頼と憧れは幾度の政治闘争のなかで泡となり姿を消してしまったのである。もっと深刻なのは、全国民が

あの悲劇の文化大革命（1966～1976年）に巻き込まれ、若者は青春を失い、多くの家族は分裂してしまったことである。文革が終焉してすでに30年経過したが、その影響は簡単に消え去らない。

当時高校に進学できず、農村に下放された世代は、現在の20代の若者、最初の一人っ子世代の親の世代に当たる。文化や文明の教育を受けていない世代が一人っ子の親となり、これらの一人っ子はあと10年も経てば、中国社会の大黒柱となる。その親の世代はきちんとした教育を受けていないため、現在ではリストラの嵐に遭っている。中国社会の人口動態の「活断層」はすでに明らかであり、いつ「大地震」が起きてもおかしくない。

本来ならば鄧小平が進めた「改革・開放」政策は、まず寸断された中華文明と中国文化をつなげたうえで、経済の自由化を実施しなければならなかった。しかし、そのために、毛沢東政権の30年間を完全に否定する必要があったが、当時の中国社会において毛沢東は単なる共産党の指導者というよりもはや神様のような存在だった。言い換えれば、鄧小平は文革を否定したが、毛沢東を否定することはできなかった。文革のほぼすべての責任は毛沢東夫人の江青女史をはじめとする「4人組」に負わせたのである。現在から考えれば、文革の「A級戦犯」にされた4人組にとってこのような歴史の処理法は必ずしもフェアなものとはいえない。なんといっても毛沢東は文革を引き起こす最高責任者であり、文革の本質は、毛沢東が政敵の劉少奇元国家主席を打倒するための政治闘争だったのである。文革の末期において4人組は毛沢東の政敵を迫害する実行犯であったが、最高責任者ではない。

とはいえ文革の責任を毛沢東に負わせれば、中国社会の求心力が低下し大混乱に陥る恐れがあった。鄧小平の懸念はまったく杞憂ではなかったが、寸断された文化や文明が修復されないまま、「改革・開放」政策は市場経済化改革に突入したのである。私利私欲が際限なく増殖するなかで、市場経済化という制御不能なドラゴンはダイナミズムをなして暴走を始めたのである。

建国直後の毛沢東政権は、麻薬、賭博と売春など中国社会の毒をほぼ完全に制した。これはいわば毛沢東の功績である。しかし、もともと不平等の社会を平等にすることについて毛沢東には力の限界があった。会社経営者や地主など社会の上層階級をつぶすだけであり、下層階級の所得のボトムアップを図ることはしなかった。言い換えれば、上中下というきれいに分かれていた社会階層は、1949年革命によって泥水のような混沌とした社会に変わったのである。

とくに文革のなかで、社会階級によって地主や会社経営者などの家族が糾弾され、労働者が中国社会の主人公になり、学校の教師や知識人などのインテリは社会の最下層に陥ったのである。しかし、皮肉なことに、「改革・開放」政策以降、インテリ層が再び重視されるようになり、わずか30年足らずの間に、泥水のような混沌とした中国社会は再び上中下という階層化された社会に戻った。

ただ一点だけ大きく異なるのは、現在では社会上位層に位置する人々でも自らが被害者と自認し、自らの個人財産を二度と「共産」（公有化）されないように、知恵を絞って守っていることである。1998年に行われた財務調査によると、フォーチュン誌が発表した中国のもっともリッチな500人は誰一人として個人所得税を納めていなかった。2003年から相続税の導入が議論されるようになってから、リッチ層は財産を生まれただけの赤ちゃん名義の口座に付け替えたりするなど節税のために奔走している。同時に、個人財産を合法非合法を問わず海外に逃避させるケースも増えている。もっとも深刻なのは、中国商務部の調査によると、近年公金横領などを犯して海外に逃走した幹部は4,000人にのぼり、持ち出された不正資金は500億ドルに達するといわれていることである。中国人一人当たり350元（約5,000円）が奪われた計算になる。

いかなる社会にとっても、信ずるものがない怖さはもっとも深刻なことである。現在の中国社会では、やっていいこととやってはいけないことの分別は付かなくなった。カネさえあれば何をやってもいいという風潮が日増しに強まっている。社会の悪と人々の心の中の悪を食い止める文化や道徳の力はもはや無力になっている。信ずるものがないというのはイデオロギーの空白が生じたためである。かつて中国人にとって心の拠り所として仏教や儒教があったが、現在の中国人にとっては無神論を強要する共産主義の理念によって、お寺や関羽廟は単なる観光名所に変身し、毛沢東が代わりに神様になった。しかし、これ以上貧しさに耐えられないことから、毛沢東の教えや社会主義の理念も忘れ去られている。

新しい「器」ができないうちに、古い「器」を壊してしまうと、悲劇が起きる。中国人にとって、これまでの50年余り、古い文化が否定され、そのうえ、社会主義の理念も信用できなくなった。この先あらゆることについて、カネは人々の行動を規範化する唯一の尺度になる。この一元化した価値基準こそ中国社会の不安定化をもたらす最大の要因になる。

考えてみれば、中国社会は新しいものを創り出す原動力は不足しないが、走り出す新幹線のように、社会の暴走を制御する力が不足しているのである。ダーウィンは「種の起源」



のなかで、「自然淘汰と適者生存のメカニズムは生物の進化を生み出す原動力」と説いているが、人間社会の安定を図るには、自然の力や市場の力に完全に任せてはならない。中国の場合は社会主義計画経済の失敗の反動から市場経済に対するやや行き過ぎた崇拜が大きな流れを創り出している。しかし、津波のような市場経済の流れは無数の社会弱者を飲み込もうとしている。この動きに対する抵抗として、負け組の農民やリストラされた労働者による暴動は多発している。1年間の集団暴動件数はすでに8万7千件に達している（中国社会科学院の調査、2005年）。このような状況を放置しておく、中国社会は極端に不安定化し、「改革・開放」政策の成果も台無しになりかねない。

北京大学教授張維迎氏は、中国社会における信用を取り戻すために、個人財産の所有権を永久に保障すべきであると主張している。すなわち、個人財産の所有権が保障されれば、その所有者は自らの信用を壊すような行動を取らないということである。本来なら、個人財産の所有権を認めることは公有制に反するはずだが、共産党は憲法を改正し、合法的な個人財産を侵害してはならないという文言を盛りこんだ。

しかし、個人財産の所有権を認めたからといって、社会の信用や信頼を取り戻せるとは限らない。現状において個人財産を持てるのは、中国総人口の5%に当たる6,000万人だけである。圧倒的大多数の中国人は貧しいままだ。アジア開発銀行の調査によると、中国には依然として1億7,000万人の極貧人口（1日の生活費が1ドル未満）がいるとされる。

大きくいえば、中国にとってここで取り組まなければならないことは二つある。一つは所得格差を縮小するために、所得のボトムアップを図ることである。もう一つは中国文化と中華文明の力で信用と信頼を取り戻すことである。

市場経済の基本は信用であるが、社会主義の50年余りにおいて信用は完全に壊れてしまった。国有企業は国有銀行からカネを借りて、自ら返済しようとしな。逃げられないところまで追い込まれなければ、借りたカネを返さない。未だに多くの企業は売掛金を作らないために、現金決済を徹底している。中国で一番有名な青島ビールは、5つ星のホテルや高級デパートなど信用のあるクライアントを除き、一般の小売店に対して、現金決済でビールを卸している。長春のある食品加工メーカーは、澱粉（でんぷん）が主要製品だが、コカコーラなどの多国籍企業以外のクライアントに対しては、一律に現金決済を実施している。

信用のない社会でのビジネスは経済成長の割に拡大しない。中国では、毎年設備投資は20~30%伸びるのに対して、消費は10%程度の伸びに止まる。そのなかで、生産者のモ

ラルの低下により、消費者はスーパーで売っている商品の質をについて躊躇する場面が多い。最近、とくに食品関連の悪質な事件が増えている。中華料理で欠かせないモヤシがきれいに見えるように、漂白剤で漂白されている。高級食材の湯葉も白くなるように、硫黄の煙で燻製されている。温州のあるホテルでダンヒルの財布は日本円で5,000円で売られていた。「本物ですか」と問い正したら、「本物と一緒に」と返され、絶句したことがある。

おそらく現在の中国社会では、何が本物なのか見分けが付かないことが市場経済にとって最大の危機ではなかろうか。多くの消費者にとって商品の品質を見分ける専門知識はない。生産者は消費者の弱みに付け込んで劣悪な商品を売りつける。こうした信用のない社会では自ずと生まれる知恵があるかもしれないが、人々は自衛のためにいかなる他人の話も簡単には信用しない。

とはいえ、中国社会は向こう100年間、信用と信頼を完全に回復するとは思えない。4000年の歴史のなかで戦乱が繰り返され、直近の100年も植民地化と侵略被害の連続であった。56の民族が共存する中国は、資源の希少性に起因する内側の不安要因と外国からの略奪によって、国民が自己防衛のために、ときには過剰なほど相手を信用しない行動に出る。そのなかで、文化と文明の寸断により、人々の信念は曲げられ、今や金銭的なメリットという価値観に一本化されているのである。

共産党政権になってから、雷鋒などの模範的な人物を掲げ、国民に対して奉仕活動呼びかけているが、その効果は市場経済化するにつれほとんどなくなった。現在でもときには奉仕活動や社会貢献が報道されているが、それは信念をもって奉仕するものよりも、共産党員になるための準備活動である。

振り返れば、社会主義中国において自己批判が許されないため、政権暴走を食い止める力は中国社会内部に備えられていない。また、外からの批判については内政干渉であるとして聞き入れない。政治の自浄機能と外からの監督機能が用意されていなければ、腐敗は蔓延る。おそらく中国人の最大の不満は高成長の「列車」に乗り遅れたことであり、幹部の腐敗に対する憎悪が日増しに高まっている点であろう。しかし、共産党一党支配の政治体制においてこうした憎悪感がいくら高まっても、それをぶつけるところすらない。主人公と称賛されてきた労働者は、今やリストラの対象になっている。何のために、命をかけて革命に参加したのだろうか、と誰もがこうした疑問を抱くだろう。

2006年から執行される第11次5カ年計画において年平均7.5%の成長が目指されている。そして、国内の構造問題について、より一層の制度改革を推進することによって経済

諸制度をグローバルスタンダードに移行させる。そのプロセスにおいて、政策決定と政策執行の透明性を高め、幹部の腐敗に対する取り締まりも強化する。ここで、もっとも重要なのは共産党以外の団体からのチェック機能を導入することであろう。さらに、税財政システムを改革し、所得配分の均等化を図り、地域間と階層間の所得格差の縮小を図る。

こうした一連の取り組みは、国内の既得権益者と利益団体が抵抗するものと思われる。それに対して、指導部のカリスマ性も必要だが、市場の開放による外圧の利用もときには効果的かもしれない。

#### 第 4 節 中国経済成長のワナ

中国経済のキャッチアップは 1979 年を起点とする「改革・開放」政策による経済の自由化から始まった。経済学では、キャッチアップとは、先進国からの技術導入による生産性の先進国レベルへの収束であると定義されている。1980 年代初期から始まった中国経済のキャッチアップは、日本のような豊かな生活を目指したものである。

中国における経済発展は 5 年計画の策定によって成し遂げられている。1981 年から 2005 年まで合計 5 つの 5 年計画が実施された。その都度、経済発展の重点は異なるが、経済の自由化と市場開放はその基本的な方向である。また、この間、中国経済の歴史を大きく二つに分けることができる。1992 年までは、市場経済化改革の準備段階であり、「改革・開放」政策は主にインセンティブ付与で農業改革や国有企業改革を実施した。政府による経済活動への関与を減らし、生産請負責任制の導入により農民や国有企業はその請負の生産量を取り除いた残余の部分につき自由裁量で処分できるようになった。このような生産の拡大を刺激する経済の自由化は「改革・開放」初期において一定の成果を挙げることができた。

ただし、「改革・開放」の第 1 段階に市場経済化の制度改革が基本方針として明確にされたわけではない。最大の障害として、市場経済化の制度改革を推し進めるようになれば、社会主義の根幹たる公有制が崩れるのではないかと恐れられた。当時の中国の新聞などで「改革・開放」は社会主義的なものなのか、資本主義的なものなのか、といった論争が大々的に繰り広げられた。

そして、1992 年春、「改革・開放」の加速を呼びかける鄧小平の「南方講話」を機に、中国の経済発展は第 2 段階に入った。このとき、政府部内は「公有制が社会主義にとって唯一の所有制方式ではなく、公有制を主とする混合所有制も社会主義の姿である」と私有

財産権を事実上容認する姿勢を見せた。結果的に、公有制の絶対的な存在を守る前提で、中小国有企業の民営化が加速した。また、国有企業の経営改善を図るために、余剰労働力のリストラが積極的に進められた。第2段階の制度改革としてもっとも注目されるのは、政府による国有企業への関与が撤回されつつあり、同時に、世界貿易機関（WTO）加盟をきっかけに、よりいっそうの市場開放が進められていることである。

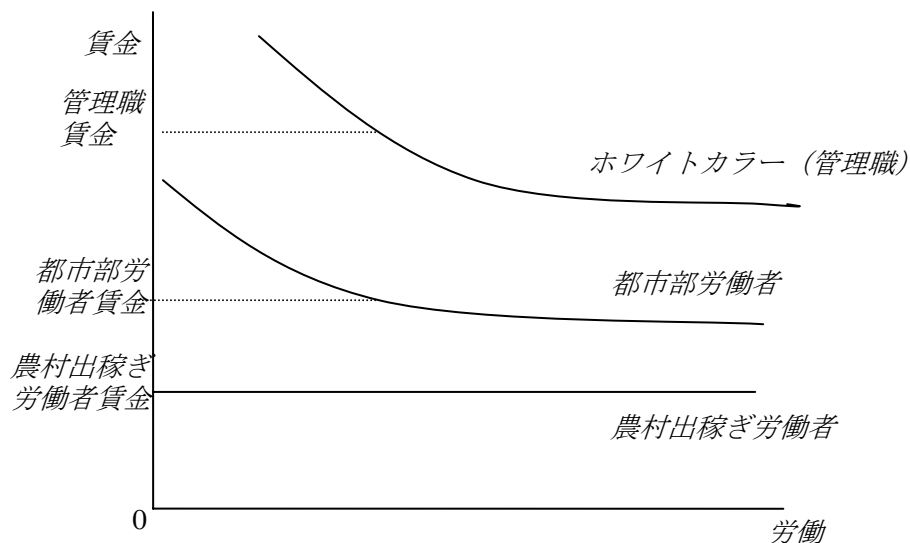
民営企業の市場参入を認め、さらにそれを促すことは中国経済の活性化に大きく寄与する。また、よりいっそうの市場開放によって外国企業に内国民待遇を与えることで市場競争が促され、資源配分はより効率化するものと思われる。事実、毎年600億ドル前後の外国直接投資が中国に流入し、それに伴い、優れた技術と経営ノウハウも持ち込まれている。

中国経済は10%程度の高成長を続けているにもかかわらず、政策担当者は難しい局面に直面している。失業問題は一向に解決されない。世界最大の人口を抱える中国にとってもっとも深刻な問題は実質GDP成長率をある一定のレベルで維持することよりも、失業問題の重圧からいかに解放されるかということにある。

一般的に、政府の失業対策としては、雇用機会創出のための景気刺激策と失業保険を強化する応急措置があげられる。景気刺激策としては、金融緩和策と公共投資の拡大が考えられる。しかし、これらの一般論としての失業対策は中国では必ずしも機能しない。まず、金融緩和策は投資の活性化を下支えする効果があるが、雇用創出効果の乏しい不動産投資が中心となるため、失業対策として期待できない。また、公共投資の拡大は高速道路や橋梁といったインフラ整備がほとんどで雇用の拡大につながらない。さらに、現在の失業保険は7億5,000万人の農民が対象になっておらず、かつ都市部に限定した失業保険の加入率は40%程度である。

こうした背景のなかで、中国政府は雇用機会を創出するために、高い経済成長を維持せざるを得ない。しかし、失業保険や年金保険といったセーフティネットが十分に整備されていないため、高い経済成長が続いているにもかかわらず、消費性向は逆に低下傾向を辿っている。消費が経済成長を牽引する原動力としての役割を十分に果たせないなかで、政府は投資を拡大させるしかない。中国政府は投資を促進するために、労働分配率（雇用者報酬÷国民所得）を低く抑え、資本分配率を高めている。単純比較できないが、先進国日本の労働分配率は76%（2003年）であるのに対して、中国は55%（2004年）程度しかない。途上国であることを考えても、中国の労働分配率を最低でも60%台に引き上げることが必要である。

図 5-3 ホワイトカラー、都市部労働者と農村出稼ぎ労働者の需要曲線



(注) 農村出稼ぎ労働者の需要曲線は横軸（労働量）に対して平行である。すなわち、労働の需要量の増加に対して賃金は基本的に不変である。また、都市部労働者の需要曲線は右肩下がりであるが、あるレベルで収束する。つまり、賃金水準があるレベルで下げ止まり、それ以上下がらない。ホワイトカラー（管理職）の需要曲線は基本的に同じ形状だが、全般の賃金水準が高く、あるレベルで下げ止まるのは同じである。こうして所得格差が生じているのである。

中国の悩みはこれだけではない。投資主導の経済成長が続くなかで、労働者一人当たりの資本装備率（設備資本÷労働）が上昇し、それによって名目の労働生産性が急上昇する。沿海部の工場をみれば分かるように、人海戦術を展開する労働集約型産業は、産業構造の高度化に伴い、徐々に技術集約型に転換しつつある。今後、労働コストの上昇が予想され、工場の機械化・自動化はいつそう進むものと思われる。

要するに、ここで大きな歪みが生じているということである。中国の農村部で大量の余剰労働力が存在する一方、東部沿海部において製品のハイグレード化を図るために、生産ラインの機械化と自動化が強化されている。なぜならば、知的労働者のコストが上昇しているためである。

一般的には国内の労働市場が一本化され、労働コストがその需要と供給が均衡するところで確立するように、労働需給曲線は一本しか描けない。しかし、中国の場合は、ホワイトカラー、（都市部の）ブルーカラーと農村からの出稼ぎ労働者からなる3つの「労働市場」が存在する（図5-3参照）。戸籍管理制度の差別化により、出稼ぎ労働者は都市部で平等な扱いを受けられない。たとえば、出稼ぎ労働者が就業時間内に怪我をした場合、実質

的に労働法には保護されない。近年多発する炭鉱爆発事件のなかで犠牲となった炭鉱夫に対する補償は、都市部の労働者の3分の1未満である。

そして、都市部のホワイトカラーとブルーカラーはそれぞれ異なる労働需給曲線を辿っている。戸籍上の差別こそないが、従来からホワイトカラーは幹部待遇を受けていたことの延長線上、民営企業や外資系企業に勤めるマネージャー層の給与体系はブルーカラーと異なるものになっている。一方、ブルーカラーは肉体労働として計算され、歩合制が適用されるケースが多い。結果的に、労働市場の需要と供給はそのプライス（コスト）メカニズムによっては調整されていない。

政府は高成長を維持するために、製造業への設備投資を拡大させている。産業構造の高度化により雇用創出効果は次第に低下するものと思われる。とくに、近年、中国製のワイシャツや靴といった労働集約型製品は海外でアンチダンピングに遭い、これ以上の拡大生産は困難な情勢となっている。エレクトロニクスを中心に、知的労働者に対する需要が増えているが、供給は間に合わない。大卒の若者は、工場に就職するのを嫌がり、フリーターやニートになっている。一方、農村からの出稼ぎ労働者は就職したいが、労働条件があまりにも劣悪である。労働集約型製品は国内外で厳しい価格競争に晒され、経営側は賃上げなど労働条件の改善に簡単に応じられない。そのうえ、出稼ぎ労働者の利益を守る労働組合組織も存在せず、労働者の利益が侵害されている。結果的に、都市部で苦勞するよりも農村に戻って農作業したほうがいと判断する農民が増えている。近年、広東省では労働者不足が深刻化し、外国企業を中心に他の国への工場移転が検討されている。

中国政府はもっぱら経済の高成長に偏った政策を採っており、経済構造と社会構造の歪みの是正に力を入れてこなかった。経済成長にとってのボトルネックであるインフラ未整備は経済成長とともにいくらか改善されているが、所得格差や貧困問題は、経済成長によって逆に深刻化している。また、経済成長によって新たな問題も生まれてくる。

「改革・開放」政策の第1段階において、国家の役割は資源配分を行うと同時に、中央集権の政治的枠組みにおいて国民を管理する役割も果たしていた。しかし、第2段階に入ってから、市場経済化に向けた制度改革が本格化し、中央政府から地方へ、政府から企業へ、の権限委譲が始まった。政府の管理者としての存在が大きく後退している。

国家の権威が大幅に後退しているにもかかわらず、資源配分への政府の関与は大きなミスマッチと非効率性をもたらしている。現在、中国全体で産業政策が実施されているが、全国の産業基盤と産業構造に係るグランドデザインを無視して、地方は勝手に重複投資を

行っている。四川省、広東省、上海市、天津市、東北地方などでみられるように、主要な地方はフルセット型の産業基盤を建設し、全国的にみれば、重複投資は後を絶たない。

何といてもマクロ的に投資率（固定資本形成のGDP比）が40%に達する状況は経済成長こそ下支えしているが、設備投資の非効率性は明らかである。ここ1、2年来、国有企業は経済高成長が続いているにもかかわらず、経営赤字が大きく膨らんでいる。とくに、2005年国有企業の経営赤字は1,026億元に上り、前年比56.7%も増加した。中国政府の発表によれば、これは1998年に次いで史上2番目の悪さといわれている。

国有企業経営悪化の原因について、①生産コストの上昇、②価格メカニズムの欠如、③過剰生産能力、④コアな技術を有しない国有企業の市場競争力の低下があげられる。国有企業は独自の技術開発を行わないまま、ひたすら拡大生産路線に走った結果、消費者のニーズに合わない商品の生産能力が過剰となった。経営赤字がもっとも膨らんだ産業として、鉄合金-94%、コークス-77%、セメント-68%、自動車-40%などがあげられる。貴重な産業資源と経営資源はその配分が政府に委ねられているため、ミスマッチと非効率性もたらされている。

現在、10%の経済成長が続いているが、うち3ポイントは非効率な投資によるものとみられる。それでも政府は失業問題を緩和するために、投資主導の高成長を維持しようとしている。しかし、これは出口のない坑道に入るようなもので、急いで引き返さなければ、経済危機に陥るなど大きなリスクを孕んでいる。

そもそも市場経済は利益を追求するためのものである。アダム・スミスがいうように、市場経済は自己の利益を最大化しようとする各個人の利己主義の上に成り立っている。しかし、マクロの経済を形成する個別の企業や個人の利益が最大化されても、経済全体の利益が最大化するとは限らない。

一方、中国の社会に目を転じると、極端に流動的で不安定化している。学歴の高い者ほど職場への定着率が低い。出稼ぎ労働者は1億3,000万人に上り、何の社会保障もないまま、その大群は中国国内を大移動している。明らかに政府はこの動きを制御する力を失いつつある。一時的に止めることができるが、完全に制止することはもはや不可能である。それによって毎年の春節、公共交通機関は必ずパニックに陥り麻痺する。

天下を取ることよりも、天下を治めることのほうが難しい。過去1960年間、中国の社会構造は冷戦と鎖国の状況から「改革・開放」と自由化へと大きく変化してきた。唯一変わっていないのは権力構造である。中央集権を基本とする共産党一党支配の政治システム

はトップダウンの権力構造であり、絶対的な権力を以って国を治めている。しかし、市場経済化に伴う経済の自由化により、これまでの権力構造の支配能力が動揺している。それは共産党への求心力の低下である。

諸外国は中国の政治体制について法治国家ではなく、人治国家であると批判している。それに対する応酬として、中国は民主的な法整備を強化していると反論している。しかし、中国社会の実態をみると、先進国という法治国家には程遠いが、人治を続けざるをえない理由もある。

法治国家としての前提は、まず法が守られなければならない。それは法の絶対的な存在を保障するほかに、国民の法的意識の向上も不可欠である。貧困と所得格差の問題が解決されない国では法治は絵に描いた餅に過ぎない。最低の生活さえ保障されない貧困層が膨大な数で存在する社会では、法治のコストが高すぎる。とくに、7億5,000万人の農民は長年閉ざされた農村で生活し、都市部の発展と変化をほとんど知らない。テレビが普及している地域はともかく辺鄙の農村ではほとんど情報が入らず、先祖代々と同じ生活を単純に繰り返しているだけである。おおよそ半分ぐらいの中国人はまだ封建社会から十分に脱却していないであろう。

2006年から始まった第11次5カ年計画の中心課題は「社会主義新農村建設」であるが、新農村の定義は明らかにされていない。恐らくいかなる新農村を建設してもまず農民の意識転換を図らなければならない。おおよそ一世紀前に起きた「五・四」運動や辛亥革命は反帝国主義と反封建主義を旗印に展開された。60年前に反帝国主義の目標はほぼ達成されたが、反封建主義の目標は未だに達成されていない。

「改革・開放」政策は世界最先端の技術を習得するために、市場経済化の制度改革に向けて動き出した。しかし、この急劇な変化に取り残されている半分ぐらいの中国人は意識も身体も付いていけず、封建社会そのものの生活を繰り返している。結果的に、法律の条文が整備されても、それを実行するのは難しい。共産党は党の存在を絶対的なものにし、法律よりも党規を重んじている。一方、底辺の民衆も、法律に保護されるという「贅沢」な発想はなく、政府の役人に守られていると信じている。したがって、もめごとがあっても裁判所に持ち込むことせず、村長に仲裁を頼むことが多い。

ここでの結論は中国の経済高成長は脅威ではなく、崩壊もしないが、先頭を走る機関車のスピードアップによって、車列はいっそう長くなり、それについていけない脱落者が現れてくることである。その脱落者の多くは農民であり、都市部の発展と変化をまったく知



らず、先祖代々と同じ生活を繰り返しているものである。「改革・開放」政策は、走れる者がどんどん走る、という「先富論」によって新たなリスクが生み出され、底辺の貧困層を政策的に保護する制度的枠組みの構築が求められている。そのためには、一方的に法の整備をしても、法治国家にはならず、国民全体の法意識の転換が必要である。

## 終わりに

中国経済はいつその市場開放に向けて歩み出そうとしている。しかし、現在の高成長がいつまで持続できるかについて不透明な要因も多い。中国経済の発展段階は1960年ごろの日本経済に酷似している。高い成長が続いているが、弱者層の不満も高まる。その不満の原因は、絶対的な生活レベルの低下によるものよりも、所得配分と資源配分の不公平性にあると思われる。

社会保障制度などのセーフティネットが整備されていない中国社会では、人々は目の前の経済成長の利益を必ずしも実感して享受することができない。可処分所得は増える傾向にあるが、老後の生活保障が確保されないため、安心して消費を増やすことができない。中国経済は高い成長を続けているが、消費性向はむしろ低下傾向にある。

一方消費の伸び悩みを反映して、中国の貯蓄率は高いレベルで推移している。40%を超える貯蓄率は高い投資率を支えている。その結果、中国の経済成長は投資主導のものになっている。しかし、貯蓄主体から投資主体への金融仲介を担当する金融機関は国有銀行であり、その貸出先のほとんどは国有企業になっている。設備投資の主役は国有企業であるため、投資パフォーマンスの悪さとソフトな予算制約により、投資の資本効率が悪い。したがって、経済規模の拡大にもかかわらず、このままでは銀行の不良債権も増える。

中国政府は持続可能な経済成長を維持するために、目下、投資主導の経済成長を消費主導の経済成長へと構造転換を図ることが必要である。問題は、目標が明らかになっているものの、どのような具体策を以って構造転換を図るかである。社会保障制度を整備しなければ、消費は増えない。社会保障制度の整備は、一朝一夕にはできない。他方、投資の資本効率を高めるために、国有銀行と国有企業の改革が必要である。ここで、やらなければならないのは、社会保障制度を整備するという中長期的な取り組みと同時に、国有銀行と国有企業を民営化し、それに対するコーポレートガバナンスを強化することである。

また、中国経済を取り巻く環境を考察すれば、成長構造上の歪みに加え、所得格差や貧困問題、不良債権、環境汚染など様々なリスクを孕んでいる。これらのリスク要因は、個別の改革で問題解決できるものよりも、互いに関連するものである。所得配分が政治のパワーバランスを軸に行われているため、政治の権力に無縁の弱者層にとって所得配分において常に不利な状況に立たされる。不良債権や環境汚染を深刻化させる要因としては、構造や制度面の問題に加え、深刻なモラルハザードがある。

中国経済は毎年9%以上の高成長を続けているが、国民の道德水準も同じスピードで高まれば、中国社会は秩序のある理想的な社会になる。しかし、経済成長とは裏腹に、国民の道德水準はむしろ低下している。両者のギャップが拡大すればするほど、社会は暴力的になる。すなわち道德水準が低下するなかで、経済成長しても、目的達成のためにいかなる手段も惜しまず、犯罪や暴動が増える。これが今日の中国社会の現実ではなかろうか。

したがって、胡錦濤・温家宝政権が取り組まなければならないのは、経済成長を維持することよりも、モラルの改善、すなわち調和の取れた社会の構築である。第11次5カ年計画では、低所得層の生活保障の強化や農民の所得のボトムアップを図るとしている。今後5年間、構造改革、制度の構築、行政改革など様々な努力が求められている。

しかし、中国経済にとって最大のリスク要因は経済成長が何らかのきっかけで鈍化することである。目下、構造上の歪みや種々のリスク要因が潜在的に存在するが、表に浮上しないのは、高い成長が続いているからだ。貯蓄率が40%に達しているなかでは、不良債権の問題があっても商業銀行に対する信用不安は引き起されない。金融犯罪が多発しても、取り付け騒ぎが起きない。そのすべては貯蓄が増え続けており、銀行が流動性不足に陥る恐れがないことにある。問題は、9%以上の経済成長がいつまで維持できるかということにある。高度成長期が終わり、経済成長率が下がるようになれば、仮に現在抱えている種々の問題とリスクが解決されなければ、中国経済は危機に見舞われ、中国社会は大混乱に陥る恐れがある。

東アジアの繁栄と平和を維持する観点から、中国の成長鈍化と社会の混乱はぜひとも避けなければならない事態である。日中は域内の成長エンジンであり、域内の繁栄と平和を図るため、様々なリスクを協力して乗り越えていかなければならない。差し当たって重要なのは、資源配分の効率化を目的とする金融協力の強化である。

## 別添資料 中国経済主要指標（1999～2005年）

	単位	99	2000	2001	2002	2003	2004	2005
実質 GDP 成長率	前年比、%	7.1	8.0	7.3	8.0	9.5	9.5	9.9
改定後の GDP	〃	<b>7.6</b>	<b>8.4</b>	<b>8.3</b>	<b>9.1</b>	<b>10.0</b>	<b>10.1</b>	<b>9.9</b>
第1次産業	〃	2.8	2.4	2.8	2.9	2.5	6.3	5.2
第2次産業	〃	8.1	9.6	8.7	9.9	12.5	11.1	11.4
第3次産業	〃	7.5	7.8	7.4	7.3	6.7	8.3	9.6
固定資産投資額	〃	<b>5.1</b>	<b>10.3</b>	<b>13.0</b>	<b>16.1</b>	<b>26.7</b>	<b>27.7</b>	<b>25.7</b>
基本建設投資	〃	4.5	6.1	10.4	16.4	28.7	29.7	n.a.
更新改造投資	〃	-0.7	13.2	16.0	11.1	25.1	27.8	n.a.
不動産投資	〃	13.5	19.5	27.3	21.9	29.7	30.3	n.a.
小売総額	〃	6.8	9.7	10.1	8.8	9.1	13.3	12.9
輸出入総額	〃	11.3	31.5	7.5	21.8	37.1	35.7	23.2
輸出	〃	6.1	27.8	6.8	22.3	34.6	35.4	28.4
輸入	〃	18.2	35.8	8.2	21.2	39.9	36.0	17.6
貿易収支	億ドル	<b>292.3</b>	<b>241.2</b>	<b>225.4</b>	<b>304.0</b>	<b>256.0</b>	<b>320.0</b>	<b>1,019</b>
直接投資契約金額	前年比、%	-20.9	51.3	10.9	19.6	39.0	6.3	24.0
実行金額	〃	-11.3	1.0	15.1	12.5	1.4	13.3	-0.5
外貨準備	億ドル	<b>1,547</b>	<b>1,656</b>	<b>2,122</b>	<b>2,864</b>	<b>4,033</b>	<b>6,099</b>	<b>8,189</b>
消費者物価上昇率	前年比、%	-1.4	0.4	0.7	-0.8	1.2	3.9	1.8
マネーサプライ M2	〃	14.7	12.3	17.6	16.8	19.6	14.6	17.9
実質収入：農村住民	前年比、%	3.8	2.1	4.2	4.8	4.3	6.8	9.6
都市住民	〃	9.3	6.4	8.5	13.4	9.0	7.7	6.2
レイオフ労働者数	万人	652	657	515	410	191	153	n.a.
都市部登録失業率	%	<b>3.1</b>	<b>3.1</b>	<b>3.6</b>	<b>4.0</b>	<b>4.3</b>	<b>4.3</b>	<b>4.2</b>

(資料) 中国国家统计局

(注) 2005年は速報値である。なお、外国企業の対中直接投資の統計は金融部門を含まないものを表示しているが、商務部発表の金融部門を含む統計では、724.1億ドルであり、人民銀行外貨管理局が公表している国際収支統計によれば、金融部門を含む直接投資額は855.1億ドルであった(いずれも実行ベース)。